

第 3 編
災害応急対策
【風水害対策編】

第 3 編 災害応急対策【風水害対策編】

第 1 章 自助

- 第 1 節 風水害による被害を防ぐ……………3-1
- 第 2 節 災害情報の入手……………3-4
- 第 3 節 避難行動……………3-6

第 2 章 共助

- 第 1 節 地域の防災……………3-10
- 第 2 節 要配慮者の支援……………3-11
- 第 3 節 避難所の主体的な運営……………3-13

第 3 章 公助

- 第 1 節 風水害対応の基本的な流れ……………3-17
- 第 2 節 災害対策本部の設置及び運営……………3-18
- 第 3 節 職員の配備体制・動員計画……………3-25
- 第 4 節 通信手段の確保……………3-29
- 第 5 節 災害情報の収集・報告……………3-35
- 第 6 節 避難の指示……………3-48
- 第 7 節 避難所の開設及び運営……………3-55
- 第 8 節 要配慮者への対応……………3-64
- 第 9 節 救急・救助及び消防活動……………3-70
- 第 10 節 医療救護……………3-74
- 第 11 節 安否不明者等の氏名等の公表……………3-79
- 第 12 節 物資供給……………3-82
- 第 13 節 応急給水……………3-89
- 第 14 節 緊急輸送活動・交通規制……………3-92
- 第 15 節 災害救助法の適用……………3-97
- 第 16 節 災害広報・広聴……………3-106
- 第 17 節 保健・防疫・衛生計画……………3-110
- 第 18 節 応援協力要請……………3-114
- 第 19 節 帰宅困難者対策……………3-120
- 第 20 節 廃棄物処理計画……………3-122
- 第 21 節 二次災害の防止……………3-125
- 第 22 節 災害支援活動のサポート……………3-132
- 第 23 節 宅地等の危険度判定……………3-136
- 第 24 節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画……………3-139
- 第 25 節 災害警備活動……………3-144
- 第 26 節 教育施設等の対策……………3-146
- 第 27 節 局地的大雨への対応……………3-152

第1章 自 助

第1節 風水害による被害を防ぐ

近年では、地球温暖化現象の影響ともいわれる記録的な大雨や局地的大雨が発生しており、それに伴い、大規模な風水害に至る事態が発生しています。

雨や風は事前に予測可能なことが多いため、風水害が発生する前に避難するなど、早めの対策を講じることで被害を軽減することが可能です。いざというときに慌てることがないように、平時からあらかじめどのような情報に基づき、どのように行動するかを決めておくことが重要です。

また、市民や地域団体、企業は、本計画の「第2編 災害予防対策」に記載の対策を進めるとともに、以下で示している風水害時に必要な行動について、発災時に慌てず行動できるよう、平時から内容を理解し、発災時の行動をイメージしておく必要があります。

1. 防災気象情報に注意

河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮などに関する特別警報・危険警報・警報・注意報などの情報を避難行動などに活用するため、防災気象情報に注意します。

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

※気象庁のホームページから引用

2. 河川(外水)氾濫から身を守る

河川(外水)氾濫は、大雨等により河川の水位が上昇し、堤防から水があふれたり、堤防が決壊したりする現象です。大量の水が速い速度で一気に市街地へ流れ込み、河川の近くでは、わずかな時間で住宅等の浸水や倒壊、人的被害が起こるという特徴があります。そのため、ハザードマップで浸水被害の危険性があるとされる地域においては、大雨や洪水等に関する気象情報と河川水位等を確認し、いつでも避難できるよう準備するとともに、市から発令される避難情報の収集に十分に注意することが必要です。また、河川の上流で大雨になっている場合や長い時間雨が降り続いた場合などにも注意が必要となります。

3. 内水氾濫から身を守る

内水氾濫は、市街地等において大雨や局地的大雨に対して排水能力が追い付かないことなどにより、処理しきれない雨水があふれ出す現象です。河川の周辺で起こる洪水と異なり、河川の有無に関わらず、平坦な住宅密集地域や商業地域等で発生しやすいという傾向があります。

大雨時には地下やアンダーパスなどの低い場所は水が集まりやすく、室内や車中に閉じ込められる危険があるため、進入をさけると共に、地下施設の管理者等は地下への浸水防止対策を行います。

また、マンホールの蓋が外れることや水路の場所が見えなくなることで、転落や脱輪する危険があるため、注意が必要です。

4. 高潮から身を守る

高潮は台風や発達した低気圧に伴い海面が異常に高くなる現象です。高潮が発生すると海水が堤防を越えてしまったり、台風によって発生した高い波が越波し、背後地へ浸水したりする可能性が高くなり、とても危険です。桑名市に大きな被害をもたらした伊勢湾台風に代表される高潮の規模が極めて大きい場合には、堤防が壊れて背後地に多大な被害が発生する可能性が高くなります。そのため、台風の進路や高潮等に関する気象情報を確認し、早めの避難ができるよう準備するとともに、市から発令される避難情報の収集に十分に注意します。

5. 土砂災害から身を守る

土砂災害は山やがけが崩れたり、崩れた土砂が雨水や川の水と混じって流れ出したりする現象です。大規模な土砂災害は、一瞬にして、尊い生命や家屋などの貴重な財産を奪うなど、甚大な被害をもたらします。土砂災害は、大雨や長雨などがきっかけで発生することを踏まえ、自宅がハザードマップで土砂災害の危険性があると判断される場合、以下のことなどに注意します。

(1)大雨時には、レベル3 土砂災害警報やレベル4土砂災害危険警報に注意します

レベル3土砂災害警報は大雨による重大な土砂災害が発生するおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に津地方気象台が発表します。またレベル4土砂災害危険警報は、大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、避難が必要な状況の場合に津地方気象台が発表します。

これらの情報が発表されたときには、テレビなどでも伝えられるほか、三重県や気象庁のホームページなどでも確認できます。また、土砂キキクルによって詳細な危険度分布を把握できます。

(2)土砂災害の前兆現象にも注意します。

土砂災害には、「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」の3種類があります。大雨や長雨が発生した時、次のような前兆を確認したら、周囲の人にも知らせ、いち早く安全な場所に避難するとともに、速やかに市役所や消防署などの関係機関に通報します。

土砂災害の種類	主な前兆現象
が け 崩 れ	・がけに割れ目が見える ・がけから水が湧き出ている ・がけから小石がぱらぱらと落ちてくる ・がけから音がする
地 す べ り	・沢や井戸の水が濁る ・地面にひび割れができる ・斜面から水がふき出す ・家や擁壁に亀裂が入る ・家や擁壁、樹木や電柱が傾く
土 石 流	・山鳴りがする ・急に川の水が濁り、流木が混ざっている ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・腐った土の臭いがする

第2節 災害情報の入手

災害発生時や災害の危険が迫ったときに、市や防災関係機関は災害発生情報や避難情報などの情報を発信しますので、複数の手段で災害に関する必要な情報を収集します。なお、危険が差し迫っている場合は、市や関係機関の情報を待たずに安全を確保する行動をとります。

1. パソコン・スマートフォン等での収集

ア 気象警報・注意報

気象庁のウェブサイトでは気象に関する「特別警報・危険警報・警報・注意報」の情報を取得することができます。

イ キキクル

大雨による災害(土砂災害、浸水害、洪水害)発生の危険度の高まりの予測を 1 km四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。気象庁のウェブサイトでは地図上でリアルタイムに確認することができます。

ウ 水位情報・河川カメラ

川の防災情報(国土交通省)などは大雨などの際に、川の水位情報や河川の状況などをインターネットでリアルタイムに配信し、避難判断等に必要な情報を入手できるウェブサイトです。

エ 避難情報・防災情報

桑名市のホームページでは避難情報や避難所の情報を取得することができます。ほかにも災害に関する情報が掲載されていますので、平時から積極的に活用します。

オ 災害時緊急メール

あらかじめ登録をしていただいたメールアドレスに、桑名市から災害に関する情報などを配信されます。

カ エリアメール(docomo)・緊急速報メール(au、SoftBank、楽天モバイル)

市が発令する「避難情報」等を受信することができます。

キ LINE

桑名市 LINE(ライン)公式アカウントでは、避難情報や避難所の情報をお伝えします。「友だち登録」して活用ください。

ク X(旧 Twitter)

桑名市では、X(旧 Twitter)でも避難情報や避難所の情報を発信しています。桑名市のフォロワーになり、活用ください。

ケ 防災みえ.jp メール配信サービス

三重県が気象災害に備えて、気象情報等が登録したメールアドレスに配信されます。

コ 防災アプリ

三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」など、様々なアプリがありますので、各自の利用方法に合わせたアプリで情報を取得することができます。

2. 緊急防災ラジオでの収集

市はコミュニティ FM のラジオ電波を使用し、避難情報や避難所情報などを配信します。市が貸与している「緊急防災ラジオ」だけでなく、市販のラジオも周波数を 76.8MHz に合わせると同じ情報を聞くことができます。

3. テレビ・ラジオでの収集

テレビはリモコンの「dボタン」を押すと最新の気象情報や避難情報などが確認できます。また、ラジオでも情報を確認できます。

4. 屋外スピーカーからの収集

ア 防災行政無線

市内に設置されています防災行政無線から避難情報などの情報を取得することができます。

※防災行政無線の放送内容は電話で確認することができます。

電話番号:0120-412300(無料)

イ 広報車

災害時の情報を市役所などの車で巡回し広報します。

※発災時には、市役所・消防署・消防団等の車により巡回広報の実施や市内に設置している防災行政無線から災害情報を放送する場合がありますが、風雨や立地の関係でスピーカーからの音声が届きにくいことがあります。放送に気づいた場合は、危険が迫っている可能性がありますので、他の手段で情報収集に努めてください。

第3節 避難行動

本節では、風水害における避難のあり方について記載します。水害や土砂災害などは避難の判断の適否によって、生死が分かれる場合があります、迅速かつ的確な避難行動を行うことが重要です。市民や企業等は、以下に記載の事項を基本とし、情報を得ながら適切に行動します。

1. 避難情報の種類ととるべき行動

災害が発生する恐れがあり、危険があると予想される場合、市は地域を指定して避難情報を発令し、迅速な避難を呼びかけます。市民等は迅速な避難を行います。

(1) 高齢者等避難

災害が発生するおそれがある状況で発令され、避難に時間を要する人(高齢の方、障がいのある方、妊産婦・乳幼児など)とその支援者及び早期に避難が望ましい地域にお住まいの方などが早めに安全な場所に避難することを促す情報で、原則として災害が発生する前までに避難所や災害の想定されていない安全な親戚や知人宅等への立退き避難を完了することが望まれます。

特に避難経路が、局所的な浸水や土砂災害等により通行止めになり孤立するおそれがある場所などにお住まいの方々は、この避難情報のタイミングで避難することが重要です。

また、上記以外の方も必要に応じて、不要不急の外出は控えたり、ハザードマップを確認したり、家族との連絡を確認したり、非常持出品の用意など避難の準備を始めたりするなど、自主的な避難を検討してください。

(2) 避難指示

災害が発生する恐れが極めて高い状況又は局所的に災害が発生している状況で発令され、速やかに安全な場所に避難することを促す情報で、危険な場所から全員が避難します。発令されたら、原則として、速やかに、避難所や災害の想定されていない安全な親戚や知人宅等に立退き避難することが望まれます。

(3) 緊急安全確保

災害が発生または切迫している状況において、いまだに危険な場所にいる市民等に対し、命の危機が迫っているため、避難所等への立ち退き避難ではなく、直ちに身の安全を確保するため、たとえ自宅等であっても、相対的に安全な場所へ移動することを促す情報です。

しかし、これは差し迫った状況下での次善の行動であるため、身の安全が確保できるとは限りません。「避難指示」が事前に発令されている場合、原則、その段階で全員が避難してください。

また、災害が発生又は切迫している状況において、その状況を市が確実に把握することができるとは限らないため、この情報は必ずしも発令される情報ではありません。

2. 風水害時の避難行動

こまめに気象情報や避難情報を収集し、早めの避難を心がけるとともに、以下の点に留意して避難行動を行います。

(1)避難開始の時期

- ア 桑名市から避難情報が発令されたとき
- イ テレビやラジオ、キキクル等の情報から判断し、危険を感じたとき
- ウ 土砂災害の危険性が高い地域等において、災害の前兆現象を確認したとき

(2)避難時の注意点

- ア 動きやすい格好で、持ち出し品を必要最小限とし、なるべく2人以上で避難します。
- イ 可能な限り、近隣世帯で声を掛け合い、一緒に避難します。
- ウ 避難する前に、火の始末を完全に行い、ブレーカーを切ります。
- エ 河川・用水路の近くやアンダーパスは、危険なため近づかないようにします。
- オ 避難する時には、要配慮者の安否確認や支援に努めます。
- カ ドアの外に30cmの水がたまると、水圧でドアが開きにくくなり、水が膝までの深さになると、歩行が困難になります。また、冠水した道路を歩くと、足元が見えない中で、マンホールや水路に気づかず落ちてしまうことがあります。

(3)避難の種類

ア 立ち退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動する、避難行動の基本です。

イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域からの「立退き避難」が最も望ましい行動ですが、大雨による浸水や土砂災害が既に始まっている時など、屋外への避難がかえって命に危険をおよぼすおそれがある場合は、浸水や土砂流入の恐れのない建物内の安全な場所や上層階へ退去し、身の安全を確保することが可能な場合があります。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップや備蓄等を確認し自らの判断でとる行動です。

(4)避難先

避難先は、小中学校やまちづくり拠点施設ではありません。安全な場所にある親戚・知人宅を避難先にする「縁故避難」や料金はかかりますがホテルや旅館に宿泊する事も一つの方法です。

また、避難所は和室や空調設備を備える「まちづくり拠点施設」等から優先的に開設し、状況に応じて段階的に学校等を開設していきますが、災害状況などに応じて開設するため、必ずしも近くにある小学校等が避難所として開設されるわけではありません。

車で避難する場合、低い土地の避難所は駐車場が浸水する可能性があります。そのため、車で避難する場合は、高台の避難所に避難することが望まれます。

避難所が開設するタイミングは、気象情報や避難情報の発令に伴い、概ね以下のとおり開設されます。

- ・ 気象警報発表後(波浪警報を除く)

自主避難をする人のために一部のまちづくり拠点施設や市民センターなどが避難施設として開設されます。ただし、浸水想定区域に立地している施設については状況の変化により、施設が閉鎖され、別の避難所に避難することになる場合があります。なお、この段階では、市は避難情報を発令していません。

- ・ 「高齢者等避難」発令時

気象警報発表時に開設された避難施設で浸水等の危険がある施設は閉鎖され(危険がない施設は開設のまま)、別のまちづくり拠点施設等が追加で避難所として新たに開設されます。

- ・ 「避難指示」発令時

「高齢者等避難」発令時に開設された避難所に加え、安全な場所にある小中学校等が避難所として新たに開設されます。

(5)洪水災害に備えた避難方法

洪水の危険がある地域にいる方は、河川や用水路の近くは極力通らずに、避難情報により示される指定避難所や災害の想定されていない安全な親戚や知人宅、浸水想定区域外の安全な場所等へ避難します。特に、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流や河岸浸食により家屋倒壊等のおそれがある区域)や浸水深が深い区域にいる方は早期に立ち退き避難を行います。また、浸水の危険がない地域にいる方も不要不急の外出は控え、災害の危険がなくなるまで十分に注意します。

また、すでに周囲の浸水が始まっているなど、災害の状況から屋外に出ることで身に危険が及ぶ場合等は、自らの判断により自宅や施設等の上階に緊急的に避難し、安全を確保します。

大雨時には、地下やアンダーパスなどの低いところは水が集まり、閉じ込められる恐れがあるため進入は避けます。

指定避難所に避難したのち、災害の状況等の変化により、他の避難所に避難が必要になった場合は、市職員・消防吏員・警察等の指示に従い避難します。

(6)内水氾濫に備えた避難方法

内水氾濫が発生したときには、すでに避難行動をとることが危険な場合があります。むやみに屋外へ避難するのではなく、まずは建物の2階などの高いところへ垂直避難(屋内安全確保)します。地下室や地下駐車場など地表よりも低い場所にいるときは、速やかに高い場所へ避難してください。やむを得ず屋外へ避難する場合は、浸水状況などを確認し、安全なルートで避難します。

(7)高潮による災害に備えた避難方法

高潮の危険がある地域にいる方は、海岸や河川の近くは極力通らずに、避難情報により示される指定避難所や災害の想定されていない安全な親戚や知人宅、浸水想定区域外の安全な場所などへ早めに避難します。また、浸水の危険がない地域にいる方も不要不急の外出は控え、災害の危険がなくなるまで十分に注意します。

また、指定避難所に避難したのち、災害の状況等の変化により、他の避難先に避難が必要になった場合は、市職員・消防吏員・警察等の指示に従い避難します。

高潮は台風の接近によってもたらされる災害です。台風の勢力や予想される進路、潮位等の情報をテレビなどで確認し、正しい情報に基づいて行動しましょう。高潮が発生する時間帯は台風の強い風により屋外での人や車の移動が困難となります。安全に移動するため早めに避難しましょう。

(8)土砂災害に備えた避難方法

土砂災害の危険性が高い地域にいる方は、避難情報により示される指定避難所や災害の想定されていない安全な親戚や知人宅、土砂災害警戒区域外の安全な場所等に早めに避難します。土砂災害の危険性が特に高い場所においては、避難情報がなくても、いつもと違う前兆を感じたら早めに避難します。

また、安全な場所への避難が困難になった状況においては次善の策として少しでも安全な近隣家屋等や山側と反対の上層階の部屋に避難します。

第2章 共 助

第1節 地域の防災

地域住民で構成する自治会や自主防災組織、消防団などの地域団体は防災関係機関と協力し、被害の拡大防止を図るように行動します。

1. 災害時の地域防災活動

災害発生時、地域団体はあらかじめ策定した防災体制や活動計画に基づき、次のような活動を行います。

(1)情報の収集・伝達活動

災害時の情報は、その後の地域団体の活動や地域住民の行動を決定する重要な要因となります。地域団体は災害情報の中継点となり、市や消防機関等からの伝達すべき情報を地域住民に伝達し、また、逆に地域の被害状況、地域住民の避難状況等を地域団体で収集し、市や消防機関等に伝達するよう努めます。

(2)負傷者等の救出・救護活動

地域団体や住民は、二次災害に十分に注意し、安全を確保できる範囲で簡易な救助活動や応急手当、医療機関への搬送に努めます。

(3)住民等の避難誘導活動

避難情報が発令された場合や地域の被災状況から避難の必要がある場合は、地域住民等を避難場所や避難所等へ避難誘導を行うとともに、要配慮者の避難支援に努めます。

(4)避難所運営

避難所は、災害発生後、災害の規模や状況に応じて、一定期間、住民の生活を支援する施設として重要な役割を果たします。避難所の数が多くなると、公助による避難所運営は困難となるため、地域団体や避難者等の住民を主体とする避難所の運営体制を構築し、自主的な運営を行う必要があります。避難所の運営にあたっては、多様な主体が責任者として加わり、様々な意見を反映させることが重要です。また、個々の事情により自宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた人たちも支援の対象とすることも必要です。

2. 地域防災活動に使用する資機材等

地域団体が防災体制や活動計画に基づき、様々な支援活動を行う際には、避難所等の備蓄物品や資機材を活用して行います。

第2節 要配慮者の支援

「要配慮者」とは、高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時に必要な情報を把握が難しい人、一人で避難することが難しい人、特別な配慮ができない避難所での避難生活が困難な人です。このうち自ら避難することが困難な人であって、特に支援を要する人を避難行動要支援者と定義しています。

要配慮者には災害情報や避難に関する情報を確実に伝えることをはじめ、避難誘導や避難所での生活において必要な支援を行うなど、「共助」を念頭に置き、率先して支援するよう努めます。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者(妊産婦、外国人等を含む)

避難行動要支援者

災害時または災害の発生のおそれがある時に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする者

1. 要配慮者とその家族の対応

支援する人が被災してしまうなど、要配慮者がすぐに支援を受けられない場合があります。避難が困難な場合は速やかに、隣近所や消防署、市役所に支援の要請を行います。

2. 地域団体の支援

地域団体は、自分や家族の身の安全を最優先とした上で在宅の要配慮者への災害情報の伝達や状況に応じて救護・救出、要配慮者の特性に配慮した避難誘導に努めます。また、自ら避難することが困難な避難行動要支援者についても安否確認や救護・救出に加え、特に、高齢者等避難が発令されたときには、支援者自らの避難準備を整えるとともに、避難行動要支援者の避難を支援するよう努めます。要配慮者の状態や集落の孤立などにより対応が困難な場合は、消防署、市役所に支援の要請を行います。

3. 要配慮者利用施設等の対応

社会福祉施設等は、利用者や職員の安否確認、施設の被害状況等を確認し、市へ報告します。また、負傷者が発生した場合は必要な救護を行うとともに、施設の破損状況などから必要と認める場合は、利用者を避難所等に避難させます。特に洪水・高潮・内水による浸水や土砂災害による被害が予想される地域内の施設は、避難確保計画に基づき避難の準備を行うとともに、避難情報が伝達された場合には速やかに入所者等を避難させます。

4. 避難所での配慮

多くの人が出入りする避難所において要配慮者は、より強いストレスを受け、体調に悪影響を及ぼすことがあります。避難所の運営者や周囲の支援者は「避難所運営マニュアル」等に基づき、要配慮者の健康状態等に十分に配慮します。

第3節 避難所の主体的な運営

避難所は市が開設し、開設初期は市職員・施設管理者・地域団体が協力して運営します。その後、避難所利用者による「避難所運営委員会」に引き継ぎ、避難者が主体的に管理運営できる体制へ移行します。避難所が開設された時から、可能な限り、避難者も運営組織のメンバーとして、何らかの役割を分担し、運営にかかわっていく必要があります。

また、避難所での良好な生活環境を確保するために、運営においては要配慮者や性別・年齢等によるニーズの違い、衛生管理やプライバシーの確保等に十分に留意するほか、避難者自身による、『納得』と『協働』に基づく自主運営体制の構築がとても大切です。

1. 避難所の開設

避難所は市災害対策本部の判断による開設を基本としますが、天候等の状況により判断を待つことができない場合は、避難所の施設管理者の判断により、避難者を受け入れる応急的な対応を行うこととしています。また、地域団体は地域の状況に応じて避難所の開設を支援し、避難者の受入れに加わります。

2. 避難所の運営

避難所運営に必要となる様々な活動を円滑に行うためには、避難者、市職員、施設管理者からなる「避難所運営委員会」を立ち上げ、組織的な活動を行う必要があります。

また、避難所運営は避難者自らが相互に協力して役割を分担して運営に携わることが必要です。

(1) 避難所運営委員会

避難所運営委員会は、避難者を核として、各地域団体が連携し、主体的に避難所運営に必要な各種業務や施設利用に必要なルール作りなど、避難所運営に必要な体制を整えるための組織です。

(2) 地域団体の役割

地域団体は円滑な避難所運営を担う避難所運営委員会の立ち上げや、避難者による自主運営ができるようになるまで、避難所運営マニュアルを活用しながら、組織力を活かして避難者をとりまとめ、避難所運営の支援活動を行います。

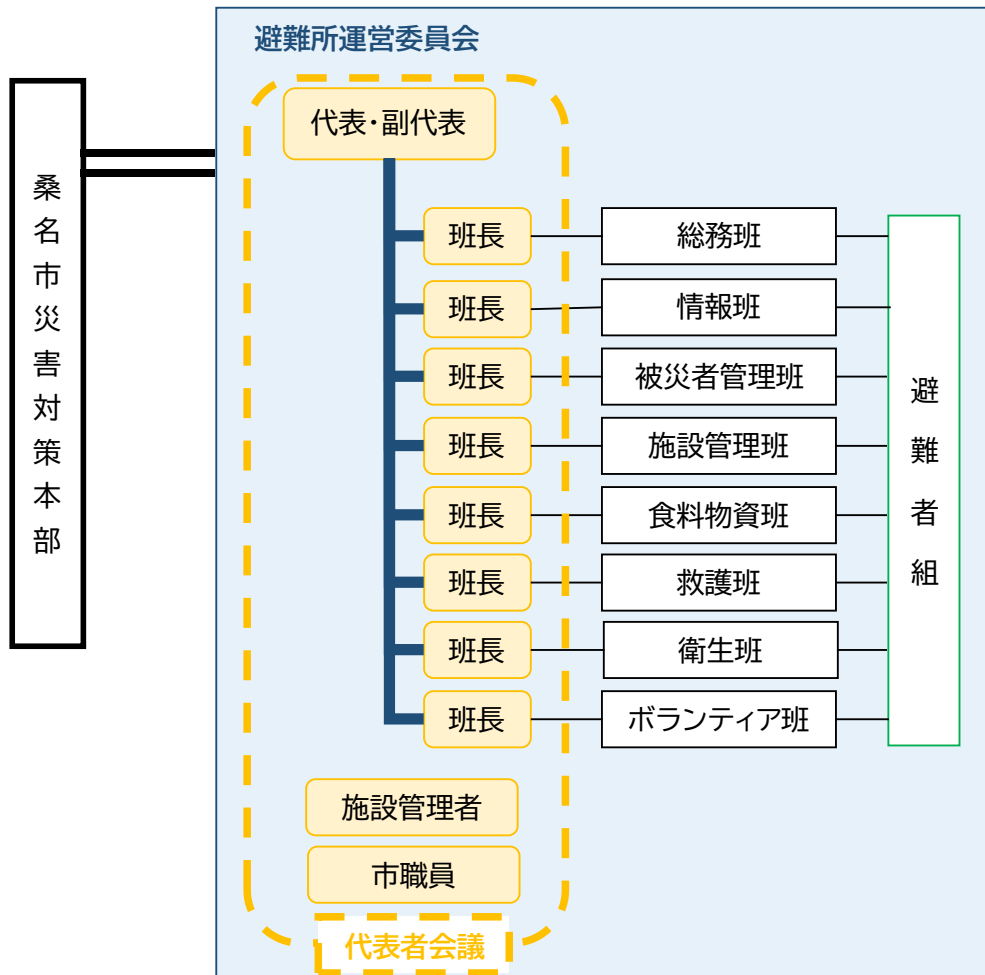
(3) 避難者の役割

避難者は地域団体と協働し、避難所運営委員会の活動を積極的に行います。また、避難所運営委員会の主体は時間の経過と共に地域団体から避難者へと移行するため、市や地域団体の支援体制の下、避難者が協力して各種活動に取り組みます。

3. 避難所運営委員会の活動

避難所運営委員会は、避難所運営マニュアルに基づき、主に以下のとおり活動します。

(1) 避難所運営委員会組織図



(2)各班の主な役割

ア 総務班:外部との窓口、避難者の要望受付などの総務調整

運営委員会の運営や各班の調整、外部との窓口、避難者及び避難所外避難者からの意見・要望の受付を行います。

イ 情報班:情報収集と情報提供

収集した情報を整理し、掲示板や館内放送などの手段によって避難者へ情報提供を行います。

ウ 被災者管理班:避難者の入退所管理と訪問者受付等

避難所の状況をできるだけ正確に把握するため、避難者名簿を作成し管理します。また、避難所への訪問者やマスコミ等の部外者の入出を管理、外部からの郵便等の受付、電話による安否確認等に対応します。

エ 施設管理班:施設の防犯や管理及び廃棄物等への対応

- ①施設・設備の定期的な点検や余震による新たな危険個所の把握及び対応をします。
- ②ごみ集積場所の設置と分別等を徹底します。
- ③トイレの設置と当番による清掃を定期的 to 実施します。
- ④ゴミ収集やし尿処理を定期的 to 要請します。

オ 食料物資班:救援物資・日用品物資の調達・配給

避難所内で必要な食料や物資について管理・把握するとともに、不足分は要請し確保します。開設当初は、避難所の備蓄物資を、支援開始後は支援物資を配給します。

必要な食料や物資の把握を行う際は、要配慮者や女性等のニーズ、アレルギーやプライバシーへの配慮に努めます。また、避難所外避難者に対しても、適切に配給します。

カ 救護班:傷病者や要配慮者等への対応

傷病者に対する応急処置や救護、支援を実施します。また、車中泊避難者のエコノミークラス症候群や避難の長期化による避難者の健康状態に配慮するとともに、必要に応じてボランティアの要請や医療機関等への受入れを要請します。

キ 衛生班:感染症の予防と生活衛生環境の管理

- ①断水時には、飲料水と生活用水をそれぞれ確保し、効率的に活用します。
- ②消毒液やトイレトーパーなどの衛生物品の在庫状況を管理するとともに、避難者で当番を決めるなどし、定期的な清掃を実施し衛生環境の向上に努めます。
- ③ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確化するとともに、飼い主の責任の下、適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努めます。

ク ボランティア班:ボランティアに関する各種調整

各班と連携してニーズを把握し、避難所の活動に支援が必要な場合は、災害ボランティアセンターに連絡し、支援を要請するとともに派遣されたボランティアの受入れや活動を指示します。

(3)避難者への配慮

避難所では年齢・性別・国籍・障がいの有無など、避難所利用者の事情に合わせた配慮に留意します。

ア 要配慮者への配慮

要配慮者は、特に生活環境の変化により健康を損なう危険があるなど、様々な対応が必要となるため、周囲の理解や配慮が重要です。運営においても要配慮者の声を聞く体制をつくるとともに、状況に応じて福祉避難所や医療機関等の他施設での受入れについて災害対策本部と協議を行うことが必要となります。

イ 性別等によるニーズの違いへの配慮

男女別の更衣室やトイレ・洗濯物干し場、授乳室の設置、女性用物品の配布方法の工夫など性別等によるニーズの違いに配慮します。また、避難所運営委員会への女性の参画を図り、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるように配慮します。

4. 避難生活が長期化した場合の対応

避難生活が長期化した場合、避難所の運営は地域団体中心から避難者による自主運営に移行します。特に、防犯対策に加え、ストレス、衛生環境等への対策のほか、プライバシーの確保や入浴・洗濯など、より日常生活に必要な対策が求められることになります。そのため、避難所での生活に関する相談・指導などを市と連携しながら行います。

5. 避難所の集約・閉鎖

避難者の退所や応急仮設住宅等の提供による、避難者の減少に伴い、避難所の状況に応じた避難所の集約・閉鎖を段階的に実施します。

第3章

公 助

【第1節】 風水害対応の基本的な流れ

本節では、災害発生時に必要となる対応を表形式としてまとめ、災害対応の全体像把握に努める。ただし、ここに記載している内容は基本的事項であり、災害発生時には記載事項以外の対応が必要となる場合があることに留意する。

	フェーズ0(発災前段階)	フェーズ1(初動段階)	フェーズ2(応急段階)		フェーズ3(復旧段階)
	(風水害発生前まで)	(発災直後～24時間まで)	(24時間～72時間以内)	(72時間～1か月)	(1か月～)
災害対策本部の組織・運営	●記者会見の準備・実施【第16節】 ●災害救助法の要請・適用【第15節】 ●災対本部設置【第2節】	●本部会議の公開【第2節】 ●災害警備活動【第25節】	●国・県・他市町等の 合同による会議【第2節】	●行政職員のこころのケア【第3節】	
通信の確保	●通信手段の確認【第4節】	●情報通信の疎通状況確認【第4節】			
被害情報の収集	●局地的大雨への対応【第27節】 ●気象警報・情報の確認【第5節】	●情報処理(トリアージ)【第5節】 ●被害状況に関する情報収集【第5節】	●企業等の被害情報収集【第5節】		
災害情報の伝達	●避難指示等に関する情報提供【第6節】				
応援の受入れ		●応援要請【第18節】 ●連絡窓口、受入れ体制確保(駐車場・ 宿舎・作業スペースなど)【第18節】	●国及び県、他市町等の応援受入れ【第18節】		
広報活動		●住民への広報(被害情報、避難所、物資、ライフラインなど)【第16節】	●応急危険度判定の周知【第16節】	●被害認定調査、罹災証明の発行に関する広報【第16節】	
救助・救急活動		●死傷者の捜索、 救出救助【第9節】 ●安否不明者・行方不明者の氏名等の公表【第11節】 ●医療救護所の設置【第10節】 ●医療チーム派遣要請【第10節】	●遺体の安置、埋火葬【第24節】		
避難所等、被災者の 生活対策	●避難所安全確認 避難者受入れ【第7節】	●帰宅困難者支援【第19節】	●環境衛生の確保、エコノミー クラス症候群の防止【第7・17節】 ●避難所の環境整備(要配慮者や 女性の視点を考慮)【第7・8節】	●ニーズ調査【第7節】	●避難所の統廃合、 閉鎖【第7節】
特別な配慮が 必要な人への対策	●多様な情報提供手段による 広報【第16節】	●安否確認、必要な支援の確認・提供【第8節】	●福祉避難所や専門的なスタッフ等の確保【第8節】 ●被災者の心のケア【第17節】	●災害関連死の防止【第17節】	
物資等の輸送、供給対策		●物資拠点確保【第12節】 ●物資支援要請【第12節】	●給水の実施【第13節】 ●物資拠点の要員確保【第12節】	●義援品の受入れ方針を広報【第12節】	
ボランティアとの協働活動		●専門家等の派遣要請【第22節】 ●ボランティアの受入れ体制の確保、周知【第22節】	●被災者ニーズ把握【第22節】	●地域コミュニティによる 支援体制の確保支援【第22節】	
公共インフラ被害の 応急処置等		●インフラ被害、土砂災害発生箇所等 の点検【第21節】	●道路啓開【第14節】 ●土砂災害発生箇所監視【第21節】 ●立ち入り禁止措置や避難の実施【第21節】	●農業・水産業等への指導・助言【第21節】	
宅地等の応急危険度判定 被害認定調査 罹災証明の発行		●被災宅地危険度判定士の要請【第23節】	●宅地の危険度判定【第23節】 ●被害認定調査の応援要請【第7編】	●被害認定調査の実施、罹災証明の発行手続き【第7編】	
応急教育	●学校施設等の避難所として使用【第26節】 ●生徒等の安全確保【第26節】		●文化財対策【第26節】 ●応急教育等の実施判断【第26節】		
廃棄物処理		●廃棄物発生量の検討【第20節】 ●廃棄物処理計画の策定【第20節】	●廃棄物仮置き場の確保【第20節】	●他の市町村や民間企業等の協力 による震災廃棄物の処理【第20節】	
仮設住宅			●仮設住宅必要戸数の算出【第7編】	●仮設住宅建設地の決定【第7編】 ●空き家情報の広報【第7編】 ●要配慮者等への 配慮【第7編】	●「みなし仮設」 受付【第7編】
生活再建支援		●義援金受付【第7編】	●住民向け相談窓口の設置【第7編】	●被災者生活再建支援金の 生活資金の貸付【第7編】 ●義援金の配布方法検討【第7編】 ●被災企業等の事業 再開相談等【第7編】	

第2節 災害対策本部の設置及び運営

災害対策に関する意思決定機関となる桑名市災害対策本部(以下、災対本部)の設置・運営に関して以下のとおり定める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
風水害発生前まで	1. 災対本部の設置 2. 災害対応の体制 3. タイムラインの活用	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム

1. 災対本部の設置

(1) 災対本部の設置及び廃止

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

市内に風水害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めた場合、市長は災害対策基本法第23条の規定に基づき災対本部を設置する。

その大綱は、桑名市災害対策本部条例(平成16年12月6日条例第160号)及び桑名市災害対策本部条例施行規則(平成28年3月31日規則第17号)の定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。

ア 設置基準

災対本部は、次の場合に桑名市役所内に設置する。なお、被害が局地的でありかつ重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置することができる。

- 桑名市にレベル3大雨、レベル3土砂災害、レベル3高潮、レベル3氾濫、大雪、暴風、暴風雪警報が発表されたとき。
- 上記の場合のほか、市の区域及び市に隣接する区域に災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、市長が必要と認めるとき。

イ 廃止基準

市の地域内に風水害の影響がなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき（下記の状況）、災対本部は廃止される。

- a 被害数値が概ね確定したとき又は被害が確認されなかったとき。
- b 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- c 指定避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等、当面の日常の場が確保されたとき。
- d 災害援助資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- e その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

【資料 2-1 桑名市災害対策本部条例】

【資料 2-2 桑名市災害対策本部条例施行規則】

(2) 災対本部の設置場所

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

災対本部の設置場所は桑名市役所内とするが、市役所が被災するなど災対本部を本庁舎に設置できない場合は、第二拠点として消防庁舎等複合施設「クワナビスタ」に設置する。なお、災対本部の設置は参集した職員が順次行うものとする。

【資料 2-3 災害対策本部レイアウト】

(3) 設置及び廃止にかかる報告 【総括、受援情報】

災対本部を設置、廃止したときは、三重県に報告するとともに防災機関、隣接市町並びに地域住民に対し、防災行政無線、電話、市ホームページ等の方法で通知、公表する。

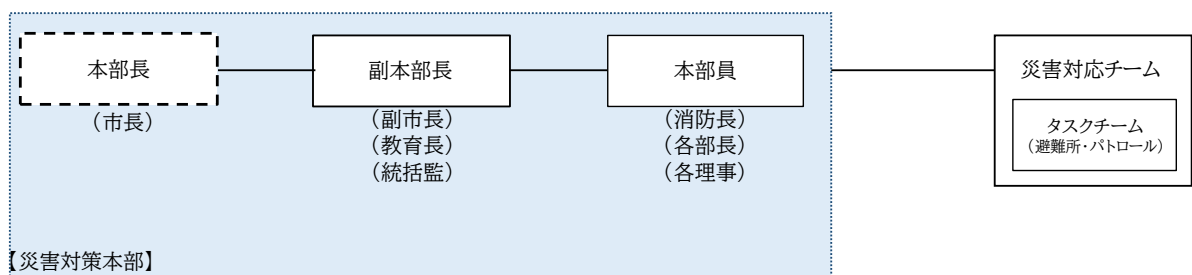
2. 災害対応の体制

災対本部は、本部長が必要に応じて招集し、その会議を主宰する。災対本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、市の最高意思決定機関として、災害対策に関する重要な事項について協議する。なお、本部長は必要に応じ、国、三重県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に出席を求め、助言を得ることができるものとする。

(1) 災対本部組織図

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

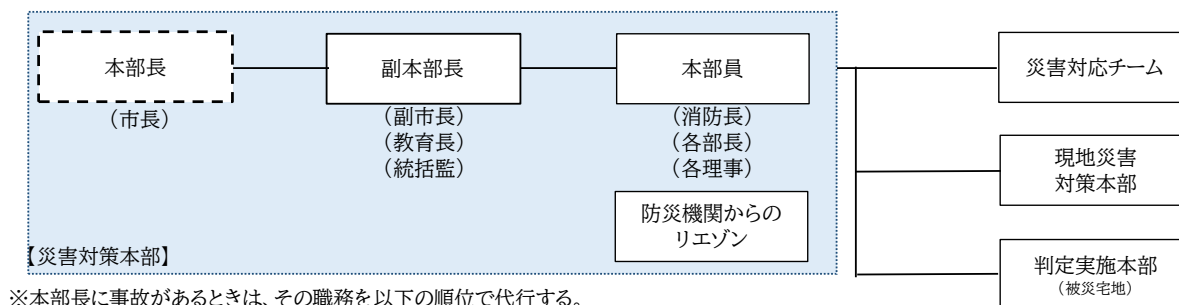
● 第二次配備（配備基準は第 3 節を参照）



※本部長に事故があるときは、その職務を以下の順位で代行する。

1. 副市長、2. 教育長、3. 参集した職員のうち、最上席の者

●第三次配備(配備基準は第3節を参照)



※本部長に事故があるときは、その職務を以下の順位で代行する。

1.副市長、2.教育長、3.参集した職員のうち、最上席の者

(2) 災对本部の役割

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

災对本部会議では、災害応急対策実施上の以下の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。会議の事務局は総括チームが担当する。

- 1 災害応急対策活動の総合調整に関すること
- 2 各災害対応チーム間調整事項に関すること
- 3 避難情報及び警戒区域の設定に関すること
- 4 関係機関への派遣要請依頼に関すること。(自衛隊、県、協定市町・民間団体等)
- 5 災害救助法の適用要請及び救助業務の運用に関すること
- 6 激甚災害の指定の要請に関すること
- 7 義援金品の募集及び配分に関すること
- 8 その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

【資料 2-4 第1回災害対策本部会議における協議・決定事項】

なお、災对本部の構成員の役割は以下のとおりである。

●本部長(市長)

- 1 災对本部会議の議長となること
- 2 避難情報等の発令、警戒区域の指定を行うこと
- 3 国、県、自衛隊、防災関係機関、自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと
- 4 その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること
- 5 災对本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること

●副本部長(副市長、教育長)

- 1 各災害対応チームの調整(業務分担、要員緊急配備等)に関すること
- 2 本部長が不在、若しくは事故のとき、本部長の職務を代理すること

●本部員(消防長、部長、理事)

- 1 対策本部会議の構成員として、本部長を補佐すること
- 2 本部長、副本部長が不在若しくは事故のとき、本部長、副本部長の職務を代理すること

●リエゾン

- 1 被災自治体(桑名市)の情報収集
- 2 派遣元の団体と被災自治体(桑名市)間の調整

(3)災対本部の行動原則

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

災対本部は、災害情報の分量や精度が十分でなかったとしても、最悪の事態を想定し、市民の命を守ることを最優先に、先回りして判断をし、行動することを心掛ける。(「プロアクティブの原則」)

※プロアクティブの原則

- a 疑わしいときは行動せよ
- b 最悪の事態を想定して行動せよ
- c 空振りは許されるが、見逃しは許されない

(4)災害対応チーム(以下、「チーム」という)の役割

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

ア 主な対応

チームの分掌事務は、「第1編 第3章 第3節 活動項目」に定めるところによる。

チームには、リーダー・副リーダーを置く。リーダー及び副リーダーは、各々の分掌事務を遂行する。リーダーは各々の分掌事務について、あらかじめ担当責任者を定め、担当責任者はチームの職員と協力し業務を遂行する。

なお、各チームのリーダーは、実施する応急対策業務等において職員が不足し、人員の増強が必要であると認めた場合、災害対策本部に支援職員の派遣を要請することができる。

イ 状況に応じた組織体制の変更

市内に甚大な災害が発生した場合、地域防災計画に定められた各チームの事務分掌以外に、状況に応じて重要な災害対策を優先的に行う必要がある。このため、本部長は、災害の状況や職員の参集状況に応じて、適切かつ迅速な応急対策活動を実施するため柔軟に組織体制、資源の振り分けを行うこととする。

ウ タスクチームの運用

第二次配備の間、各チームから選出された職員によって構成されるチームであり、主に以下の業務に特化して遂行する

- 避難所担当・・・避難者を受け入れるため、避難所の開設及び運営
- パトロール担当・・・市内パトロールを実施し、施設の点検、冠水箇所の通行止め処置や土嚢設置、排水や土砂撤去等の作業

エ リエゾン等との連携

防災機関から派遣されているリエゾンや、三重県から派遣される先遣隊等の人員と、連携して活動を行う。

(5)現地対策本部

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

ア 設置

現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、局部的な災害、又は特定の地域における応急対策活動等を推進するため、本部長が必要であると判断したときに設置する。

イ 設置場所

現地本部は、原則として、被災現場に近い公共施設等に設置する。

ウ 現地本部長等の指名

a 現地本部長の指名

現地本部長は、本部員のうちから本部長が指名する。

b 現地本部要員の要請

現地本部長は、必要となる職員の派遣を所属するチームのリーダーに求めることができる。

エ 所掌事務

- a 被災現地における情報の収集、伝達及び処理
- b 被災現地における災害対策関係機関との連絡・調整
- c その他災害の警戒及び応急対策上必要な事項

(6)判定実施本部【応急復旧】

ア 設置

本部長は、市内の多くの宅地が被災し、判定業務が必要であると判断した場合は、被災宅地危険度判定を実施する。被災宅地危険度判定を実施する判定実施本部を災対本部内に設置する。

イ 判定実施本部長等の指名

a 判定実施本部長の指名

判定実施本部長は、本部員のうちから本部長が指名する。

b 現地本部要員の要請

判定実施本部長は、必要となる職員の派遣を所属するチームのリーダーに求めることができる。

ウ 所掌事務

- a 被災宅地危険度判定の方針、判定方法等を決定し、判定を実施
- b 被災宅地危険度判定士の派遣を要請から受入
- c その他必要な事項

3. タイムラインの活用

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

頻発化・激甚化する近年の風水害に対して、発災後を中心とした対策だけでは必ずしも十分ではなく、よりきめ細かな事前対策が求められるとの考え方から、事前対策から発災後の対策について「いつ」「誰が」「何を」するべきかを時系列ごとに整理した「桑名市版災害時タイムライン」を策定している。本タイムラインを活用して、発災前から予測できる台風に対し、全庁的に共通認識を持ち連携して、各段階で「抜け・漏れ・落ち」のない対策を講じる。

●想定される運用時間(いつ)

概ね台風到達5日前から1日後(原則、災対本部廃止まで)

●運用主体(誰が)

「桑名市版災害時タイムライン」の運用主体は、災対本部における各チームと、各チームが災害対応で関係する機関とする。

●行動項目(何を)

災対本部設置後の対策だけではなく、事前にすべき対策を洗い出し、その内容を行動項目として整理している。

●対象とする災害

本市に影響を及ぼす可能性がある台風。

●タイムラインステージ

台風の接近状況や災対本部の体制に準拠したタイムラインのステージを設定し、ステージごとに記載された行動項目に取り組む。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:総括チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
応急対策職員派遣制度(総括チーム)	・被災市区町村への助言	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
気象庁防災対応支援チーム(JETT)	・気象や地震津波等の解説による市町村や関係機関の防災対応の支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
災害時情報集約支援チーム(ISUT)	・ニーズに応じて災害情報を集約・地図化し、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)での掲載や提供 ・避難所、医療施設やインフラ施設(道路、電気、水道、通信)等の状況を重ね合わせた地図を作成	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
緊急派遣チーム(三重県職員)	・災対本部の初動対応支援	三重県 【根拠法令等:三重県地域防災計画】
罹災証明コーディネーター	・罹災証明書の交付方針の策定支援 ・被害認定調査の実施方針の策定支援 ・被害認定調査に関する助言	三重県 【根拠法令等:-】

第3節 職員の配備体制・動員計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動を実施するために必要な職員の配備・動員計画について定める。各チームは配備・動員計画について、チームを構成する職員に周知を行うとともに、定期的に見直しを行う。

活動開始時間	活動項目	実施担当
風水害発生前まで	1. 配備体制 2. 動員計画	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム

1. 配備体制

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、配備体制及び基準に基づき、ただちに職員は参集しなければならない。チームリーダーは、発災直後の職員の参集状況を把握する。

(1) 配備体制及び基準

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

配備体制及び動員基準は以下のとおりである。

体制	第一次配備	第二次配備 第一段階	第二次配備 第二段階	第三次配備
	速やかに災対本部を設置するための前段階として、情報連絡活動等を円滑に行う注意体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、応急対策を迅速適確に行い得る警戒体制		甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、市の総力をあげて応急対策活動を行う非常体制
基準	1. レベル2大雨、レベル2土砂災害、レベル2氾濫注意報が発表されたとき 2. その他風水害に関して、本部長が必要と認めたとき	1. レベル3大雨、レベル3土砂災害、レベル3高潮、レベル3氾濫、大雪、暴風(暴風雪)警報が発表されたとき 2. その他風水害に関して、本部長が必要と認めたとき	1. 市内広域に避難情報を発令し、多数の避難者が発生する見込みのとき 2. 市内一部地域で何らかの被害(土砂災害や浸水害)がすでに発生している可能性が極めて高いとき 3. その他風水害に関して、本部長が必要と認めたとき	1. 市内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、本部長が必要と認めたとき
本部設置	-	災対本部設置		

(2) 参集方法

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

ア 勤務時間内

総括チームは、庁内放送及び職員参集メール等の方法で全職員に対し配備連絡を行い、職員は速やかに災害対応にあたる。

イ 勤務時間外

総括チームは、職員参集メールで全職員に対し配備連絡を行い、職員は速やかに災害対応にあたる。配備連絡がない場合であっても、配備体制及び基準に基づき、職員は自主的に参集する。

(3) 参集状況の確認

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

チームリーダーは、指揮命令系統を確立するため発災直後の初動対応において、必要な人員が確保できているかを速やかに把握する。

(4) 配備の解除

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

本部長は、予測された災害の発生危険が解消したと認めるとき、又は災害発生後において、災害応急対策等の措置が完了したときに配備を解除する。

2. 動員計画

(1) 動員の原則

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

職員は、勤務時間外においても、配備体制及び基準に達する災害の発生又は発生が予想される事態若しくは災対本部の設置を知ったときは、配備の伝達を待つことなく、自らや家族等の安全を確保した後、直ちに勤務場所又はあらかじめ指定された場所に自主的に参集しなければならない。

なお、交通の途絶、道路の損壊等により勤務場所に参集しがたい場合は、一時的に所在地の直近の公共施設等に参集し、その後、上司の指示に従い活動を行う。

ただし、休職又は停職中の職員、育児休業中の職員、その他所属長が参集困難であると認める職員は参集を要しない。

(2) 参集時の職員の留意事項

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

ア 服装

参集時の服装は、防災活動に支障のない安全な服装とする。

イ 持参物

職員は災害対策に適する装備(防災服等)を持参する。また、軍手、飲料水、食糧、懐中電灯、マスク、消毒用アルコール等必要な用具をできる限り持参するとともに、平時から自宅や職場等に備蓄するよう努める。

ウ 参集途上の措置

a 被害状況等の把握

職員は、参集途上に知り得た被害状況を参集後、参集場所の責任者に報告する。

b 緊急措置

職員は、参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

エ 参集できない場合

職員自身、家族の被災等のため、参集できないときは、直ちにその旨を上司に報告し、参集可能となった時点で参集する。

(3) 通常業務の取扱い

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

大規模な災害等が発生し、全市を挙げての災害対応が必要とされる場合には、災害対応に必要なマンパワーを確保するため、業務継続計画に基づき、実施する通常業務は必要最小限にとどめるものとする。

各所属は、業務継続計画に基づき、実施する通常業務を最小限にとどめた上で、極力必要な市民サ

ービス業務の維持に努めるものとする。

(4)支援体制の構築

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

避難所運営、生活物資等の供給、災害弔慰金、義援金、罹災証明に係る業務等、災害の程度が大きく、担当するチームのみの対応では実施が困難と見込まれる場合、各チームの業務実施状況等を踏まえ、必要に応じ他チームからの職員の派遣を要請するなど、庁内支援体制の構築を図る。

(5)長期化を見据えた職員配置

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

災害対応業務にあたる職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないように、災害対応業務を庁内各職員で分担して実施する。また、災害対応の長期化を見据え、職員の交代制を構築するよう努め、健康管理や心のケアにも十分配慮する。

第4節 通信手段の確保

災害対策活動を実施する上で、災害情報の把握は不可欠である。迅速かつ的確な情報の収集伝達が災害対策の成否を決めるため、市及び防災関係機関等は、組織内の通信のほか、機関相互の通信を確保する。

活動開始時間	活動項目	実施担当
風水害発生前まで	1. 災害時に用いる通信手段の確認	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 避難所・教育チーム
発災後～24時間以内	2. 通信途絶時の対応	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 避難所・教育チーム
	3. 通信設備の応急復旧	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム
	4. 電気通信事業者による対応	

1. 災害時に用いる通信手段の確認【総括、受援情報、物資調達、避難所・教育】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、下記通信手段の使用可否を確認したうえで、市民への情報伝達手段及び県・国等への報告手段を確保する。通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧等により通信手段の確保に努める。

以下、通信手段ごとに①機器の種類②通信方向、③使用用途、④災害時、機器使用可否を確認する担当チームを記載する。

【1】固定通信網、移動体通信網等

①電話、FAX、携帯電話等

②双方向

③職員や被災者が外部に対して連絡をするために使用。一般的な通信手段で取り扱いが容易である。

④物資調達チーム

【2】内線電話

- ①電話
- ②双方向（庁舎内でのみ使用可能）
- ③庁内において職員間で通話連絡をするために使用。
- ④物資調達チーム

【3】庁内外ネットワーク

- ①グループウェア、共用フォルダ、インターネット
- ②双方向
- ③庁内外において職員間でメール連絡、電子ファイルの共有、庁内外への情報周知をするために使用。
- ④受援情報チーム

【4】災害時優先電話

- ①電話
- ②双方向（発信のみ優先される）
- ③職員が外部の防災機関等に対して電話連絡をするために使用。予め登録した電話から発信する通信について優先的に取り扱われる電話であり、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できるが、受信は規制対象となる。
- ④物資調達チーム

【5】特設公衆電話

- ①電話
- ②発信のみ
- ③被災者が電話連絡をするために使用。災害発生時等に被災者や避難者の通信手段の確保のために設置する発信専用の電話であり、避難所等に設置される。
- ④避難所・教育チーム

【資料5-11 特設公衆電話設置箇所一覧】

【6】三重県防災通信ネットワーク

- ①地上系無線、衛星系無線、有線系無線
- ②双方向
- ③（地上系及び衛星系）県と他市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国機関との通信手段として使用。地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い。
（有線系）市町、消防へ気象情報等を伝達するために使用。大容量データ通信が可能。
- ④総括チーム

【7】市防災行政無線(同報系)

- ①地上系無線
- ②発信のみ
- ③屋外スピーカー等により住民等へ情報を伝達するために使用。
- ④総括チーム

【8】市防災行政無線(IP 無線)

- ①IP 無線
- ②双方向
- ③消防団や各避難所等に配備した携帯電話型の無線機で相互通信をするために使用。
- ④総括チーム

【9】地域衛星通信ネットワーク(LASCOM)

- ①衛星系無線
- ②双方向
- ③地上間の通信を衛星を介して行うもので、国や県等から音声・データ・映像の受信をするために使用。
- ④総括チーム

【10】三重県防災情報プラットフォーム

- ①インターネット回線
- ②双方向
- ③県及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」ホームページ、メール等配信サービスから構成される。
- ④総括チーム

【11】FM 回線

- ①コミュニティ FM、緊急防災ラジオ
- ②発信のみ
- ③株式会社シー・ティー・ワイが運用するコミュニティ FM の FM ラジオ電波を活用して、市民に災害時の緊急情報を周知する。
- ④総括チーム

2. 通信途絶時の対応

(1)市民への伝達に関する代替手段【総括、受援情報、物資調達】

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、広報車等可能な手段をもって周知を図る。

(2)県への報告に関する代替手段【総括、受援情報】

県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図るとともに、警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(3)東海総合通信局の支援による代替手段【総括、受援情報】

東海総合通信局に対し、必要に応じて携帯型の移動通信機器(衛星携帯電話、簡易無線及び MCA 無線機)や移動電源車等の無料貸与の要請を行う。

また、臨時災害放送局用機器の貸与要請を行い、臨時かつ一時的に FM ラジオ放送局を開設し、被災者に対し情報発信を行う。

なお、重要通信の疎通の確保を図るため、無線局の開設、周波数等の指定変更、無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについて、口頭等により許認可を求めることとする。

(4)避難所等における通信手段の確保【受援情報、避難所・教育】

携帯通信事業者やNTT 西日本株式会社三重支店に対し、避難所等における充電サービス及び Wi-Fi 設置等の支援要請を行う。

(5)衛星通信を活用した代替手段【総括】

通信途絶により、被災者や災害対応に支障が出ないよう、衛星携帯電話や衛星通信を活用したインターネット接続サービス等の多様な通信手段を確保する。

3. 通信設備の応急復旧

風水害等の発生により、公衆通信が途絶した場合に備え、各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

(1)要員の確保【総括、受援情報】

市防災行政無線設備や各種回線等の応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2)応急用資機材の確保【物資調達】

非常用電源(自家用発電用設備、電池等)、各種回線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行う。

4. 電気通信事業者による対応

風水害等の発生により通信施設が被災した場合、電気通信事業者【NTT 西日本(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】は、速やかに被害状況の把握及び復旧に努める。

(1)被害確認及び復旧

被害状況を早期に把握し、障害の早期復旧に努め、防災関係機関相互の通信回路の確保に努める。

優先順位	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(2)被災者に対する応急対策

通信施設が復旧するまでの間、多くの被災者が連絡手段を確保できなくなることが予想されるため、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話等の充電サービス及び Wi-Fi 設置等の支援を行う。

また、NTT 西日本株式会社においては、避難所等に特設公衆電話の設置を行い、被災者に電話手段の提供を行う。

(3)利用者等に対する広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ・通信の途絶状況、利用制限状況及び応急復旧状況
- ・特設無料公衆電話設置場所の周知
- ・災害用伝言サービス提供に関する事項
- ・その他必要な事項

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:総括チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)	・情報通信サービスに関する被害状況の把握 ・地方公共団体等に対する技術的助言や移動通信機器・移動電源車の貸与等の支援 ・臨時災害放送局の開設支援(設備の貸与)	三重県 【根拠法令等:-】
桑名防災アマチュア無線ボランティア会	・通信機器の整備	桑名防災アマチュア無線ボランティア会 【根拠法令等:協定】
NTT西日本株式会社	・特設公衆電話の設置	西日本電信電話株式会社 【根拠法令等:協定】

第5節 災害情報の収集・報告

災害発生直後の市内の災害・被災情報の早期把握が、人命救助や火災対応、自衛隊への災害派遣要請、広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針の決定に大きく影響することから、全てのチームにおいては、正確かつ迅速な情報の収集を行う。報告された情報を整理・活用し、災害の規模、状況等を把握する。

活動開始時間	活動項目	実施担当
風水害発生前まで	1. 災害情報の収集	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム
	2. SNS・メール等からの収集	受援情報チーム
	3. 気象情報の収集	総括チーム 応急復旧チーム
	4. 災害情報の整理・分析	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム
発災後～24時間以内	5. 三重県に対する報告	総括チーム

1. 災害情報の収集

災害が発生するおそれがあるとき、または災害発生後における期間ごとに必要とする情報を位置づけ、迅速性を最優先に災害情報の収集を行う。

なお、被害の大きい地域からの情報ほど入手が遅れる（声を出せないところが最も被害が大きい）こ

とを意識し、情報の入ってこない地域の情報を積極的に取りに行くことが必要である。

(1)災害発生前

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

災害発生前は、気象情報や指定避難所の開設状況など、応急対応のための情報収集に努める。

(2)災害発生後

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

発災直後、災害の全体像を把握するとともに、行方不明者の捜索など、生命の安全確保を第一に対策を講じる必要があることから、人命救助を主たる目的として、具体的な被害を中心とした情報を優先して収集する。あわせて、避難所の収容者数、交通機関の不通・復旧見込み、ライフラインの障害・復旧情報等を中心とした情報を収集し、被災者に対する生活安定対策を行う。

情報の収集については、電話、FAX、IP 無線等可能な限りの手段を講じて収集する。

<発災直後に優先して収集すべき情報>

主な情報内容		主な収集先	収集方法	チーム
全体把握	・災害対応の方針決定のため、被災人口及び被災建物の推定	警察機関 市職員 市民	電話 無線 現場確認(ドローン等)	総括 生活再建
気象	・特別警報、危険警報、警報及び注意報等の発表状況 ・水防警報の発表状況 ・指定河川洪水予報	気象庁 三重県	電話 無線	総括 応急復旧
人命	・死者、負傷者及び要救助者の発生状況 ・建物倒壊等に伴う生き埋め災害情報 ・孤立発生状況 ・職員の安否確認	警察機関 市職員 市民	電話 無線 現場確認(ドローン等)	全チーム
被害拡大	・災害の状況 ・危険物の漏洩、ガス漏れ情報 ・堤防、護岸の状況 ・がけ崩れ等の二次災害発生情報 ・道路などの活動上重要な施設の被害状況	国土交通省 警察機関 三重県 東邦ガスネットワーク 市民 関係する機関	電話 無線 現場確認(ドローン等)	全チーム
その他	・市役所等災害活動拠点の被害状況 ・その他被害状況	市職員 市民 報道機関 関係する機関	電話 テレビ・ラジオ 現場確認(ドローン等)	全チーム

<収集すべき情報>

情報内容		収集先	方法	チーム
避難	・避難所の設置状況 ・避難世帯数及び避難者数 ・避難所以外における避難者数 ・帰宅困難者発生状況 ・物資供給状況	避難所 JR 東海 近鉄 三重交通 三岐鉄道 養老鉄道 関係する機関	電話 無線	物資調達 避難所・教育
被害	・人的被害状況 ・建物被害状況及び無被害地域 ・二次被害状況 ・公共施設被害状況 ・土木施設被害状況 ・農林水産関係被害状況 ・三重県下全域の被害状況	国土交通省 警察機関 三重県 市民	電話 無線 現場確認(ドローン等) SOBO-WEB	全チーム
消防	・119 番通報の入電状況 ・火災発生状況及び延焼状況 ・救助、救急事案の発生及び対応状況 ・危険物施設等の被害状況 ・ガス漏れ等の発生状況	警察機関 東邦ガスネット ワーク 市民 関係する機関	電話 無線 現場確認(ドローン等) SOBO-WEB	消防
教育施設	・教育施設被害状況 ・保育施設被害状況	教育施設 保育施設	電話 現場確認(ドローン等)	医療保健 避難所・教育
医療救護・社会福祉	・医療機関の被害状況 ・応急救護所等の設置及び活動状況 ・傷病者の収容状況 ・社会福祉施設の被害状況	医療機関 福祉施設 医師会 社会福祉協議会	電話 EMIS D24H SOBO-WEB	避難所・教育 医療保健
ライフライン(上下水道除く)	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況	中部電力パワーグリッド 東邦ガスネットワーク NTT 西日本 ドコモ東海 CS	電話 SOBO-WEB	応急復旧

情報内容		収集先	方法	チーム
上下水道	・被害箇所と被害程度 ・断水状況 ・応急措置等の対応状況	企業 市民	電話 現場確認(ドローン等)	上下水道
交通機関	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況	JR 東海 近鉄 三重交通 三岐鉄道 養老鉄道	電話 SOBO-WEB	受援情報
道路	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況	国土交通省 三重県 中日本高速道路	電話 現場確認(ドローン等) SOBO-WEB	応急復旧
治安	・被災地域の治安状況 ・デマ・流言に関する情報	警察機関	電話 無線 現場確認(ドローン等)	総括 受援情報
災害救助	・災害救助法適用判断に必要な情報	三重県	電話	総括
その他	・その他被害箇所と被害の程度 ・その他必要な情報等	関係する機関	電話 無線	全チーム

2. SNS・メール等からの収集【受援情報】

受援情報チームは、被災地域等からの情報を速やかに把握するための情報収集手段として、インターネット・SNS等を活用して、写真や動画等を伴う投稿を中心に能動的に情報収集を行う。なお、SNS等の情報は情報源が不明なものやデマ、古いものが含まれているため、SNS等の不安要素を踏まえた情報活用に注意する。

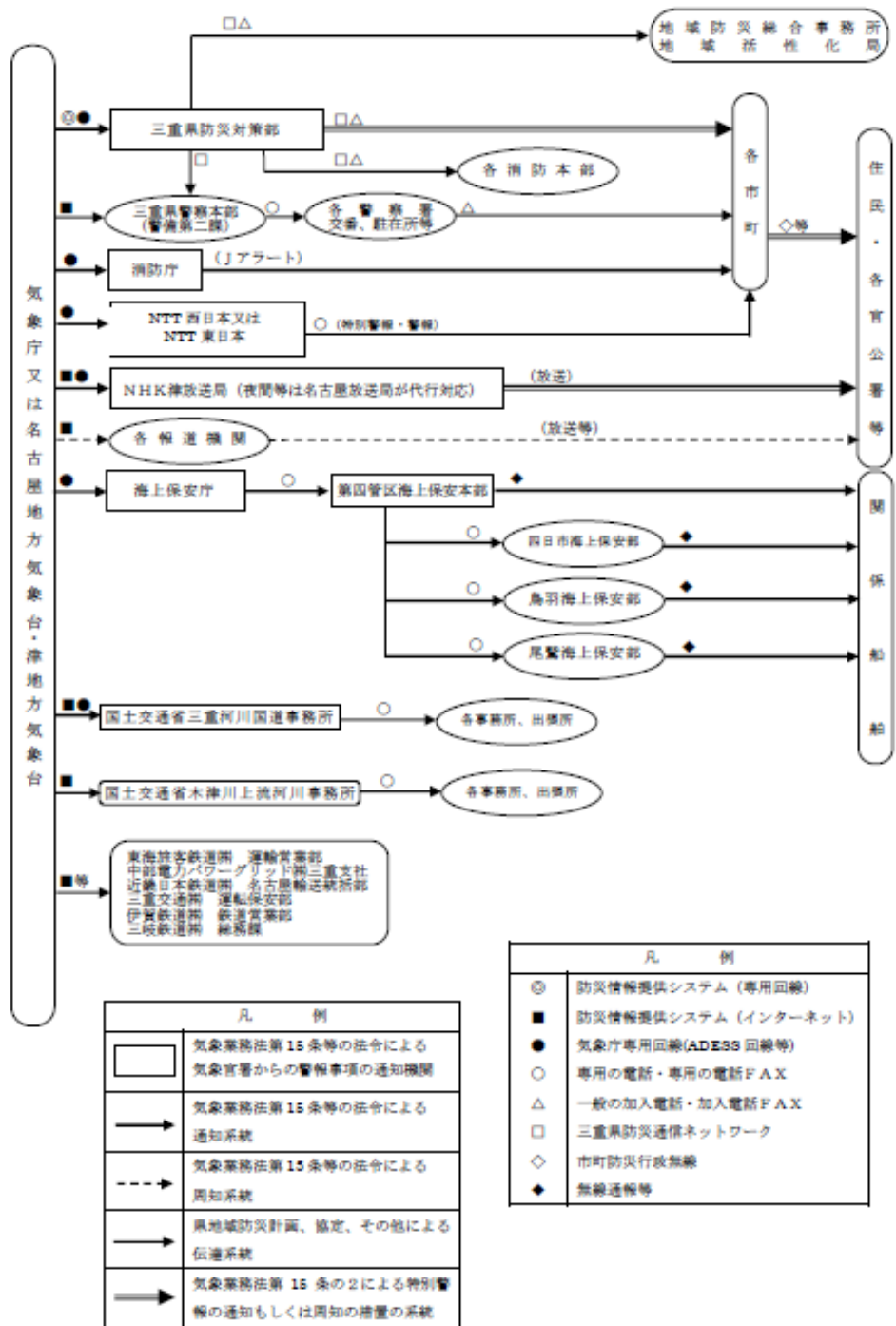
3. 気象情報の収集

各関係機関から収集した特別警報、危険警報、警報、注意報及び気象情報を速やかに整理し、災対本部に報告するとともに、要配慮者利用施設や地下施設等の緊急対応を要する施設等に伝達するため、所管するチームへ情報提供する。

【資料3-3 特別警報の発表基準】

【資料3-4 警報・注意報の発表基準】

(1) 気象予警報伝達系統図【総括】



(2)指定河川洪水予報【総括、応急復旧】

木曽川下流河川事務所と名古屋地方気象台が、共同して発表する指定河川洪水予報は以下のとおりである。なお、基準水位、観測水位所は「桑名市水防計画」に定めるところによる。

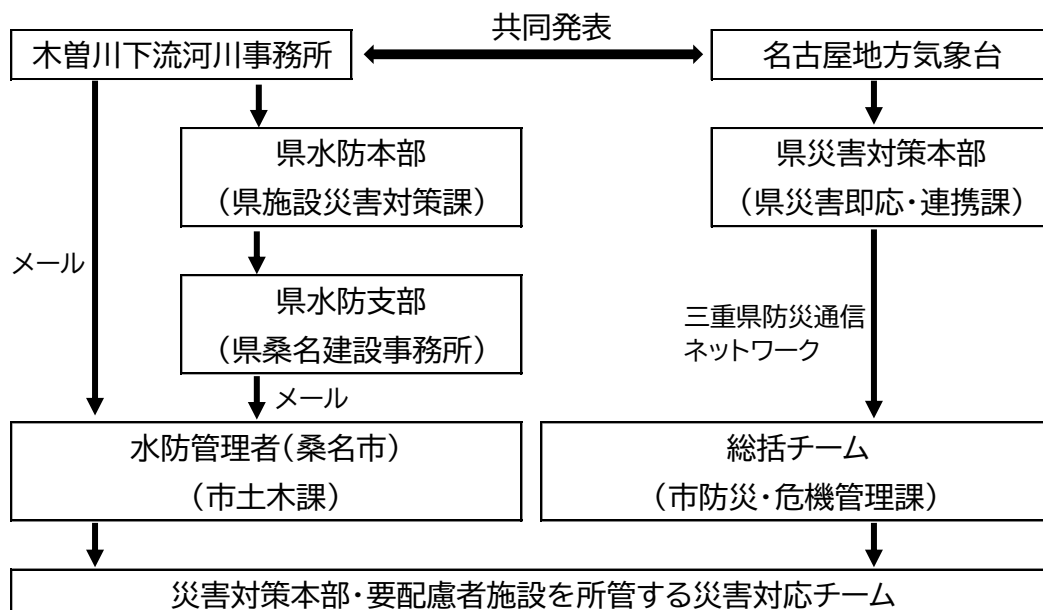
ア 対象の河川

木曽川、揖斐川、長良川

イ 予報の種類

標 題	概 要
レベル5氾濫特別警報 レベル5氾濫発生情報	予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
レベル4氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
レベル3氾濫警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、レベル4氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
レベル2氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。

ウ 伝達系統図



(3)水位周知河川における水位到達情報【応急復旧】

木曽川下流河川事務所または三重県知事が周知を行う水位周知河川水位到達情報の種類は以下のとおりである。なお、水位到達情報の周知を行う基準水位、水位観測所は「桑名市水防計画」に定めるところによる。

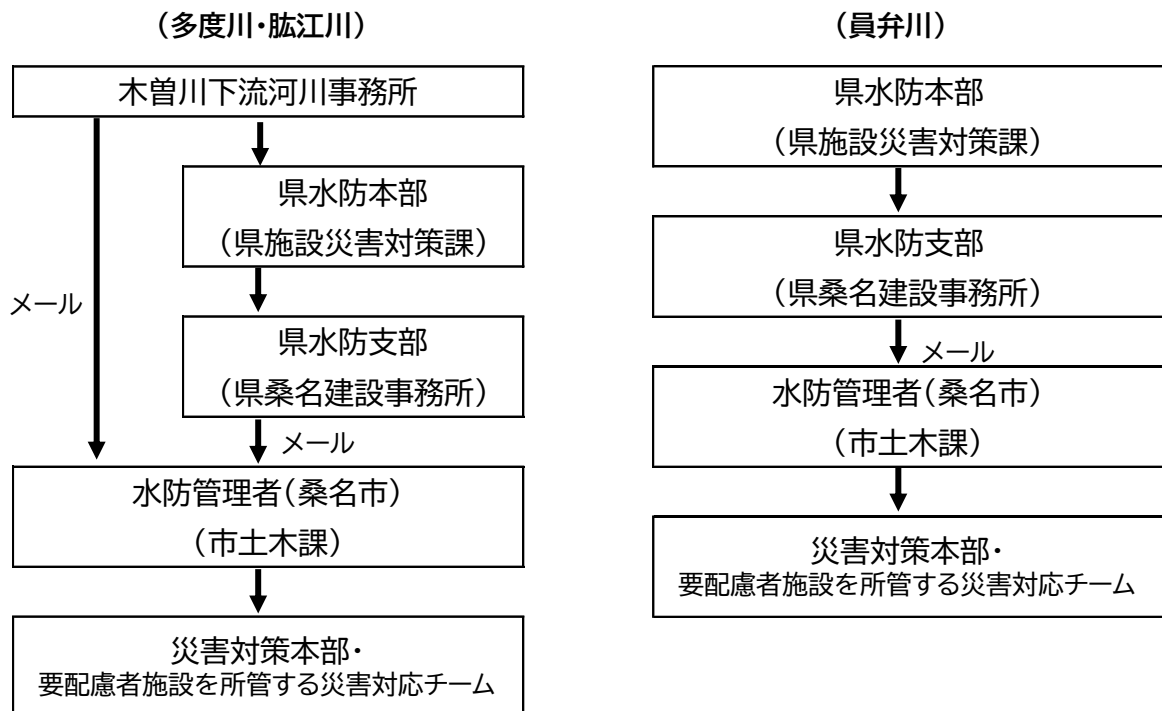
ア 対象の河川

(木曽川下流河川事務所)多度川、肱江川
(三重県)員弁川

イ 情報の種類

種 類	概 要
レベル5氾濫発生情報	氾濫の発生を周知するもの。
氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達を周知するもの。
その他の水位への到達情報	水防団待機水位、氾濫注意水位及び避難判断水位への到達を周知するもの。

ウ 伝達系統図



(4)水位周知海岸における水位到達情報【応急復旧】

三重県知事が周知を行う水位到達情報の種類は以下のとおりである。なお、水位到達情報の周知を行う基準水位、水位観測所は「桑名市水防計画」に定めるところによる。

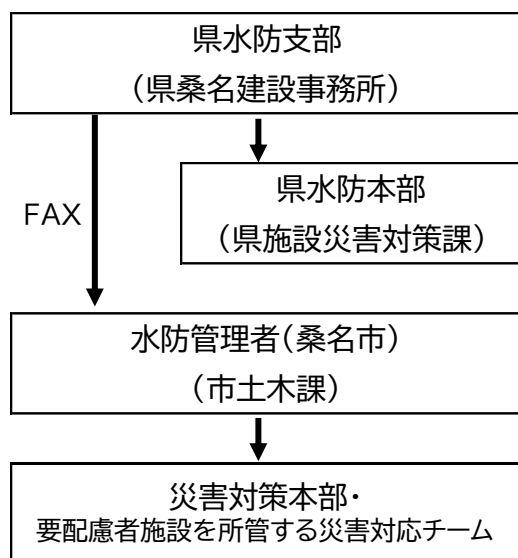
ア 対象の海岸

伊勢湾沿岸(三重県区間)区間-1

イ 情報の種類

種 類	概 要
高潮氾濫発生情報	・基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき ・高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫若しくは浸水したものと推測される場合

ウ 伝達系統図

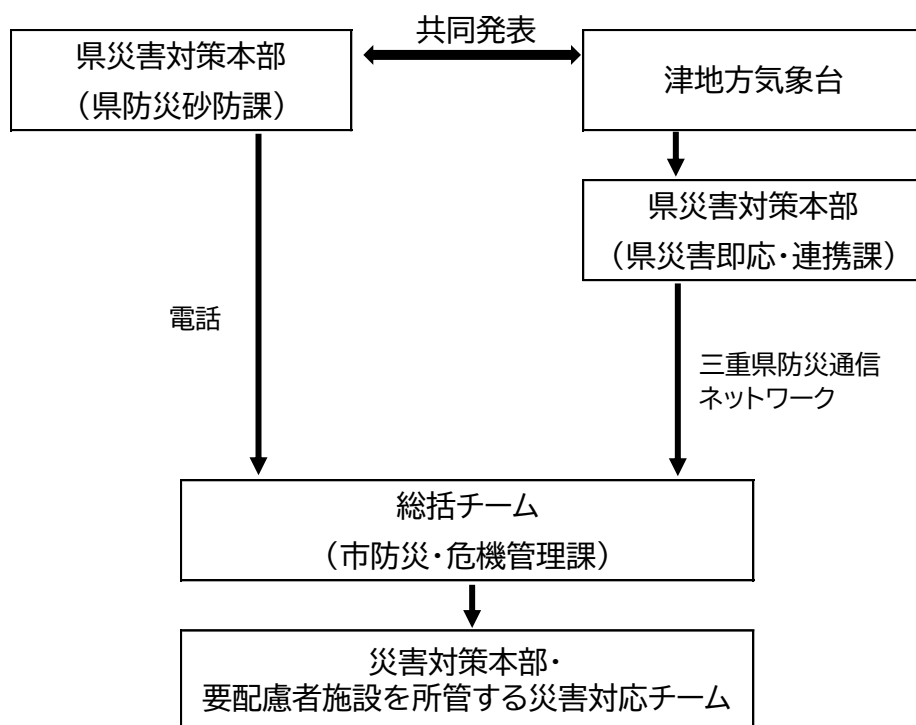


(5)土砂災害危険警報・土砂災害緊急情報【総括】

ア 土砂災害警戒情報の概要

大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがある状況になったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市を特定して警戒が呼びかけられる情報で（土砂災害防止法第 27 条）、三重県と津地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第 13 条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。なお、市内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクルで確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。

【伝達系統図】



イ 土砂災害緊急情報の概要

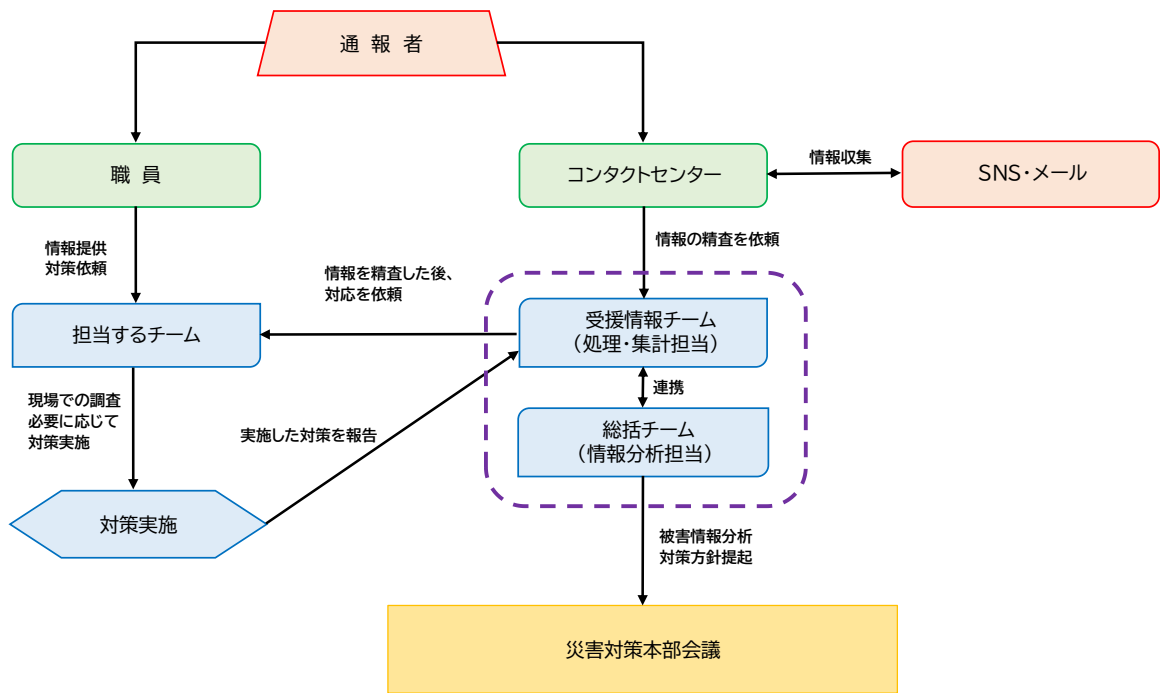
大規模な土砂災害が急迫している状況において、市長が適切に住民への避難情報の発令を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が緊急調査を行い、土砂災害防止法第 31 条に基づき、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）がメール又は FAX 等で提供される。

4. 災害情報の整理・分析

(1) 災害情報の整理・報告

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

収集した情報については、以下のとおり報告を行うものとする。原則、ファイルサーバーや庁内メール、防災アプリ等を活用して、伝達するが、通信環境の途絶により使用できない場合は、紙媒体を活用する。上記のとおり報告するいとまがない場合は、即報として口頭で報告し、事後に紙媒体等で報告を行う。



担当	役割
コンタクトセンター	受援情報チームは、災害の状況により必要な場合、電話、FAX、メール、問い合わせフォーム、SNS 等による専用問合せ窓口(コンタクトセンター)を設置する。コンタクトセンターは市民からの問い合わせ対応を行い、情報の精査が必要な場合、受援情報チームへ依頼する。
受援情報チーム (処理・集計担当)	コンタクトセンターから精査が必要な情報の報告を受けた場合、被害状況や発生場所等の精査を行い、担当するチームに対して、対応を依頼する。 また、市民からのメールや SNS 等に掲載された情報を精査し、被害情報等の情報収集を行い、必要に応じて、担当するチームに対して、対応を依頼する。あわせて、各担当チームが実施した対策の記録を行う。
総括チーム (情報分析担当)	受援情報チームが収集した情報や各災害対応チームの実施した対策等を整理・分析し、被害予測や被災者ニーズより全体の方針や、中長期的な需要予測や復旧目標を設定し、災害対応業務の優先順位を検討する。適宜、災害対策本部会議へ対策方針の提起を行う。

全チーム	職員や受援情報チームから提供された情報に基づき、現地調査を行う。必要に応じて、被害防止のための応急措置を行う。 被害状況や応急措置の内容等を受援情報チームへ報告する。
全職員	市民等から電話等の方法により被害情報等の提供を受けた場合、担当するチームに対して、情報を提供し、対応を依頼する。

(2)災害情報の分析【総括】

発災直後においては、災害の全体像の推測とそれに基づく本災害が本市に及ぼす危険度、災害の進捗状況の予測・分析が非常に重要である。その後は、中長期的な需給予測及び復旧目標を設定し、業務の優先順等を検討する必要がある。そのため、総括チームは受援情報チームに集約された情報や各チームが実施した対策等を基に、被害や被災地のニーズ等の予測・分析を行い、上記の対応を含めた全体方針の検討を担うものとする。

分析項目	役割
被害予測の把握	発災時における気象庁発表等の風水害被害の状況から、事前に各防災関係機関が事前予測した被害想定値を基に、本市の被害の想定の進言を行い、市全体の対応についての助言を行う。また、直後から入手した市の被害状況から予測値の修正を重ね、最新の被害状況の把握に努める。
重要情報への対応	災対本部若しくは受援情報チームに集約された情報に対して、重要度と緊急度を検討し、優先すべき情報のトリアージを行い、重要情報への対応の漏れを防ぐ。 以下に優先すべき情報の例を記す。 ① 人命に関わること ② 入手した内容の変化が早いと思われる情報 ③ 時間的制約に迫られた重要な内容 ④ 被害規模や被災範囲の拡大につながる情報 等
中長期的な需給予測の把握	人的及び建物被害等の状況から、想定される避難者数等を勘案し、必要とされる物資等の需給予測値を算定し、災対本部に提言を行う。
復旧目標の進捗管理	市全体としての災害目標と各チームが行う災害対応との調整を図る。
業務の優先順位の検討	各チームは、地域防災計画に定めた「活動項目」「活動開始時期」に基づき、応急対策の実施を行うものとするが、災害の規模等によりその目標時期が異なってくることから、災対本部会議で定めた市の方針と目標完了時期を勘案し、全体の調整機能を担うものとする。
事業継続体制への移行の準備	大規模災害における初動時においては、一時的には通常業務を中断せざるを得ない状況下に陥るが、災害対応の全体像から稼働率を落としてでも再開すべき業務等についての検討を行う。

5. 三重県に対する報告

三重県に対する被害状況等の報告は、災害対策基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等即報要領に基づき、防災情報システムまたは防災行政無線により県対策本部へ速やかに報告する。県対策本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

(1)概況報告【総括】

初期は、被害の有無及びその程度の全般的な概況についての報告し、正確性よりも迅速性を優先する。報告内容は、三重県災害対策活動実施要領に基づく内容とし、市から桑名地方災害対策部を経て報告する。なお、県の様式の代替として被害速報送受信票も可とする。

通信手段の途絶、輻輳により桑名地方災害対策部及び県災対本部に連絡できない場合には、市は直接総務省消防庁へ連絡する。また、火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、市はその状況を桑名地方災害対策部のほか、直接総務省消防庁に対しても報告するものとする。

また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等については、可能な限り早く、発生から原則 30 分以内に、分かる範囲で第1報を桑名地方災害対策部または県災対本部に対して報告するものとする。

(2)災害速報【総括】

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び三重県災害対策活動実施要領に基づく内容とし、市から桑名地方災害対策部を経て県災対本部事務局総括班に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により桑名地方災害対策部及び県災対本部に連絡できない場合には、市は直接総務省消防庁へ連絡するものとする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に住家等被害状況速報を、桑名地方災害対策部を経由して県災対本部に報告するものとする。

(3)被害報告【総括】

ア 中間報告

上記(1)、(2)の速報後の段階において報告を求められたときは、その都度、所定の様式または項目により県関係機関に報告する。

イ 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法(時期)に基づき報告する。報告要領は、上記「ア中間報告」のとおりとする。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:総括チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
三重県隊友会	・災害関連情報の収集及び伝達	三重県隊友会 【根拠法令等:協定】
中部電力パワーグリッド株式会社中部営業所	・無人航空機を用いた情報収集	中部電力パワーグリッド株式会社中部営業所 【根拠法令等:協定】

第6節 避難の指示

災害が発生又は発生するおそれがある場合において、市民の安全を確保するために、迅速かつ的確な避難情報の発令及び警戒区域の設定を図る。

活動開始時間	活動項目	実施担当
風水害発生前まで	1. 避難情報の発令	総括チーム 受援情報チーム 消防チーム
発災後～24時間以内	2. 警戒区域の設定	総括チーム 受援情報チーム 応急復旧チーム 消防チーム

1. 避難情報の発令

市は、災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難指示等の避難情報を発令できるよう、雨量や河川水位情報、土砂災害危険度情報等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

(1)実施責任者【総括、消防】

洪水・浸水、土砂崩れ等の発生により人命の危機が予測される場合、レベル4土砂災害警戒情報が発表され人命の危機が予測される場合、土砂災害防止法第 31 条に基づく土砂災害緊急情報が通知され人命の危機が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。この場合、市長は、その旨を知事に報告する。また、危機の切迫度合いに応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。市長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

なお、避難のための立退きの指示等の権限は以下のとおりである。

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは避難を指示する。 この場合、市長は速やかにその旨を知事に報告する。	基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難を指示する。この場合、速やかにその旨を市長に報告する。	基本法第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災的危険な事態がある場合に避難を命ずる。	警察官職務執行法第4条
消防吏員 消防団員	火 災	火災現場において、消防警戒区域を設定して、その区域からの撤去を命じ、出入を禁止し若しくは制限する。	消防法第28条
知事 その命を受けた職員 水防管理者	洪 水	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	地すべり等防止法第25条
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に避難を指示する。(警職法の準用)	自衛隊法第94条

(2)注意喚起【総括、受援情報】

台風情報等の分析から避難情報の発令が予測される場合、市民に対し気象情報の収集やハザードマップの確認等を促すため、注意喚起を行う。

(3)高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保発令の基準【総括】

以下の基準を原則として避難情報の発令を判断する。

ア 洪水(洪水予報河川・水位周知河川等)

		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
洪水 (洪水予報河川・水位周知河川等)	発令基準	①水位観測所における水位が、避難判断水位に達した、あるいはまもなく超え、かつ引き続き上昇のおそれがある場合 ②洪水キキクルで「警戒」(赤)が出現し、かつ引き続き水位上昇のおそれがある場合 ③レベル3氾濫警報・レベル3氾濫警戒情報が発表された場合 ④堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合	①水位観測所における水位が、氾濫危険水位に達した、あるいはまもなく超え、かつ引き続き上昇のおそれがある場合 ②洪水キキクルで「危険」(紫)が出現し、かつ引き続き水位上昇のおそれがある場合 ③レベル4氾濫危険警報・レベル4氾濫危険情報が発表された場合 ④堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合	①水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に達した場合(氾濫が発生した) ②洪水キキクルで「災害切迫」(黒)が出現し、かつ引き続き水位上昇のおそれがある場合 ③レベル5氾濫特別警報・レベル5氾濫発生情報が発表された場合 ④堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
	対象地域	①②③については、対象となる河川の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域 ④については、現地確認により、危険と判断した河川の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域		

イ 洪水(その他河川)

		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
洪水 (その他河川)	発令基準	①洪水キキクルで「警戒」(赤)が出現し、かつ引き続き水位上昇のおそれがある場合 ②堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合	①洪水キキクルで「危険」(紫)が出現し、かつ引き続き水位上昇のおそれがある場合 ②堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合	①洪水キキクルで「災害切迫」(黒)が出現し、かつ引き続き水位上昇のおそれがある場合 ②堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合(危機管理型水位計が設置されている場合に限り)
	対象地域	①③については、対象となる河川の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域 ②については、現地確認により、危険と判断した河川の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域		

ウ 内水

降雨の状況やポンプ等の稼働状況、河川の水位情報を総合的に判断し、市民が適切な避難行動をとれるよう、内水浸水想定区域図を対象地域として、避難指示及び緊急安全確保を発令する。

エ 高潮

		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
高潮	発令基準	①レベル3高潮警報が発表された場合 ②レベル2高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が桑名市にかかる、又は桑名市に接近することが見込まれる場合	①レベル4高潮危険警報が発表された場合 ②避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	①水位周知海岸においてレベル5高潮氾濫発生情報が発表された、又はレベル5高潮特別警報が発表された場合
	対象地域	①②については、想定最大規模の高潮浸水想定区域		

オ 土砂災害

		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
土砂災害	発令基準	①桑名市にレベル3土砂災害警報が発表され、かつ、気象庁「土砂キキクル」が「警戒(赤色)」となった場合	①桑名市にレベル4土砂災害危険警報が発表された場合 ②気象庁「土砂キキクル」が「危険(紫色)」となった場合 ③土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合	①桑名市にレベル5土砂災害特別警報が発表された場合 ②気象庁「土砂キキクル」が「災害切迫(黒色)」となった場合
	対象地域	①については、気象庁「土砂キキクル」で、実況または予想で「警戒(赤色)」のメッシュが存在する区域の土砂災害警戒区域	①②については、気象庁「土砂キキクル」で、実況または予想で「危険(紫色)」のメッシュが存在する区土砂災害警戒区域 ③については、現地を確認し、危険と判断した地域	①②については、気象庁「土砂キキクル」で、実況で「災害切迫(黒)」のメッシュが出現したエリアが存在する土砂災害警戒区域

※三重県土砂災害情報提供システムも並行してチェックを行う。

(4)避難情報の内容【総括】

避難指示等は、次の内容を明示して行う。

ア 要避難対象地域

イ 避難理由

ウ 避難時の注意事項等

(5)避難情報発令の方法【総括、受援情報】

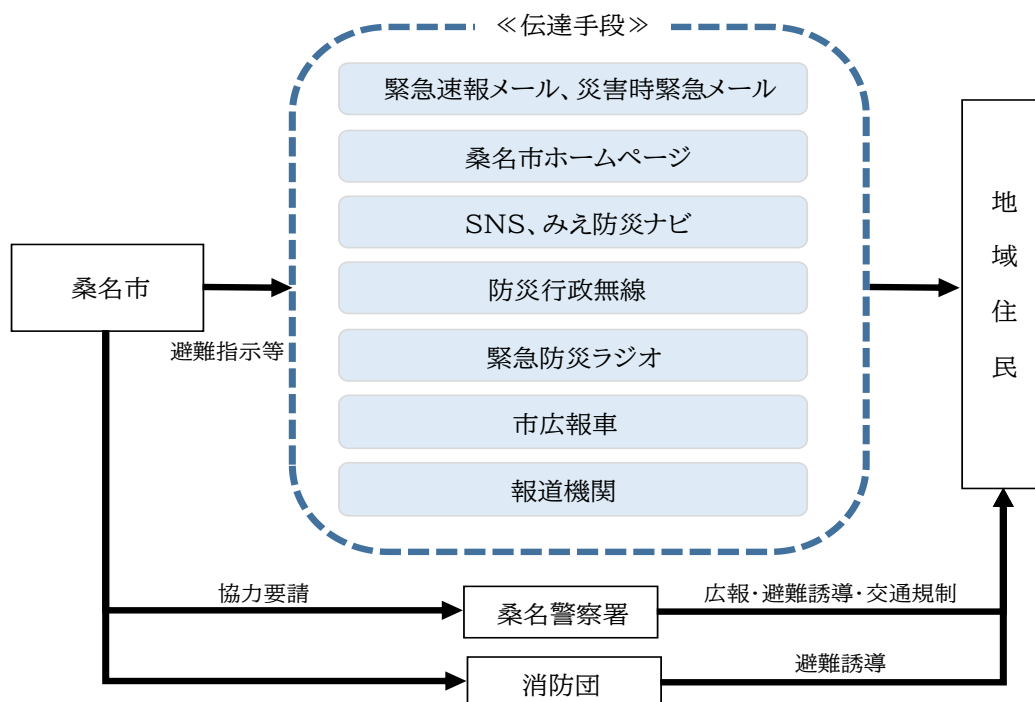
ア 住民等への周知方法

災対本部は、防災行政無線や災害時緊急メール、SNS、市ホームページ、テレビ・ラジオなどの様々な媒体を活用し、住民等へ避難情報の発令を周知する。

また、状況に応じて、現場にいる職員等は、付近住民へ避難情報の発令を周知するとともに、広報車両等による周知を行う。

【資料5-7 指定緊急避難場所一覧】

【資料5-9 指定避難所一覧】



イ 関係機関への報告・連絡

災対本部は、三重県知事及び関係機関へ避難情報を発令した旨を報告・連絡する

(6)避難指示等の解除【総括、受援情報】

市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示するとともに、三重県知事に報告するものとする。避難指示等の解除の住民等への伝達は、防災行政無線や災害時緊急メール、SNS、ホームページによる周知のほか、避難場所として利用する施設等における口頭及び放送・掲示等による伝達、報道機関を通じての広報によるものとする。

2. 警戒区域の設定

(1)実施責任者【総括、消防】

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

警戒区域の設定は、区域内の居住者等の保護を目的とした立入りの制限、禁止又は退去命令等の制限行為を伴い、また、その履行違反には罰則規定が適用されることから、災害による居住者等の生命又は身体に対する危険が急迫した場合で、その危険が一定の区域内で明白な場合を基準として実施する。

市長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

なお、警戒区域の設定の権限は以下である。

実施責任者	設定の要件	根拠法令
市長	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるとき	基本法第63条第1項
警察官	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。	基本法第63条第2項
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。	基本法第63条第3項
消防長 又は 消防署長	ガス・火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法第23条の2
消防吏員 又は 消防団員	火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法第28条第1項

(2)警戒区域設定の伝達【総括、受援情報、応急復旧、消防】

警戒区域を設定したときは、当該警戒区域の設定範囲をロープ等により明示するとともに、避難情報の伝達方法に準じて、必要な情報を設定区域の居住者に伝達する。

(3)警戒区域の解除【総括、受援情報、応急復旧、消防】

市長は、災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の解除の伝達方法と同様に速やかに警戒区域の解除を周知する。

(4)報告・通知【総括】

ア 知事への報告

市長は、警戒区域の設定を行ったとき、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けたとき又は解除したときは、直ちに知事に報告する。

イ 代行者の報告

警戒区域の設定を行った代行者は、その旨を速やかに市長に報告する。

ウ 関係機関への通知

市長は、警戒区域の設定を行ったとき又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を通知する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:総括チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
警察災害派遣隊	・避難誘導	三重県又は桑名警察署 【根拠法令等:防災基本計画】

第7節 避難所の開設及び運営

風水害においては、洪水や土砂災害から身を守るため、災害が発生する前に安全な場所へ避難することが重要であり、指定避難所の開設にあたっては、迅速かつ確実な対応が求められる。本節では、主として指定避難所の開設及び運営、健康被害等を防ぐための避難所の環境整備について定める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
風水害発生前まで	1. 避難所の開設及び避難者の受入れ	避難所・教育チーム
発災後～24時間以内	2. 避難所の運営	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム
	3. 県及び他市町へ避難者受入の要請	総括チーム
72時間～1か月以内	4. 避難所の集約・閉鎖	避難所・教育チーム

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「避難所の設置」、「輸送費」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

1. 避難所の開設及び避難者の受入れ

本部長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合には、必要に応じて避難所を開設し、市民等を一時的に収容し保護する。

なお、被災地域が広範囲で甚大な被害が予想され、市内の避難所では避難者の十分な収容スペースを確保することが困難と判断される場合は、知事等と協議し、隣接市町等に収容を要請するか、あるいは隣接市町等の建物・土地を借り上げて避難所を開設する。

(1) 避難所の開設 【避難所・教育】

ア 避難所担当職員の派遣

避難所・教育チームは、本部長の指示に従い避難所担当職員を指定避難所に派遣し、避難所の開設及び運営にかかる業務を行う。

なお、第2次配備時点では、タスクチーム(避難所)から避難所担当職員を選出し、派遣する。

【資料5-9 指定避難所一覧】

イ 避難所の状況に関する報告

職員は、施設の被害及び避難状況等について、電話、FAX、IP 無線等を用いて避難所・教育チームへ連絡報告する。

ウ 資機材等の設置

避難所を開設した際には、災害状況に応じて、資機材等の設置を行う。

エ 要配慮者への配慮

要配慮者の処遇については、十分配慮することとする。（「第8節 要配慮者への対応」参照）

オ 指定外避難所の扱い

避難者が指定避難所以外の施設へ避難し、その規模等から支援が必要と判断される場合は、市災対本部へ報告し、人員及び物資の支援等の協議を行う。

(2)施設管理者の措置【避難所・教育】

ア 施設管理者は、避難所・教育チームから避難所開設を要請された場合に備え、あらかじめ定める方法により、避難所として使用される施設や設備の事前確認を行うなど、避難所の開設体制を整える。

イ 学校施設については、薬品などの毒劇物および危険物が置かれている理科室等を除き、あらかじめ決められた順番で教室及び体育館等を開放し、使用させる。

(3)避難所のレイアウト【避難所・教育】

避難所のレイアウトに関しては、「桑名市避難所運営マニュアル」に基づき、避難人員等の状況を把握するとともに、下記のスペースを確保するものとする。なお、可能な限り避難者や避難所が所在する地域の自治会等の意見を尊重して地域ごとにスペースを設定し、避難者による自主的な管理に基づく運営となるよう配慮する。

ア 居住スペース(避難者1人に対し最低限 3.5 m²)及び通路の確保

イ 避難者に情報が行き渡るよう掲示板を設置

ウ 物資を置くスペースの確保

エ プライバシー配慮のため目隠しを付けた男女別更衣室・トイレや女性用洗濯物干場の確保

オ 要配慮者に配慮したスペースの確保(トイレの近くに居住、出入口等にスロープ設置等)

カ 安全・安心に学習や遊びができる子どもの居場所の確保

キ 給水所や暖房器具スペースの確保

ク 体調不良者を受け入れるスペースの確保

ケ ペットを同行避難させた場合のペット管理スペース(ただし、補助犬については、周囲に配慮しつつ、避難者と同じスペースに避難させる)

(4)避難状況等の報告(避難人員等の掌握)【避難所・教育】

避難所担当職員は、下記の状況を避難所・教育チームに定時報告し、避難所・教育チームはこれを避難所別に取りまとめる。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 受け入れ人員、世帯数、車中泊避難者、傷病者数及び要配慮者の数等
- ウ 食料・飲料水及び毛布、寝具等物資の要否及び必要見込数
- エ 周囲の被害状況
- オ その他必要な事項

なお、上記の状況が著しく変化した際には、避難所担当職員は避難所・教育チームに速やかに報告する。

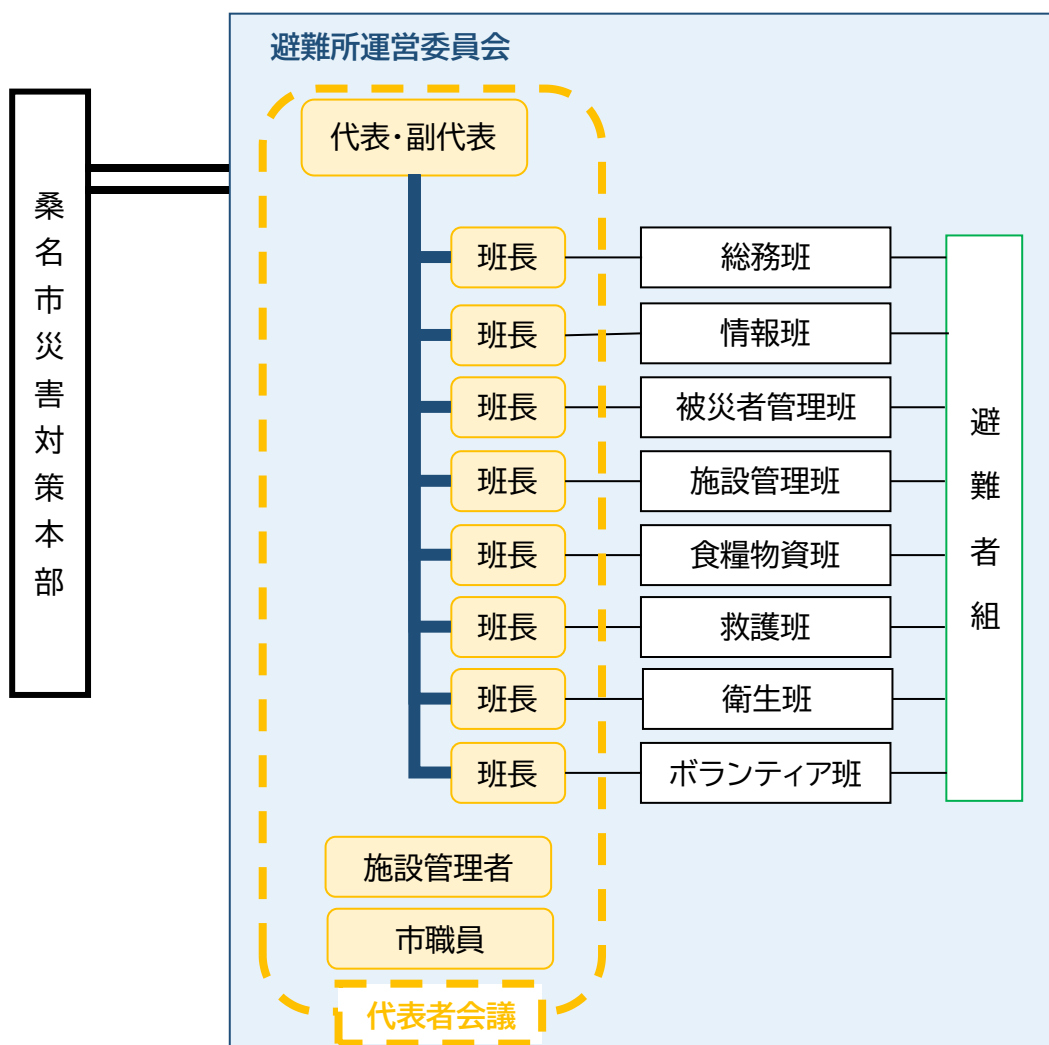
2. 避難所の運営

避難生活が長期におよぶ場合、避難所は、自治会等の地域団体及び避難者、市から派遣する避難所担当職員、避難所の施設管理者・職員、ボランティア等がそれぞれの役割を果たし、協働して運営するとともに、「避難所運営委員会」の早期立ち上げに努め、避難者が自主的に管理運営できる体制への移行を図る。

各避難所の運営方法や役割分担は、「桑名市避難所運営マニュアル」等に基づき決定する。

また、避難所運営では、災害時要援護者や性別等によるニーズの違い、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理を行う。

<避難所運営委員会組織図>



避難所運営委員会

避難所運営委員会とは、避難所の運営を自主的に協議し、決定するために、避難者の中から互選された避難者（自主防災組織や自治会の代表者・役員等）が、市職員や施設管理者の協力のもと、自主的に避難所運営を行う組織である。この避難所運営委員会には代表者・副代表者及び避難所運営についての様々な業務を行う8つの運営班が存在する。

<代表者・副代表者>

- ・要配慮者への配慮
- ・管理、運営の申合せ
- ・施設管理者及び災対本部との調整、統括
- ・避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮及び関係機関等との連絡・調整

①総務班

- ・運営委員会内の連絡・調整
- ・代表者会議の準備・記録
- ・災対本部及び関係機関との連絡・要請窓口
- ・外部との窓口
- ・避難者及び避難所外避難者からの意見・要望の受付

②情報班

- ・情報収集と総務班との連絡・調整
- ・収集した情報の多様な手段での避難者等への提供
- ・要配慮者や避難所外避難者に配慮した情報提供
- ・外部への避難者情報の提供

③被災者管理班

- ・避難者及び避難所外避難者の把握・リストの作成、避難者等の入退所管理
- ・訪問者の受付、マスコミ等部外者の入出管理
- ・郵便・宅配便の受付、避難者への手渡し等

④施設管理班

- ・施設の警備による防犯、危険箇所への対応
- ・施設利用場所の選定と利用計画の作成

⑤食料物資班

- ・救援物資・日用品物資の調達、管理
- ・避難者への配給及び避難所外避難者への配給方法の掲示・配給

⑥救護班

- ・傷病者への対応
- ・要配慮者への対応
- ・避難者の健康状態の確認

⑦衛生班

- ・感染症予防(手洗い・消毒の励行推進)
- ・生活衛生環境の管理

⑧ボランティア班

- ・ボランティアニーズの把握・受付
- ・ボランティアの要請、配置、調整

(1)避難所担当職員の役割【避難所・教育】

避難所・教育チームは、避難所担当職員の派遣により、施設管理者、地域団体、避難者、及び地域の各種団体等が連携した避難所運営をサポートするとともに、適時交代職員を派遣し、適確な申送りをさせることにより、円滑な避難所運営を図る。

避難所担当職員は、地域団体、避難者、施設管理者等と連携しながら、自主的な避難所運営ができるようサポートするとともに、状況を把握して避難所内の課題解決に向けた要請・調整を行う。併せて、避難者のニーズについても把握し、災害時要援護者や性別等によるニーズの違い、健康管理やプライバシーに配慮がなされるよう調整を図る。

(2)施設管理者等の役割【避難所・教育】

避難所施設の施設管理者や職員は、避難者の居住スペースや共有スペースを設置する際の調整や助言を行うなど、施設や設備の活用に関することを中心に、運営の支援を行う。

(3)避難所運営にかかる他チームの役割

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、医療保健、応急復旧、上下水道】

避難所・教育チームを除いた他のチームは、避難所・教育チームからの報告等により、市内の避難所の状況を的確に把握し、必要に応じ主に以下の避難所の管理・運営のバックアップを図る。

【総括チーム】

連絡体制等の確保(災対本部及び避難所間)

災害時用公衆電話(特設公衆)、携帯電話充電器等の設置依頼

【受援情報チーム、応急復旧チーム、上下水道チーム】

復旧情報の提供(水道、ガス、電気、電話、道路等)

【物資調達チーム】

必要物資等の手配(毛布、食料、飲料水、生活用水、衣類、食器、カイロ等)

【環境衛生チーム】

し尿及び生活ごみの処理

【医療保健チーム】

避難者の健康管理

(4)避難者への配慮【避難所・教育】

避難所では、年齢、性別、国籍、障がいの有無など、避難者の形態も様々であることから、避難所運営の各種活動については、以下のような点に配慮しながら実施する。

①要配慮者への配慮

居住空間や物資、情報提供、避難所での行動など、要配慮者への配慮を十分に行うとともに、必要に応じて、福祉避難所や医療機関等の他施設での受入れ等について、本部との協議を行う。

②性別等によるニーズの違いへの配慮

毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、要配慮者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシーに配慮するとともに、運営への女性の参画を図り、多様なニーズに対応できる相談体制整備に努める。

③避難者内の規律・防火・防犯への配慮

避難所内の規律や防火・防犯ルールを明確にし、避難者への周知徹底を図る。避難所における女性や子どもに対する加害の防止に努め、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

④衛生環境への配慮

ごみ集積場所を設置し、分別等の利用計画を徹底するなど、避難所の衛生環境の整備に努める。トイレについては、施設のトイレの使用可否を早期に確認するとともに、被害状況により災害用簡易トイレを活用する等、対応を決定する。また、飲用水の安全性を確保するため貯水槽等の状況を把握するとともに、使用方法について周知を行う。

⑤ペット飼育管理への配慮

ペット連れの避難者については、ペットの飼育場所を設置し受け入れる。ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下、適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努める。

⑥多様な文化的背景への配慮

様々な文化や習慣の違いがあることを踏まえ、可能な範囲で環境の整備や食料の調達・配付などに配慮する。

⑦車中泊避難者への配慮

長時間同じ姿勢で過ごすことによるエコノミークラス症候群や、エンジンをかけたままにすることによる一酸化炭素中毒などの健康リスクが指摘される。そのため、車中泊避難者には、十分に注意と配慮を行う。

(5)福祉避難所の開設・運営【避難所・教育】

福祉避難所の開設・運営にあたっては、「第8節 要配慮者への対応」を参照。

(6)避難生活長期化対策(被害が甚大である場合)【避難所・教育】

被害が甚大である場合、避難生活の長期化が見込まれるため、以下の体制や環境の整備について適時行うものとする。

ア 避難所運営委員会の自主運営

避難所運営委員会については、開設当初の地域中心の形から避難者中心へと移行されるよう避難者の参画を推進し、自主的な管理・運営体制を早期に確立する。

イ 生活環境の確保

避難生活が長期化する場合は、防犯などの安全確保や車中泊によるエコノミークラス症候群、ストレス・衛生環境等への対策が必要となることから、間仕切りの設置等によるプライバシーの確保や入浴・洗濯等の日常生活の確保、避難所での生活に関する相談・健康相談・指導を行う。

3. 県及び他市町へ避難者受入の要請【総括】

風水害により被害が甚大であり、市内の指定避難所等を開設してもなお、避難者を全て受け入れることができない場合、県有施設や他市有施設への受入れ要請を行う。なお、調整に関する業務は総括チームが行う。

4. 避難所の集約・閉鎖【避難所・教育】

被害の鎮静化に伴い、教育施設等において早期の学校授業の再開や各施設本来の機能が求められるようになってくることから、避難所の今後の利用見通しや閉鎖時期等について、避難所運営委員会は施設管理者や避難所・教育チームと協議し閉鎖の検討を行う。

ライフラインの復旧や周辺店舗の営業再開、応急仮設住宅の建設等により避難者が自立した生活を取り戻せることができると判断した場合は、避難者に対して避難所の閉鎖を予告し、周知したうえで避難所を閉鎖する。

また、避難者数がわずかとなった場合は、避難所・教育チームと協議し、残っている避難者に統合を周知し、希望を確認して他の避難所を手配し他の近隣避難所と統合するなど、避難所の集約・閉鎖を段階的に実施する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:避難所・教育チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
応急対策職員派遣制度(対口支援団体)	・避難所運営支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
地方公共団体職員	・避難所運営支援	地方公共団体 【根拠法令等:協定、地方自治法第252条の17、全国市長会】

担当:医療保健チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
災害派遣福祉チーム(DWAT)	・避難所における福祉的な視点からの支援(避難生活中の困りごとに関する相談支援、避難所内の環境整備等)	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
災害時感染制御支援チーム(DICT)	・避難所等の衛生状態や健康状況の把握(情報収集・分析等) ・感染症の専門家による、避難所等における感染症対策の助言	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本災害リハビリテーション協会(JRAT)	・避難所等におけるリハビリテーションニーズの把握(精神・身体機能、活動能力、転倒リスク等の評価) ・リハビリテーション医療の視点からの、被災者の生活不活発病予防、早期の自立生活の再建に関する支援(運動指導、安全に自立して生活できる環境の調整、福祉用具の選定・調達等)	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)	・避難所等の被災者への栄養アセスメントと、その結果を踏まえた栄養・食生活支援 ・特殊栄養食品(アレルギー対応食等)ステーションの設置	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
薬剤師チーム(日本薬剤師会)	・健康相談 ・避難所等の衛生管理、環境管理	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
保健師等チーム	・被災者の健康管理の支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】

第8節 要配慮者への対応

災害時において要配慮者は、的確な避難情報の把握ができないことや自力では避難できない状況にあるなど、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれる場合があることから、要配慮者へ適切な対応を行う。

活動開始時間	活動項目	実施担当
風水害発生前まで	1. 要配慮者の避難行動支援	避難所・教育チーム
	2. 要配慮者利用施設等への情報伝達	総括チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム
発災後～24時間以内	3. 避難行動要支援者の安否確認	避難所・教育チーム
24時間～72時間以内	4. 在宅の要配慮者への応急対策	受援情報チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム
	5. 要配慮者利用施設における応急対策	避難所・教育チーム 医療保健チーム
	6. 指定避難所等での配慮	避難所・教育チーム 医療保健チーム
	7. 福祉避難所の開設・運営	避難所・教育チーム

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「福祉サービスの提供」、「輸送費」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

1. 要配慮者の避難行動支援 【避難所・教育】

避難行動が困難な要配慮者については、特に早い段階で避難を実施し、安全を確保することが求められる。そのため、高齢者等避難が発令された場合、要配慮者が速やかに避難できるよう、避難支援等関係者の協力を得て、支援を行う。

2. 要配慮者利用施設等への情報伝達

水防法第15条及び土砂災害防止法第8条に基づき、要配慮者利用施設等の施設責任者に対し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、災害に関する情報及び高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容等を伝達する。

(1)水防法第 15 条に基づく情報伝達【総括、避難所・教育、医療保健、応急復旧】

伝達情報	伝達する施設の範囲	伝達する内容
洪水予報等	・洪水予報河川、水位周知河川又はその他河川の洪水浸水想定区域内にある要配慮者施設 ・高潮浸水想定区域内にある要配慮者利用施設	・指定河川洪水予報(洪水予報河川) ・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報(水位周知河川) ・その他洪水・高潮に関する情報
避難情報		高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

なお、洪水予報等については水防管理者である土木課(応急復旧チーム)から防災・危機管理課(総括チーム)を通じて各チームへ、避難情報については防災・危機管理課(総括チーム)から各チームへ伝達されるため、情報を受理した各チームは所管する要配慮者施設等へ情報伝達を行う。(「第5節 災害情報の収集・報告」参照)

【資料5-1 要配慮者利用施設等(洪水)一覧】

【資料5-2 要配慮者利用施設等(高潮)一覧】

【資料5-4 要配慮者利用施設等(内水)一覧】

(2)土砂災害防止法第 8 条に基づく情報伝達【総括、避難所・教育、医療保健】

伝達情報	伝達する施設の範囲	伝達する内容
土砂災害警戒情報	土砂災害警戒区域の細分区域内にあるすべての対象施設に伝達	レベル4土砂災害危険警報
避難情報	発令範囲内に所在する対象施設に限定	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

なお、レベル4土砂災害危険警報及び避難情報については総括チーム(防災・危機管理課)から各チームへ伝達されるため、情報を受理した各チームは所管する要配慮者施設等へ情報伝達を行う。(「第5節 災害情報の収集・報告」参照)

【資料5-3 要配慮者利用施設(土砂災害)一覧】

3. 避難行動要支援者の安否確認【避難所・教育】

災害発生後に、避難行動要支援者名簿(全体名簿)を効果的に活用し、速やかに避難行動要支援者の安否確認や災害情報の伝達に努め、状況に応じて避難行動の支援が行われるよう努める。安否確認が困難あるいは危険と判断される場合は、消防本部へ支援の要請を行うよう促す。

4. 在宅の要配慮者への応急対策

災害発生時及びそのおそれがあるとき、在宅の要配慮者に対する支援については、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会等の協力を得て実施する。

(1)実態調査【避難所・教育、医療保健】

要配慮者に適切な支援を実施するため、発災後2～3日目を目途に、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、およびボランティア等の協力を得て在宅で生活する要配慮者の実態調査を行い、ニーズの把握に努める。

(2)食料、生活物資等の確保と配布を行う際の要配慮者への配慮【避難所・教育】

食料、生活物資等の購入ができない状況が長期化する場合において、要配慮者に配慮した食料、生活物資等を確保する。また、地域団体等の協力を得て、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(3)情報発信にかかる要配慮者への配慮【受援情報】

災害時に要配慮者は情報の取得が困難な場合が予想されるため、市は、手話や点字、多言語化など可能な限りの方法を用いて情報発信を行う。

(4)保健・福祉巡回サービス【避難所・教育、医療保健】

被災した要配慮者の在宅生活を支援するため、医師、保健師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、介護サービス事業所などと連携し、住宅で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスの実施に努める。

5. 要配慮者利用施設における応急対策

(1)入所者等の避難及び安否確認、施設被害状況の確認【避難所・教育、医療保健】

要配慮者利用施設の管理者は、気象情報や河川水位情報、避難情報等を的確に収集し、予め定めた避難確保計画に沿って入所者の避難誘導を行うとともに、入所者及び利用者、職員等の安全及び施設の被災状況を把握する。このため、各チームは要配慮者利用施設に対して、必要となる情報を速やかに送付する。

また、入所者等が被災したときは、施設職員又は近隣の自治会等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

(2)被災報告等【避難所・教育、医療保健】

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市、県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行い、要請を受けた各チームは、入所の調整を行う。

【資料5-1 要配慮者利用施設等(洪水)一覧】

【資料5-2 要配慮者利用施設等(高潮)一覧】

【資料5-3 要配慮者利用施設(土砂災害)一覧】

【資料5-4 要配慮者利用施設等(内水)一覧】

6. 指定避難所等での配慮

(1)要配慮者等の健康管理【避難所・教育、医療保健】

環境変化等から生じる要配慮者等の健康不安又は体調変化を早期発見するため、要配慮者の健康状態、日常生活動作(ADL)等を調査する。また、県等と連携して、医師、保健師、栄養士等による健康相談等を行い、必要に応じて医療機関へ移送する。

また、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)と連携し、「特殊栄養食品ステーション」を設置し、要配慮者が必要とするおかゆなどの軟らかい食事や食物アレルギー対応食品等を適切に提供する。

(2)避難所の良好な生活環境の整備【避難所・教育】

避難所の運営にあたっては、「避難所運営マニュアル」等に基づき災害時要配慮者の状態等に応じ、以下の点に十分配慮する。

- ア 避難所運営委員会との協議のうえ、要配慮者をできる限り環境条件の良い避難スペースへ避難させるよう配慮する。
- イ 食料、飲料水など生活必需品等必要な物資の確保に努めるとともに、優先的な給付を行う。
- ウ 障害者も利用可能な仮設トイレ及びプライバシー確保のための間仕切りの設置のほか、避難所のバリアフリー化等生活環境に対する配慮を行う。
- エ 筆談や手話、点字、多言語化など要配慮者に対する適切な情報の提供手段、提供内容等に十分配慮する。
- オ 健常な避難者やボランティアの配慮、協力が得られるような避難所運営に努める。
- カ 必要に応じ、要配慮者の相談に応じる相談員の配置や通訳者や災害時障害者ボランティアの派遣を要請する。

7. 福祉避難所の開設・運営

(1)福祉避難所開設の判断と対応【避難所・教育】

要配慮者等が一般の避難所において避難生活が困難と判断された場合、避難所・教育チームは、すみやかに福祉避難所の開設に向けて、福祉避難所の施設管理者と受け入れの調整を行う。調整ができた施設から開設を決定する。

【資料5-10 福祉避難所一覧】

(2)開設と運営【避難所・教育】

福祉避難所の開設及び運営は、「福祉避難所マニュアル」に基づき、当該施設職員が行う。福祉避難所の運営に当たり人員確保が必要な場合は、災害時業務継続・受援計画に基づき、避難所・教育チームは県へ派遣を要請するほか、災害ボランティアセンターを通じ、専門的福祉ボランティア等の派遣を要請する。

(3)受入れの決定【避難所・教育】

避難所・教育チームは、「福祉避難所マニュアル」に基づき、福祉避難所の受入者の選定を実施する。受入者の選定が困難な場合は保健師等と協議を行う。福祉避難所の開設以降、受入体制の整った施設の収容可能人数や当該施設の特性を勘案し、要配慮者と受入先福祉避難所とのマッチングを行い、各施設の受入者を決定する。市内の施設だけでは受入れが困難な場合は、県に受入れ調整を要請する。

(4)要配慮者の輸送【避難所・教育】

要配慮者の福祉避難所等への輸送については、原則、保護者等によるものとするが、輸送手段の確

保が難しい場合は、受入側の福祉施設やボランティア等に協力を要請する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:総括チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
三重交通株式会社	・住民の事前避難支援	三重交通株式会社 【根拠法令等:協定】
名鉄四日市タクシー株式会社	・住民の事前避難支援	名鉄四日市タクシー株式会社 【根拠法令等:協定】
三重近鉄タクシー株式会社	・住民の事前避難支援	三重近鉄タクシー株式会社 【根拠法令等:協定】
株式会社三交タクシー	・住民の事前避難支援	株式会社三交タクシー 【根拠法令等:協定】

担当:医療保健チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
災害派遣福祉チーム(DWAT)	・避難所における福祉的な視点からの支援(避難生活中の困りごとに関する相談支援、避難所内の環境整備等)	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
災害時感染制御支援チーム(DICT)	・避難所等の衛生状態や健康状況の把握(情報収集・分析等) ・感染症の専門家による、避難所等における感染症対策の助言	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本災害リハビリテーション協会(JRAT)	・避難所等におけるリハビリテーションニーズの把握(精神・身体機能、活動能力、転倒リスク等の評価) ・リハビリテーション医療の視点からの、被災者の生活不活発病予防、早期の自立生活の再建に関する支援(運動指導、安全に自立して生活できる環境の調整、福祉用具の選定・調達等)	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)	・避難所等の被災者への栄養アセスメントと、その結果を踏まえた栄養・食生活支援 ・特殊栄養食品(アレルギー対応食等)ステーションの設置	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
薬剤師チーム(日本薬剤師会)	・健康相談 ・避難所等の衛生管理、環境管理	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
保健師等チーム	・被災者の健康管理の支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】

第9節 救助・救急及び消防活動

風水害時に発生する浸水や土砂災害等に伴う救助・救急活動を迅速かつ的確に行うための体制を確保し、市民の生命、身体、財産を保護するため、消防の施設、装備、人員を最大限に活用し、消防活動を行う。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24 時間以内	1. 救助・救急活動の実施及び調整	総括チーム 消防チーム
	2. 消防活動の実施及び応援・受援	消防チーム
	3. 消防団の活動	
72時間～1か月以内	4. 惨事ストレス対策	消防チーム

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「被災者の救出」、「輸送費」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

1. 救助・救急活動の実施及び調整

市は、消防機関及び消防団等の機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

(1)想定される救助事案【消防】

- ア がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂等の下敷きとなった場合
- イ 道路冠水やアンダーパスの浸水に伴う自動車による集団的事故が発生した場合
- ウ ガス、危険物、化学薬品等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合
- エ 災害により孤立した場合 など

(2)大規模災害時の救助活動【消防】

同時に多数の救助事案が発生していることが想定されるため、以下のことに留意して救助体制を早期に確立する。

- ア 救助事案が多発し、多数の負傷者が発生した場合は、警察、自衛隊等関係機関と活動区域の分担、要救助者の情報交換など連携体制を速やかに確立し、効果的な活動を行う。
- イ 簡易な救助活動は、消防団や自主防災組織、自治会等に協力を求めて実施する。
- ウ 救助事案が多発した場合、救助活動を行った場所、検索を実施した場所については、他の救助隊が再び活動を行うことのないよう目立つ場所に「救助済」「検索済」を示す何らかの表示を行う。

(3)要救助者の位置情報取得【総括、消防】

災対本部は、要救助者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。

(4)救急活動【消防】

医療保健チームと連携し、負傷者受け入れ可能医療機関を把握し、負傷者の搬送を行うとともに、現地救護所での活動を実施する。

負傷者の応急処置及び搬送は、緊急の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他負傷者は消防団や自主防災組織、自治会等に協力を求めて処置を行う。

(5)ヘリコプターによる救助・救急搬送【総括、消防】

孤立集落において急病人が発生した場合など、ヘリコプターによる人命救助や救急搬送、資機材搬送等が必要となった際は、三重県防災ヘリコプターに関する支援協定の定めるところにより出動要請を行う。

また、円滑な救急活動等を実施するために、自衛隊ヘリコプターや海上保安庁ヘリコプター、三重県警察ヘリコプター等の活用について、防災関係機関と連携・協力した活動を行う。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】

【資料7-1 臨時ヘリポート一覧】

(6)関係機関等との連携【消防】

被災者の救助・救出は、迅速に実施する。しかしながら、救助・救出の内容、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあることから、県、消防機関、警察及び隣接市町、自衛隊等と連携して実施する。

2. 消防活動の実施及び応援・受援

(1)情報収集及び資機材の調達等【消防】

通信機器の障害等によって、必要な情報の収集が困難となることが予想されるため、防災関係機関との密接な連携を確保し、迅速かつ適確な情報収集に努める。

必要に応じ、民間からの協力等により重機・資機材等を確保し、効率的な活動支援を行う。

また、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うため、通信体制及び手段の拡充・多次元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

(2)協定に基づく応援要請【消防】

市は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】

(3)緊急消防援助隊の応援要請【消防】

災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】

3. 消防団の活動【消防】

災害が発生又は発生するおそれがあるときは、「桑名市消防団災害等活動要領」等に基づき、消防団員の配備を行い、主に以下の活動を実施する。

- (1) 地域住民に対し、広報を実施する。
- (2) 消防職員と連携した人命検索、救助、救急活動等を行う。
- (3) 避難の指示がなされたときに、避難の要否、避難場所等を住民に周知し、避難の誘導に当たる。

【資料4-4 桑名市消防団災害等活動要領】

【資料4-6 桑名市消防団高潮災害時の行動基準】

4. 惨事ストレス対策【消防】

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また消防機関は、必要に応じて県を通じ、総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:消防チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
自衛隊	・要救助者捜索及び救助活動	三重県又は自衛隊 【根拠法令等:災害対策基本法第68条の2】
海上保安庁	・要救助者捜索及び救助活動	三重県又は海上保安庁 【根拠法令等:災害対策基本法第70条第3項】
警察災害派遣隊	・要救助者捜索及び救助活動	三重県又は桑名警察署 【根拠法令等:防災基本計画】
緊急消防援助隊	・要救助者捜索及び救助活動 ・延焼防止等消火活動	三重県 【根拠法令等:消防組組法第44条】
三重県防災航空隊	・要救助者捜索及び救助活動	三重県 【根拠法令等:協定】
三重県内消防機関	・要救助者捜索及び救助活動 ・延焼防止等消火活動	県内消防機関 【根拠法令等:協定】

第10節 医療救護

大規模な災害が発生した場合は、市内で多数の傷病者が発生し、さらに医療機関も被災することが予想され、医療体制が一時的に混乱したり、医療活動が停滞したりすることが考えられる。このため、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施し、市民の生命を最優先に守るため、初期医療体制や搬送体制の強化を図る。

また、医師会等関係機関との連携により、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 医療情報の収集伝達	医療保健チーム
	2. 応急救護体制の整備	医療保健チーム 消防チーム
	3. 医薬品・医療資機材等の調達	医療保健チーム

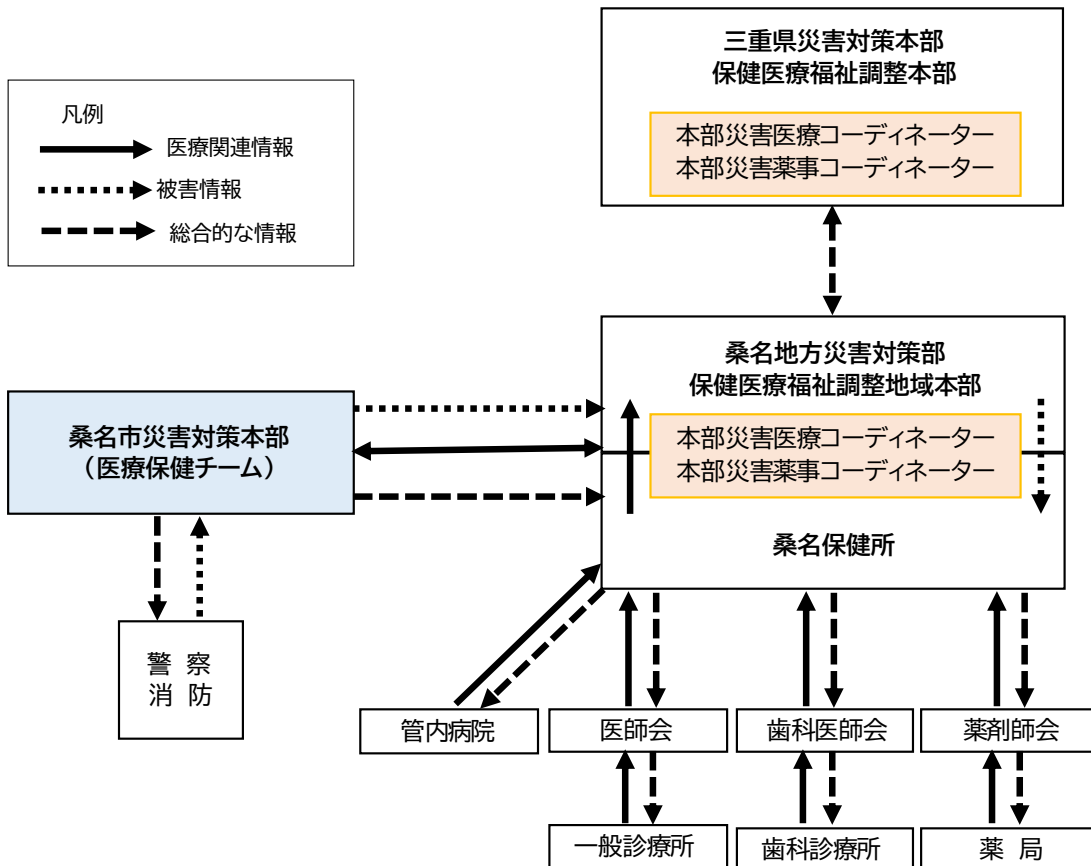
《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「医療」、「助産」、「輸送費」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

1. 医療情報の収集伝達【医療保健】

各医療機関の被害状況や活動状況等について三重県と連携のうえ、広域災害救急医療情報システム(EMIS)や災害時保健福祉医療活動支援システム(D24H)等を活用して、情報の収集を行うとともに、医師会等関係機関と密接に連携し、各関係団体が収集した情報とあわせ、医療の状況を一元的に把握する体制を確立する。

【桑名市・桑名保健所・三重県等の情報伝達の流れ】



2. 応急救護体制の整備

(1)救護所の設置【医療保健】

被災状況に応じて、必要とされる施設(市内の各中学校及び義務教育学校、桑名市防災拠点施設)に救護所の設置を行い、一般社団法人桑名医師会等へ医師や医療救護班の派遣を要請する。

住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行うとともに、救護所においては、医師等による救急医療のトリアージに基づき応急処置を行う。

(2)医療救護班の編成【医療保健】

ア 編成方法

医療保健チームは、各救護所または被災医療機関等に対し、必要な医療救護班を派遣する。医療救護班の編成にあたっては、桑名医師会、地方独立行政法人桑名市総合医療センター、その他関係機関等に対し、必要に応じて医師、看護師等の派遣要請を行う。

また、災害の規模が大きく、市内の医療救護班で不足する場合や、市内の医療機関の被害が大きく医療救護班を派遣できない場合には、三重県桑名保健所へ保健医療チームの派遣を要請する。さらに、桑員地域2市2町の医療救護活動に関する協定に基づき、派遣要請を実施する。

イ 編成人数の目安

- 医師1～2名
- 看護師又は保健師 2～5名
- 事務職員等 1～2名

ただし、必要に応じて編成人数を増減し、また専門分野の要員(助産師・薬剤師等)を加える。

ウ 業務内容

医療救護班は、市内救護所及び被災医療機関にて次の業務を行う。

- ①傷病者に対する応急処置
- ②トリアージ
- ③広域救急医療機関への転送の要否、及び転送順位の決定
- ④輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- ⑤助産救護
- ⑥死亡の確認

(3)医療機関による実施【医療保健】

救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当と見込まれるときは、災害拠点病院及び災害医療支援病院、その他医療機関の協力を得て実施する。

【災害拠点病院】

桑名市総合医療センター

いなべ総合病院

【災害医療支援病院】

青木記念病院

(4)負傷者の搬送【消防】

消防機関は、本部長から要請のあったとき、若しくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第3編及び第4編の「第14節 緊急輸送活動・交通規制」により応急的に措置する。

また、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合、本部長等は、知事に対しヘリコプターの派遣要請を行う。

(5)後方医療体制の確保【医療保健】

救護所や市内の医療機関で対応できない重傷者や特殊な医療を要する者については、治療機能が保たれている市外県外の後方医療機関へ搬送するため、県知事や他の自治体の協力を要請する等必要な措置をとる。

市外県外医療機関への搬送については、ヘリコプター等の輸送手段も考慮し輸送体制の確保を図る。なお、必要に応じ県知事を通じて、警察、自衛隊、海上保安庁等の協力を要請する。

(6)在宅療養者の支援【医療保健】

人工透析患者や在宅療養患者、慢性疾患患者等継続したケアの必要な患者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、福祉施設等と連携を図りながら、医療機関への患者の受け入れ等も含め、必要な支援を行う。また、医師会や県、他の自治体と連携を図り、市外県外の受入れ先医療機関の確保に努める。

3. 医薬品・医療資機材等の調達【医療保健】

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生資材は、原則として市内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬局、店舗販売業から調達するものとする。ただし、市内で調達不可能な場合は、桑名地方災害対策部に要請する。

また、医療救護所で必要な応急処置を中心とした衛生資材は防災拠点施設のほか、各中学校に備蓄しているものを活用する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:医療保健チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
災害派遣医療チーム(DMAT)	・急性期(概ね48時間以内)から医療活動を実施 ・病院の医療行為を支援 ・被災地の外に搬送する広域医療搬送	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
災害派遣精神医療チーム(DPAT)	・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ・既存の精神医療システムの支援 ・被災地での精神保健活動への専門的支援 ・被災した医療機関への専門的支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
災害支援ナース	・避難所等における地域住民の健康維持・確保に必要な看護の提供 ・被災地における看護職員の心身の負担軽減	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本災害歯科支援チーム(JDAT)	・避難所や救護所等における歯科治療や口腔衛生の確保のための支援 ・被災地の歯科保健医療専門職等への支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)	・健康危機管理組織立上げ支援と指揮調整体制の構築	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本赤十字社医療救護班 日本赤十字社こころのケア班 日本赤十字社三重県支部	・医療救護班による巡回診療 ・救護所の設置 ・避難所のアセスメント ・こころのケア活動	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
薬剤師チーム(日本薬剤師会)	・災害処方箋による調剤、服薬指導	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本医師会災害医療チーム(JMAT)	・災害急性期以降における避難所・救護所・介護施設等での医療や健康管理、被災地の医師会・病院・診療所への支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本災害リハビリテーション協会(JRAT)	・避難所等におけるリハビリテーションニーズの把握(精神・身体機能、活動能力、転倒リスク等の評価) ・リハビリテーション医療の視点からの、被災者の生活不活発病予防、早期の自立生活の再建に関する支援(運動指導、安全に自立して生活できる環境の調整、福祉用具の選定・調達等)	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
(一社)桑名医師会	・傷病者への応急措置	(一社)桑名医師会 【根拠法令:協定】
(一社)桑名地区薬剤師会	・医薬品等の調剤、服薬指導	(一社)桑名地区薬剤師会 【根拠法令:協定】
(一社)桑員歯科医師会	・歯科医療を要する傷病者への応急措置	(一社)桑員歯科医師会 【根拠法令:協定】

第11節 安否不明者等の氏名等の公表

災害発生時の救助活動の効率化・円滑化に資するため、災害の状況に応じて、安否不明者の氏名等の公表を行い、安否情報を広く求めることにより、救助対象者の絞り込みを図る。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24 時間以内	1. 安否不明者・行方不明者の氏名等の公表	総括チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 消防チーム
72時間～1か月以内	2. 死者の氏名等の公表	総括チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム

1. 安否不明者・行方不明者の氏名等の公表

(1)氏名等の公表の目的【総括】

安否不明者及び行方不明者については、必要に応じて氏名等の個人情報を公表し、安否情報等を収集することで、安否不明者等の絞り込みや搜索範囲の特定など救助活動の効率化・円滑化を図る。

(2)公表の主体及び市の役割【総括】

氏名等の個人情報の公表は、県が実施することを基本とする。県は、救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められる場合、安否不明者及び行方不明者に関する情報を原則として公表する。ただし、市において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されている等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は非公表とする。

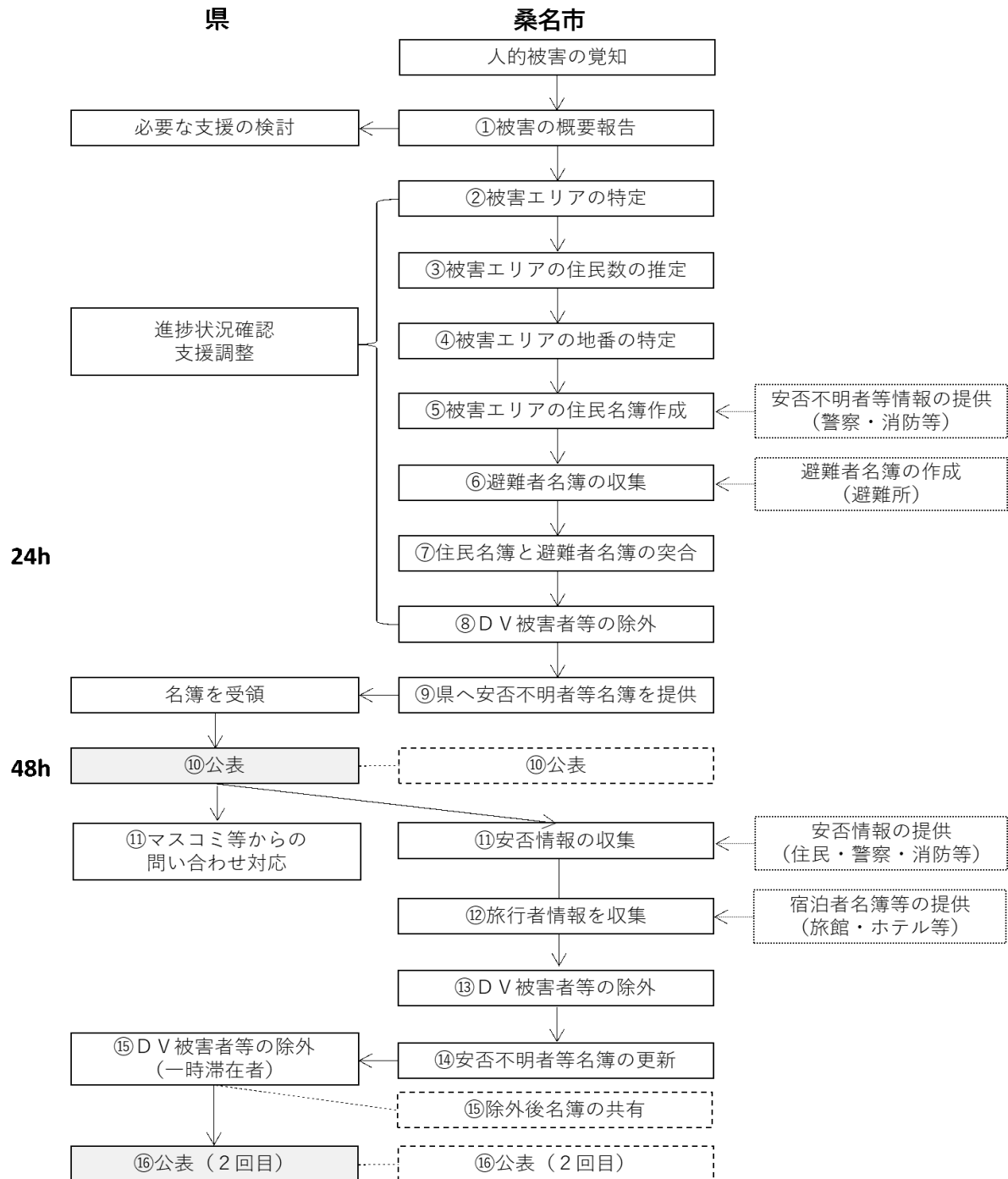
市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者及び行方不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行い、県へ提供する。

(3)公表する情報及び方法【総括】

県は、「氏名等を公表し、人命救助のために広く情報を募る必要がある」と判断した場合は、「①氏名、②住所(市町村名及び大字名)、③性別、④年齢(発災時)」を三重県ホームページ等に掲載し、公表する。個人情報を非公表とする場合は、住所(市町村名のみ、または市町村名及び大字名)、性別、年代を個人が特定されない範囲で公表する。

(4)安否不明者・行方不明者の氏名等公表に係る対応フロー【総括、避難所・教育、生活再建、消防】

氏名等の公表については、下記対応フローに基づき実施する。なお、具体的な手順等は県が公表する「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表にかかる実施マニュアル」を参考とする。



2. 死者の氏名等の公表

(1) 氏名等の公表の目的【総括】

死者については、必要に応じてその氏名等を公表することで、不確実な情報の拡散防止及び関係者が安否情報を求め必要以上に被災地に赴くことによる被災地の混乱の防止を図る。

(2) 公表の主体及び市の役割【総括】

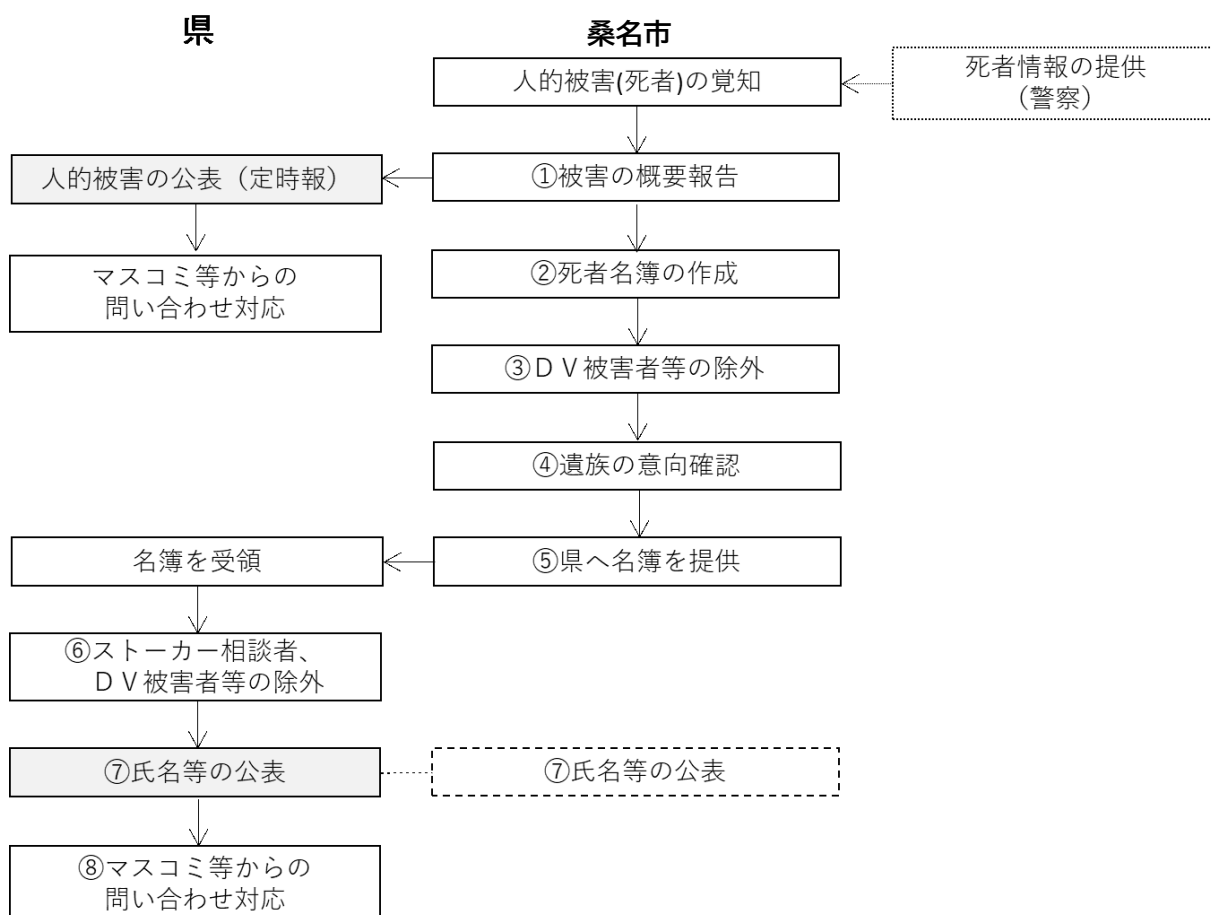
「1. 安否不明者・行方不明者の氏名等の公表」(2)に準ずる。

(3) 公表する情報及び方法【総括】

「1. 安否不明者・行方不明者の氏名等の公表」(3)に準ずる。

(4) 死者の氏名等公表に係る対応フロー【総括、避難所・教育、生活再建】

氏名等の公表については、下記対応フローに基づき実施する。なお、具体的な手順等は県が公表する「災害時における安否不明者・行方不明者、死者の氏名等公表にかかる実施マニュアル」を参考とする。



第12節 物資供給

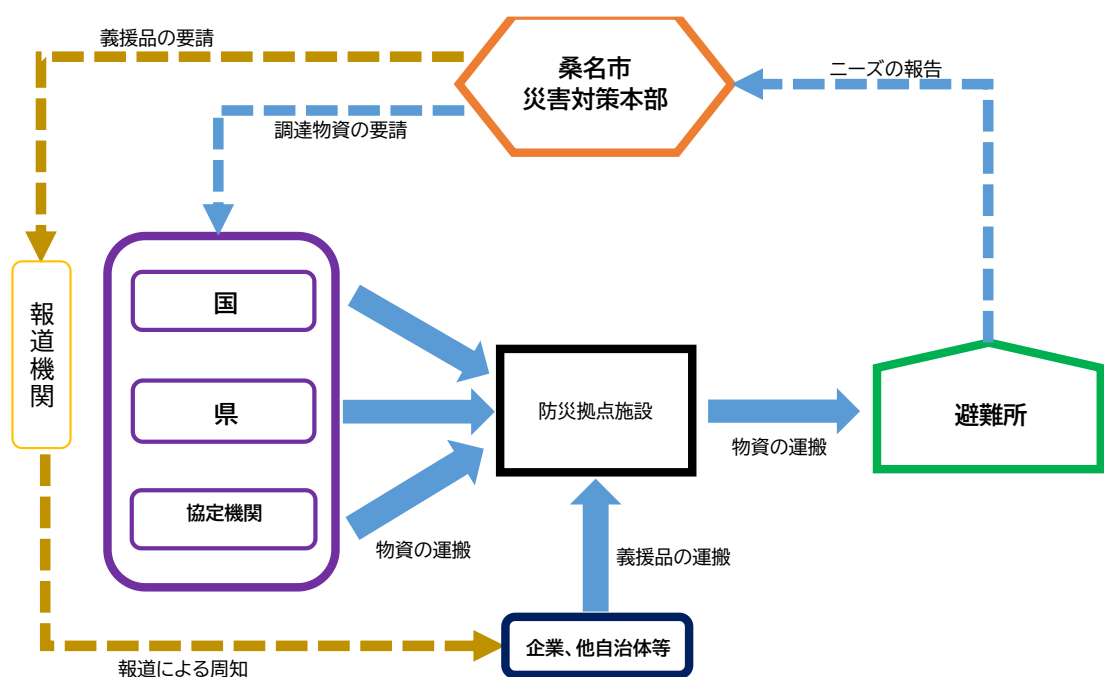
風水害の被害等による避難者や食料及び生活物資を確保することが困難な者に対して、食料等物資を円滑に供給するため、物資の調達、救援物資の受入れ及び物資集配拠点となる桑名市防災拠点施設の開設・運営について定める。

活動開始時期	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 食料の確保・供給	物資調達チーム 避難所・教育チーム
24時間～72時間以内	2. 生活物資の確保・供給	物資調達チーム 避難所・教育チーム
	3. 桑名市防災拠点施設の開設・運営	物資調達チーム
72時間～1か月以内	4. 適温食の提供	物資調達チーム
	5. 義援品の受入れ・調整	

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「炊出しその他による食品の給与」、「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」、「輸送費」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

【物資供給のイメージ図】



1. 食料の確保・供給

避難所に避難している被災者や、住家の被害により食料等を喪失した被災者等に対し、応急的に食料の提供を行う。

なお、食料の確保・提供にあたっては、アレルギー疾患等に配慮する。

<配布対象者>

- ア 避難所に避難している者
- イ 住家被害により炊事ができない在宅避難者
- ウ 車中泊避難者
- エ その他本部長が認めた者

(1)食料の確保【物資調達、避難所・教育】

ア 備蓄食料の活用

災害発生直後は、必要に応じて避難所及び桑名市防災拠点施設に備蓄されている備蓄食料の配布を行う。

イ プッシュ型支援に基づく調達

国が被災自治体からの具体的な要請を待つことなく、被災地に緊急輸送するプッシュ型支援により避難所避難者への支援を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資(基本8品目等)等を確保する。

基本8品目は、食料、毛布、乳幼児用ミルク、乳児・小児用オムツ、大人用オムツ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品をいう。

ウ 協定に基づく調達

災害時における物資等の調達に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、食料の確保を実施する。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】

エ 知事に対する救援物資の要請

ア、イ及びウの方法でなお不足が生じる場合は、速やかに知事に対して救援物資の要請を行い、配給を受ける。

(2)食料の輸送【物資調達】

備蓄食料等に係る輸送は、物資調達チーム、防災関係機関、協定団体及びボランティア団体が連携して実施する。

(3)食料の供給【物資調達、避難所・教育】

ア 避難所での配布

食料の配布は原則、避難所において行う。食料が避難所に届いた後、避難所の運営責任者へ引き渡し、避難所において運営責任者を通して避難者へ配布する。

また、避難生活における食事の質の確保を図るため、関係機関と協力し適温食を提供できる体制の構築に努める。

イ 在宅避難者等への配布

食料の調達ができない在宅避難者及び車中泊避難者用の食料は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。

食料の配布を希望する在宅避難者等は、所定の避難所へ避難者カードを提出し、在宅避難者等自らが避難所で受け取ることを原則とする。したがって、避難所の運営責任者は、在宅避難者等で食料の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の食料の配布を受ける。

ただし、障がい者、高齢者、妊婦等の災害時要支援者などで自宅から避難することができない者に対しては、物資の購入ができない状況が長期化する場合などにおいて、自主防災組織や自治会、ボランティア等の協力を得て、必要に応じて巡回等により配布を行う。

ウ 孤立集落への配布

災害により交通が途絶した地域において、孤立が長期にわたる場合、食料の確保が問題となることから、県と供給体制について調整を図り、集落への供給体制を確立する。

2. 生活物資の確保・供給

災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な者に対して、日常生活に最小限必要な生活必需品を配布し、被災者の生活を安定させる。

なお、生活物資の確保にあたっては、ベッドや生理用品、紙おむつなど要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮する。

<配布対象者>

- ア 避難所に避難している者
- イ 在宅避難者
- ウ 車中泊避難者
- エ その他本部長が認めた者

(1)生活物資の確保【物資調達、避難所・教育】

ア 備蓄生活物資の活用

災害発生直後は、必要に応じて避難所や桑名市防災拠点施設に備蓄されている生活物資の配布を行う。

イ プッシュ型支援に基づく調達

国が被災自治体からの具体的な要請を待つことなく、被災地に緊急輸送するプッシュ型支援により、避難所避難者への支援を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資(基本8品目等)等を確保する。

ウ 協定に基づく調達

災害時における物資等の調達に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、生活物資の確保を実施する。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】

エ 知事に対する救援物資の要請

ア、イ及びウの方法でなお不足が生じる場合は、速やかに知事に対して救援物資の要請を行い、配給を受ける。

(2)生活物資の輸送【物資調達】

生活物資等に係る輸送は、物資調達チーム、防災関係機関、協定団体及びボランティア団体が連携して実施する。

(3)生活物資の供給【物資調達、避難所・教育】

ア 避難所での生活物資の配布

生活物資の配布は原則、避難所において行う。生活物資が避難所に届いた後、避難所の運営責任者へ引き渡し、避難所において運営責任者を通して避難者へ配布する。配布にあたっては、女性等への配慮に努める。

イ 在宅避難者等への配布

在宅避難者等の生活物資は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。

生活物資の配布を希望する在宅避難者等は、所定の避難所へ避難者カードを提出し、在宅避難者等自らが避難所で受け取ることを原則とする。したがって、避難所の運営責任者は、在宅避難者で生活物資の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の生活物資の配布を受ける。

ウ 孤立集落への配布

災害により交通が途絶した地域において、孤立が長期にわたる場合、生活物資の確保が問題となることから、県と供給体制について調整を図り、集落への供給体制を確立する。

3. 桑名市防災拠点施設の開設・運営

風水害による被害が広域にわたるなど必要な場合には、食料、生活物資その他の物資を一元的に管理し、効率的に配分するための物資集配拠点を桑名市防災拠点施設に設置する。

災対本部の決定を受けて物資調達チームは、災害発生直後安全が確認され次第、桑名市防災拠点施設を開設するとともに、民間の運送事業者を主体的に活用しながら、災対本部の指示に基づき、直接避難所等へ物資を配送する体制を構築し、運用する。

(1)物資の管理【物資調達】

桑名市防災拠点施設において、市における備蓄物資及び協定機関及び団体からの調達物資、国・県からの支援物資等の管理を行う。

(2)物資の発注【物資調達】

物資需要に速やかに対応するため、あらかじめ想定される物資については、協定機関及び団体と連携し、先行的に確保する。

また、避難所等の物資の状況について、避難所から情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目及び数量を的確に把握し、不足する物資を発注する。

(3)物資配送計画の作成【物資調達】

各避難所からの要請に応じた適切な配分を行い、かつ各避難所に効率的に配送するため、配送計画を作成する。

(4)物資情報の管理【物資調達】

物資の管理及び発注、輸送については、「物資調達・輸送調整等支援システム」にて一元的に管理を行う。

4. 適温食の提供【物資調達】

避難生活が長期化した場合には、適温食の提供に努める。提供にあたり、管理栄養士等の協力を得ながらメニューの多様化や栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーを有する者等）に対する配慮、複数メニューの提供等、食事の質の確保についても配慮する。

また、ボランティア等による炊き出しや飲食業協同組合による調理人の派遣等による多様な供給方法の確保に努める。市内事業者が営業を再開するなど災害の発生から一定の期間が経過した段階においては食事等の提供契約を順次市内事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮する。

5. 義援品の受入れ・調整

(1)義援品の要請【物資調達】

備蓄物資及び調達物資等によってもなお物資に不足を生じる場合には、市と事前に協定を締結していない企業等に対して、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて広く義援品を要請する。この場合、円滑な受入れを行うため、必要とする食料、生活物資の内容、数量、送付方法等について明確に情報を提供する。なお、個人からの申し出による義援品は原則、受付を行わないものとする。

また、充足した時点で要請の打ち切りについて、報道機関等を通じて情報を提供する。

(2)義援品の受入れ・調整【物資調達】

物資調達チームは、義援品の申し出を受けた時点で、受付時間、受付担当者名、内容、数量、輸送手段、同行人員、出発時間等を確認し、申出受付リストを作成し、管理を行う。

原則、義援品の受け入れは桑名市防災拠点にて備蓄物資と併せて管理を行い、避難所等のニーズを考慮しつつ、配送計画に基づき各避難所等へ輸送する。ただし、緊急を要する場合は、直接輸送も考慮する。

(3)義援品の一時保管【物資調達】

義援品については原則、長期保存可能な物資を受け入れる。また、義援品のうち、即時に避難所等へ輸送する必要のないものについては、一時的に保管し、必要に応じて輸送する。

(4)義援品の受理証明書及び感謝状の送付【物資調達】

義援品を寄託された企業に謝意を表するため、申出受付リストを活用し、受理証明書の発行及び感謝状を発送するとともに、その意向を確認した上で、寄託企業名をホームページで公開する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:物資調達チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
自衛隊	・物資の輸送 ・物資拠点の運営、物資等の受け入れ	三重県又は自衛隊 【根拠法令等:災害対策基本法第68条の2】
海上保安庁	・物資の輸送	三重県又は海上保安庁 【根拠法令等:災害対策基本法第70条第3項】
地方公共団体職員	・物資の提供	地方公共団体 【根拠法令等:協定、地方自治法第252条の17、全国市長会】
(一社)三重県トラック協会	・物資の輸送 ・物資拠点の運営、物資等の受け入れ	三重県 【根拠法令等:協定】
(一社)桑名青年会議所	・物資の供給及び輸送	(一社)桑名青年会議所 【根拠法令等:協定】
佐川急便株式会社	・物資の輸送 ・物資拠点の運営、物資等の受け入れ ・配送時における被災者の物資ニーズの収集	佐川急便株式会社 【根拠法令等:協定】

第13節 応急給水

風水害の発生に伴う洪水、土砂災害等による水道施設や取水口、水管橋等の破損により、飲料水や生活水の送水ができない市民に対し、必要となる飲料水の応急給水の実施方法について定める。

活動開始時期	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 応急給水計画	受援情報チーム 上下水道チーム
	2. 応急給水活動の調整	上下水道チーム

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「飲料水の供給」、「輸送費」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

1. 応急給水計画

(1) 応急給水体制の確立 【上下水道】

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

【資料8-4 応急給水用資機材の保有状況】

(2) 重要施設と優先順位 【上下水道】

応急給水は、人命に関わる施設から優先して行う。

特に大規模災害発生時の被災初期段階では、給水車の台数が不足することから、関係するチームと連絡を取りながら、災害拠点病院、指定避難所等を優先して応急給水を行うものとする。

(3) 応急給水方法 【上下水道】

応急給水は、おおむね次の方法によって供給する。

ア 給水方法は指定避難所、医療施設、学校、市役所など拠点給水とし、給水タンクや応急給水槽等により供給するものとする。飲料水は原則として水道水とする。

イ 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。

ウ 市内において、飲料水を確保することが困難なときは、近隣市町の浄水場等から給水車、給水タンク等により運搬供給する。

(4)住民への広報【受援情報】

災害発生時には、断水状況や応急給水を実施する場所、飲料水の衛生対策等の情報をホームページや SNS、防災行政無線、広報車等を活用し周知することで、市民の不安解消に努める。

2. 応急給水活動の調整

(1)「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動【上下水道】

市単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

応援を受ける場合、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する。

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】

(2)県外水道事業者への応援要請【上下水道】

県内のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部長(津市)は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき他の都道府県等の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:上下水道チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
自衛隊	・給水等の生活支援	三重県又は自衛隊 【根拠法令等:災害対策基本法第68条の2】
(公社)日本水道協会	・応急給水活動(給水車の派遣等) ・応急復旧活動(施設の応急復旧に従事する職員の派遣等) ・技術的支援(施設の復旧等に関わる技術的助言に関する支援等) ・応急給水・復旧に必要な物資・資機材等の提供	(公社)日本水道協会 中部地方支部 【根拠法令等:協定】
県内市町	・応急給水作業 ・応急復旧作業	県内市町 【根拠法令等:協定】
桑名市指定上下水道 工事事業協同組合	・応急復旧作業	桑名市指定上下水道 工事事業協同組合 【根拠法令等:協定】

第14節 緊急輸送活動・交通規制

災害時における消防活動、救急救命活動、物資輸送等を円滑に実施するため、緊急輸送ルートの確保等を図るとともに、重要な避難路及び緊急輸送車両等の通行する道路を確保するための交通対策等について定める。

活動開始時期	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 道路交通情報・被害情報の収集	応急復旧チーム
24時間～72時間以内	2. 緊急輸送手段の確保	物資調達チーム
	3. 緊急輸送道路等の確保	応急復旧チーム
	4. 交通規制の実施	応急復旧チーム

1. 道路交通情報・被害情報の収集

(1)市管理道路情報等の収集【応急復旧】

災害が発生した場合、パトロールを行うなどして、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

(2)国、県、周辺市町及び民間事業者等からの道路情報等の収集【応急復旧】

市内の道路の被害状況の情報収集にあたっては、市管理道路の情報以外に、国、県、周辺市町が管理する道路情報、その他道路情報を提供している民間事業者からの情報収集など、多様な手段を用いて情報収集を行う。

2. 緊急輸送手段の確保

(1)車両の確保【物資調達】

緊急輸送活動に必要な市保有車両は、物資調達チームが管理し、各チームの要請に応じ適切な配車を行うものとし、配車された車両の出動は各チームの判断にて行う。市保有車両だけでは災害対策活動に支障をきたす場合、協定に基づき車両の提供要請を行う。

【資料7-3 市有車両一覧】

(2)鉄道による輸送【物資調達】

道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は鉄道による輸送が適当であると認める場合、鉄道事業者【東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、三岐鉄道(株)、養老鉄道(株)】に鉄道輸送による応援協力を要請する。

鉄道輸送が可能な場合は、物資の積替拠点及び積替方法等について鉄道事業者及び輸送関係団体等と協議し、輸送体制を確保する。

(3)ヘリコプターによる輸送【物資調達】

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県を通じて自衛隊等のヘリコプターによる輸送を要請する。

【資料7-1 臨時ヘリポート一覧】

3. 緊急輸送道路等の確保

(1)輸送道路の確保【応急復旧】

災害発生後の被害状況をふまえ、緊急輸送道路ネットワークの中から実際に利用できる緊急輸送道路を選定し、三重河川国道事務所、陸上自衛隊、三重県(桑名建設事務所)、三重県警察、及び中日本高速道路㈱名古屋支社等防災関係機関の協力のもと、適確な交通規制を行い、緊急輸送を確保する。

(2)道路啓開の実施【応急復旧】

道路管理者等【三重河川国道事務所、三重県(桑名建設事務所)、中日本高速道路㈱名古屋支社】は、看板、電柱、樹木等の倒壊及び土砂災害による障害物により交通障害が発生した場合、緊急車両の通行を確保するために、道路啓開を実施する。

道路啓開作業にあたっては、道路管理者、三重県警察、消防本部、陸上自衛隊等の各防災関係機関がそれぞれ連絡を密にし、有機的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施する。

【資料7-2 緊急輸送道路ネットワーク図】

(3)孤立集落における交通復旧【応急復旧】

道路等の途絶により孤立が発生した場合、道路管理者等は早期の復旧に努める。

4. 交通規制の実施

道路管理者等は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急交通路を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

(1)輸送対象の限定【応急復旧】

緊急輸送車両による輸送対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

段階	輸送の対象
第一段階	・救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ・交通規制に必要な人員、物資 ・後方医療機関へ搬送する負傷者等 ・政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保に必要な人員及び物資
第二段階 (応急対策活動期)	・上記第一段階の継続 ・食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資 ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送
第三段階 (復旧活動期)	・上記第二段階の継続 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品

(2)車両の流入抑制等【応急復旧】

ア 被災区域内への流入車両について、原則、緊急通行車両以外の一般車両の走行を極力抑制する。

被災区域内から被災区域外への流出車両については、交通の混乱を生じない限りは規制しない。

イ 避難路及び緊急交通路において、緊急通行車両等以外の一般通行車両の通行を規制又は禁止する。

ウ 高速自動車国道において、規制区域近接インターチェンジからの被災区域への流入を規制する。

エ 被災地に通じる幹線道路において、緊急自動車及び緊急通行車両等の通行路を確保するための交通規制又は誘導を実施するとともに一般車両の走行を原則禁止する。

オ 市は、道路管理者に対し緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑に通行できるよう、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(3)緊急交通路確保のための措置【応急復旧】

ア 効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通安全施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。規制にあたっては、市、道路管理者等と相互の密接な連携を図る。

イ 緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両等の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ウ 緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、車両の使用者、所有者又は管理者に対して道路外への車両の移動等の措置命令を行う。

エ 緊急交通路上の放置車両、障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカーの出動要請等必要な措置を行う。

オ 災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

カ 交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等に、マスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による、周知徹底及び広報を図る。

キ 通行禁止区域等において警察官がその場にいない場合に限り、派遣を命ぜられた自衛官及び消防吏員は、それぞれの緊急車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第 76 条の 3 の規定により次の措置を行うことができる。

①緊急通行車両の妨害となる車両その他の物件の所有者等に対し、必要な措置を命ずること

②命令の相手方が命じられた措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいない場合は、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損すること

自衛官及び消防吏員が上記の措置を行った場合は、当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(4)緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付【総括】

緊急交通路を通行できる車両は、緊急車両及び応急災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両(緊急通行車両等)とする。緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署、災害時に設置される交通検問所、県災対本部または地方部において次のとおり行われる。なお、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両等については優先して交付される。

ア 緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付申請手続

災害が発生した際、車両の使用者から緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付申請があった場合、交付機関は確認のための必要な審査を行う。また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付申請があった場合、事前届出を行っていない者からの交付申請に優先して交付を行うものとし、その際、確認のための必要な審査は省略することができる。

イ 緊急通行車両等確認証明書及び確認標章の交付

交付機関は緊急通行車両等の交付申請に基づき、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を交付する。(緊急通行車両等事前届出制度については、令和5年8月31日で廃止)

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当: 応急復旧チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
警察災害派遣隊	・緊急交通路の確保	三重県又は桑名警察署 【根拠法令等: 防災基本計画】
緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)	・被害の発生及び拡大の防止 ・道路警戒、湛水排除など	三重県 【根拠法令等: 防災基本計画】
三重県レッカー事業協同組合	・車両等排除業務	三重県レッカー事業協同組合 【根拠法令等: 協定】

第15節 災害救助法の適用

災害救助法に基づく救助の必要が生じた場合の事務手続き、県から事務委任を受ける救助の実施について定める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
風水害発災前まで	1. 適用の要請	総括チーム
	2. 災害救助法の運用	物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム
	3. 経費の支弁と国庫負担	物資調達チーム

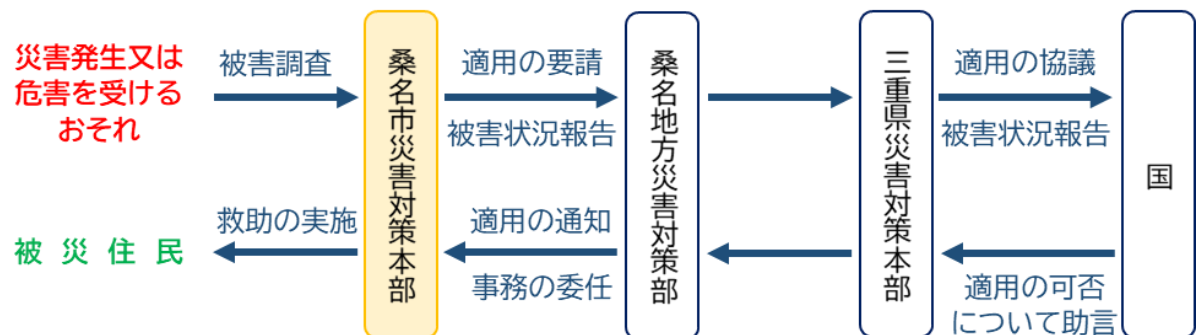
1. 適用の要請

市は、被災の程度が災害救助法の適用基準に達するか、又は達する見込みがある場合、又は危害を受けるおそれがある段階で、救助を必要とする状態にある場合は災害救助法の適用を要請する。なお、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、4号基準の適用を積極的に検討する。

また、災害の事態が急迫しており、県による救助の実施を待つことができないときは、市が必要な救助に着手するとともに、状況やその後の処置について県と協議する。

(1)適用の手続き【総括】

【災害救助法施行令第1条第1項】



(2)適用基準【総括】

ア 災害救助法第2条第1項

適用基準は災害救助法施行令第1条第1項に定めるところによる。桑名市における具体的な適用基準は次のとおりとする。

第1号 100 世帯以上の住家が滅失した場合

第2号 県内で 1500 世帯以上の住家が滅失し、桑名市の区域内でも50世帯以上が滅失した場合

第3号 県内で 7000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は特別な事情がある場合で桑名市の区域内でも多数の住家が滅失した場合

第4号 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の基準に該当した場合

【①から③の全てを満たす場合又は、①を満たし、②又は③のいずれかを満たす場合】

①「三重県災害対策本部」及び「桑名市災害対策本部」が設置されていること。

②災害により、現に住家被害が発生している、又は、発生する(発生している)蓋然性が高いこと。

③原則として避難所が開設され、避難生活が継続すると見込まれること。

イ 災害救助法第2条第2項

適用基準は災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災対本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示された場合。

2. 災害救助法の運用

災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。なお、迅速な救助の実施のため、原則として医療・助産、応急仮設住宅の建設以外の救助については市に事務委任される。

(1)救助の種類【物資調達、環境衛生、避難所・教育、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

救助の種類等については「災害救助事務取扱要領」に記載の以下の基準による。

令和7年度災害救助法基準

令和7年4月現在				
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 7,089,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,089,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,390 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4 月～9 月)冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費(工事費を含む。)として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500 円 中学生生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円	災害発生の日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 232,200 円以内 小人(12 歳未満) 185,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり、3,700 円以内 一時保存: ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり 5,900 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食品の供与及び飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3 千万円以下の部分の金額については100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については100 分の 4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3. 経費の支弁と国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

(1) 県の支弁【物資調達】

救助に要する費用は県が支弁する。

(2) 国庫負担【物資調達】

県の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される。

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

(3) 市負担【物資調達】

災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市が負担する。なお、救助の適切な実施が困難な場合は、救助の程度、方法及び期間などの範囲について三重県に協議し、同意を得た場合はその範囲を拡大等することができる。

第16節 災害広報・広聴

被災後の流言飛語等による社会的混乱を防止し、人心の安定と社会秩序を図り、市民の適切な判断と行動を助けるため、マスメディア等を積極的に活用して広報活動を行う。

また、被災者のニーズ等を十分把握し、効果的な広聴活動を行う。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 広報活動	受援情報チーム
24時間～72時間以内	2. 広聴・相談活動	受援情報チーム

1. 広報活動

災害発生時の被害状況を踏まえ、広報の対象、手段、目的等を勘案し、適切な広報媒体を活用し、効果的な広報を行う。また、時間の経過とともに変化する市民ニーズや被災者を取り巻く状況に対応した情報をその時点で活用できる広報手段を効果的に用いる。なお、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行う。

(1)市長自らの呼びかけ【受援情報】

市長自ら情報発信・説明を行うことは、極めて重要であり、市民に安心感を与えることとなるため、報道機関、防災行政無線、SNS 等を効果的に活用して積極的な情報発信・説明を行う。

(2)広報担当者の設置【受援情報】

報道機関等への情報提供に際しては、災対本部の複数のチームから異なる形で情報が発信され、誤解が生じることがないようにすることが重要である。住民に情報が誤って伝わることで混乱を生む可能性があるため、重要な情報は一元化され、管理された状態で報道機関に提供されるのが望ましく、災害時には広報の一元化(ワンボイス)を図り、報道関係機関との信頼関係構築等の面からも、報道機関からの取材を受ける責任者である広報担当者を設置する。

また、広報担当者は、災害発生直後に市役所内に「プレスセンター」を設置し、報道機関への情報提供を統括的に行う。報道機関からの災対本部等への取材や災対本部に関する情報提供は、原則このプレスセンターで行う。

(3) 広報の内容【受援情報】

災害時に市民が求める情報は時間の経過と共に変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することから、おおむね次のような区分により市民ニーズに応じた適時、適確な広報を行う。

災害発生直後	生活再開時	復興期
①災害の発生状況 ②洪水・がけ崩れ等に関する情報 ③災対本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 等	① ライフラインの被害状況と復旧状況 ②被害家屋等の調査情報 ③生活必需品の供給状況 ④道路・交通情報 ⑤医療情報 ⑥罹災証明関連情報 ⑦教育関連情報 ⑧災害ゴミの処理方法 ⑨相談窓口の開設状況 ⑩公共施設の通常業務の再開状況 ⑪ボランティア活動状況 等	①義援金関連情報 ②見舞金・弔慰金関連情報 ③各種貸付・融資制度情報 ④各種減免措置等の状況 ⑤住宅関連情報 ⑥経済活動支援関連情報 ⑦復興関連情報 等

(4) 広報の手段【受援情報】

ア 報道機関との連携

a テレビ等の活用

災害発生直後は、迅速かつ広範囲に情報を伝えることができる媒体であるテレビ局、ケーブルテレビ局、ラジオ局と連携し、市民への広報に努める。

b 報道機関に対する情報提供

災害時は、記者会見、記者説明、資料提供等により、報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、市は被害状況、避難情報の発令状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報提供に努める。

また、大規模災害時の初動期は、報道対応に混乱を来たすことがないよう、報道機関の協力を得て、円滑な情報提供に努める。

イ 通信メディアによる広報

災害発生直後から迅速かつ広範囲に情報を伝えることのできる SNS や電子メール、市のホームページ等を活用し、国内外への情報伝達を可能な限り実施するとともに、市民への広報に努める。また、デマ等を防止するため正確な情報を迅速に提供する。

ウ 広報車による広報

災害の状況に応じて、必要な場合は広報車を出動させ、広報を実施する。広報車による広報の実施にあたっては、職員との通信手段の確保に留意する。

エ 広報紙の発行及び配布システム

文字情報としての広報紙による広報は、行政施策等の複雑な情報を的確に伝えることができ、読み返すことができるなどの長所があり、被災者にとって重要な情報を入手する手段として非常に有効である。時間の経過と共に市民のニーズも変化してくることから、このような媒体の特性を生かしながら、適確な広報に努める。

a 発行

「広報くわな」の印刷製本業務委託契約先を含めた印刷業者に発行の協力依頼を要請する。被災者へ迅速に情報を提供するため、平常時から簡易版の発行手順を検討しておくなど、災害時でも安定した印刷体制の確保を図る。

b 配布場所

平常どおりの自治会等を通じた配布が不可能である場合や、当初の印刷能力の関係で印刷部数が限られてしまう場合においては、情報をより必要とする人に対して重点的な配布が必要となる。

このため、当初は多くの被災者が共有して見ることができる場所（避難所、市役所等）へ重点的に配布するとともに、その旨を自治会等に周知し、自らの情報収集を依頼する。その後、発行部数の増加に応じて、段階的に配布場所の拡大を図り、最終的には平常時の方法で全市民に配布できるよう努める。

c 配送手段

道路復旧状況次第では、車による配送ができないため、自転車、徒歩等の機動性のある手段を利用するとともに、物資等の配送ルートを活用して、迅速かつ継続的に配布する。

オ 避難所等への広報

避難所等への広報として上記のほか、避難所内の掲示版でそのまま掲示ができる FAX や電子メール等の活用のほか、様々な方法で避難者への広報に努める。

(5)要配慮者等への広報【受援情報】

ア 要配慮者への広報

情報の取得が困難な場合が予想される要配慮者に対する広報については、音声案内や文字情報の掲示・点字化・多言語化等を可能な限り実施するとともに、各種支援団体やボランティア団体と連携し、関係団体への情報提供を通じて広報する。

イ 市外避難者への広報

市外避難者へは、インターネットや SNS、電子メール等による情報発信や報道機関への情報提供による広報で対応し、広報紙の市外郵送をできる限り迅速に行うなど、避難先自治体の協力を得ながら、確実に災害情報を広報する。

(6)被災地からの全国への情報発信【受援情報】

被災状況等の情報発信を適時適切に行い、被災地外の人々に対して被災地の生の声を伝えることで、被災地に対する関心を高め、広く支援の機運を醸成する。

通信手段としては、報道機関を介した間接的な発信と、インターネットや SNS 等による市からの直接的な発信を行い、可能な限り多様な方法で広範囲に発信していく。

2. 広聴・相談活動

災害発生後の市民の意識やニーズを把握し、市民生活の不安の解消を図るため、災害状況が沈静化し始めた段階で、速やかに広聴体制の確立を図り、災害時広聴活動を実施する。

(1)市民ニーズの把握【受援情報】

災害発生後におけるそれぞれの時期での市民ニーズをきめ細かく聴取するため、避難所や仮設住宅等において最適な広聴手段を設け、情報収集を図るとともに、収集した情報や問い合わせなどの情報を監理することで、市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題などの把握及び適切な処理に努める。

また、陳情や手紙などで寄せられた苦情・要望等は、関係チームまたは関係機関に照会や連絡を行い、適切に処理するとともに、その回答、処理状況も併せて時系列に記録を取る。

(2)電話等による問い合わせ窓口等の設置【受援情報】

災害対応の状況を見極めながら、適切な時期に市民からの問い合わせや相談などに対応するための、電話、FAX、メール、問い合わせフォーム、SNS 等による専用問い合わせ窓口(コンタクトセンター)を設置する。問い合わせ窓口は、災対本部や関係機関と連絡を密にしながら、市民からの問い合わせへの回答や情報収集などの対応を行う。また、問い合わせ内容、件数を記録、集約し、災対本部に報告する。

第17節 保健・防疫・衛生計画

被災地における保健・防疫・衛生に万全を期し、これを迅速に実施して、感染症や食中毒発生等の防止を図り、また、被災者の健康を保持するための活動を実施する。

活動開始時期	活動項目	実施担当
24時間～72時間以内	1. 保健活動の実施	避難所・教育チーム 医療保健チーム
	2. 防疫活動の実施	環境衛生チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム
	3. 衛生対策の実施	物資調達チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム
72時間～1か月以内	4. 入浴施設の確保	総括チーム 医療保健チーム

1. 保健活動の実施

(1)健康対策【避難所・教育、医療保健】

避難所や仮設住宅、被災した家屋、車中での長期にわたる生活は、被災者の心身の健康に対して様々な影響を及ぼすことから、被災者への健康調査等により健康状態の把握に努めるとともに関係機関と連携し、必要な保健活動を行う。

ア 巡回保健相談

避難所や被災家庭の環境整備や健康管理を行うために、早期に保健師による巡回健康相談、家庭訪問を実施する。

イ 巡回栄養相談

管理栄養士等が、避難所等において、被災者の栄養状態及び食事制限等、食事に特別な配慮が必要な被災者の早期把握を行い、必要に応じて巡回栄養相談等を実施する。

ウ 巡回歯科相談

被災者等の口腔衛生状態の悪化を防止するために、早期に歯科医師・歯科衛生士等による避難所等の巡回歯科相談を行う。特に、要介護者、障害者等は、誤嚥性肺炎や口腔機能の低下のリスクが高いことから、口腔ケアなどの歯科保健活動を重点的に実施する。

(2)感染症予防対策【医療保健】

インフルエンザ等の流行予防と、罹患、重症化、合併症の併発等を予防する目的で、災害救助法が適用された場合は、予防接種を実施する。また、感染症予防のための情報を新聞やラジオ等のメディアの協力を得て広報するほか、自治会等の協力を得て速やかに感染予防の指導を行う。

(3)心のケア対策【医療保健】

大災害発生時、災害によるショックや自らの被災状況のなかで、精神的に不安感を抱いたり、不安定な状況に陥ることが多い。災害・緊急時に発生する PTSD(心的外傷後ストレス障害)等に対し、精神医学、臨床心理学等の専門家による心理的カウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど、被災者の心のケアを行う。また、女性の専門カウンセラーによるカウンセリングの機会を確保するとともに、DV(ドメスティック・バイオレンス)相談等が必要な場合は、専門機関を紹介する

さらに、避難者のみならず、災害復旧や被災者の対応に当たる行政職員やボランティアの支援者等に対し、支援者自身のこころのケアに関する情報を提供する。

2. 防疫活動の実施

ライフラインが寸断し、衛生環境の悪化による感染症や集団食中毒等の発生を防止するために、必要に応じ、以下の対策を実施する。

(1)検病調査及び臨時予防接種の実施【医療保健】

感染症の患者や患者接触者への健康診断を行い、患者の早期発見と治療を行うとともに、被災地の感染発生状況を把握する。状況により、必要に応じ臨時予防接種を行う。

検病調査、健康診断の実施に際しては、感染症予防教育を行うとともに、ポスターの掲示、チラシの配布等により予防広報を行う。

(2)避難所の防疫指導【環境衛生、避難所・教育、医療保健】

避難所開設後、直ちに便所、その他の不潔場所を消毒し、以後適宜消毒を実施する。また、避難所の防疫指導を行い、食中毒・感染症の予防・早期発見、便所等の生活施設の衛生管理及び消毒、食品の取り扱い、手洗いの励行、寝具の乾燥、ペット動物の飼育等の指導を行う。

(3)消毒作業【環境衛生】

民間への委託や地域住民の協力を得るなどして、下水があふれた場所等の消毒作業を行う。また、被災状況に応じて、自治会等の各団体に消毒薬剤を配布する。配布の際には、使用方法等の説明を十分に行い、薬剤による被害が発生しないように努める。

【資料8-2 消毒用薬剤在庫状況】

(4)被災動物の保護・収容【環境衛生、避難所・教育】

県や三重県獣医師会やボランティア団体と連携を図り、被災動物の保護・収容をはじめ、獣医療支援、飼育支援、関係機関との調整等の支援事業を実施する。

また、避難所に同行避難したペットに対して、関係団体と連携して、助言や適正飼育に関する指導を必要に応じて行う。

3. 衛生対策の実施

災害発生後に配給される弁当や炊き出しによる食品等の衛生や環境衛生を確保するため、県保健所等と連携して、監視、指導を行う。

(1)避難所における衛生指導【避難所・教育、医療保健】

避難所を巡回し、食品に係る衛生状態の確認を行い、避難所の管理者や避難者、ボランティア等を対象に衛生指導を行う。また、炊き出し等を実施している避難所においては、さらに調理場所や食器の衛生管理等の指導を行う。

(2)弁当等納入業者への指導【物資調達】

弁当等納入業者に対して、製造所から避難所への衛生的な輸送手段、方法等について指導・協議を行う。

4. 入浴施設の確保

被災規模が大きく、特にライフラインの復旧が長期に及んだ場合、必要に応じ、次のとおり入浴機会の確保対策を講じる。

(1)一般公衆浴場の再開支援【医療保健】

一般公衆浴場の再開を要請し、必要な支援を行い、入浴環境を確保する。その場合、浴場の再開等について市民広報に努める。

(2)仮設入浴施設等の設置【総括】

一般公衆浴場の再開までの間入浴施設が不足する場合は、自衛隊の支援を受け、避難所等に野営用風呂施設を設置し、入浴環境を確保する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:医療保健チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
災害時感染制御支援チーム(DICT)	・避難所等の衛生状態や健康状況の把握(情報収集・分析等) ・感染症の専門家による、避難所等における感染症対策の助言	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本災害歯科支援チーム(JDAT)	・避難所や救護所等における歯科治療や口腔衛生の確保のための支援 ・被災地の歯科保健医療専門職等への支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本災害リハビリテーション協会(JRAT)	・避難所等におけるリハビリテーションニーズの把握(精神・身体機能、活動能力、転倒リスク等の評価) ・リハビリテーション医療の視点からの、被災者の生活不活発病予防、早期の自立生活の再建に関する支援(運動指導、安全に自立して生活できる環境の調整、福祉用具の選定・調達等)	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)	・避難所等の被災者への栄養アセスメントと、その結果を踏まえた栄養・食生活支援 ・特殊栄養食品(アレルギー対応食等)ステーションの設置	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本赤十字社医療救護班 日本赤十字社こころのケア班 日本赤十字社三重県支部	・医療救護班による巡回診療 ・救護所の設置 ・避難所のアセスメント ・こころのケア活動	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
薬剤師チーム(日本薬剤師会)	・健康相談 ・避難所等の衛生管理、環境管理	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
日本医師会災害医療チーム(JMAT)	・災害急性期以降における避難所・救護所・介護施設等での医療や健康管理、被災地の医師会・病院・診療所への支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
(一社)桑名地区薬剤師会	・医薬品等の調剤、服薬指導	(一社)桑名地区薬剤師会 【根拠法令:協定】
(一社)桑員歯科医師会	・歯科医療を要する傷病者への応急措置	(一社)桑員歯科医師会 【根拠法令:協定】

第18節 応援協力要請

大規模被害が発生した場合、本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じることが想定される。そのため、県や他の自治体、関係機関に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う必要がある。本節では、他機関から援助を受ける仕組みやチームの役割などについて定める。なお、詳細については『桑名市災害時受援計画』に定めるところによる。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～	1. 応援要請発動の基準 2. チームにおける対応	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム
	3. 自衛隊に対する派遣要請	総括チーム
	4. 緊急消防援助隊に対する要請	消防チーム
	5. 海上保安庁に対する支援要請	総括チーム
	6. 他の都道府県警察に対する援助要請	

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

1. 応援要請発動の基準

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

大規模災害が発生し、人命又は財産を保護し、生活環境を保全するために実施すべき応急対策が、市の対応能力を超えると想定される場合や各チームが実施する対策において、協定締結機関等の支援を受けることが、災害対応に有効に機能すると判断される場合、関係機関へ応援要請を行う。なお、大規模災害時は、被害状況の把握に時間を要することが想定されるため、発災直後から関係機関等と連絡を取り合うなど、応援要請の機を失わないように留意する。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】

2. チームにおける対応

(1) 受援情報チームにおける対応【受援情報】

自治体相互応援協定や受援内容が多岐にわたるなど、応援団体との間で総合調整を要する協定の運用については、受援情報チームにおいて対応する。

ア 応援の要請

本部長が必要と認める場合は、応援要請を行う。要請は協定等に定められた方法をもって行う。ただし、緊急を要する場合などは、口頭又は電話等により要請する。

また、応援要請をする場合は本市の被災状況や本市までの経路の状況などの情報を併せて提供するように努める。

イ 応援要請の報告

市全体の応援要請等の状況は、受援情報チームが取りまとめ、本部長に報告する。

ウ 活動調整等

- ・応援部隊の人数・到着時期・宿泊場所・携行品などを把握する。
- ・応援団体から先遣隊が到着した際には、被害状況など活動に必要な情報を共有する。
- ・応援団体に対し希望する受援内容を伝えるなど、活動調整を行い、調整結果は各チームに伝達する。
- ・応援部隊の待機場所、ミーティングスペースを確保する。また、駐車場・宿泊場所などが必要な場合は災対本部と協議の上準備する。
- ・応援部隊の食料・飲料水及び燃料については、原則として応援団体が持参等することとし、要請の際にその旨を伝える。
- ・応援部隊の受け入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し、受援状況の進捗管理を行うものとする。

(2) 各チームにおける対応

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】各チームが所管する協定などに基づく各種応援の要請については、各チームにおいて対応する。

ア 応援の要請

各チームにおいて応援が必要と認める場合、応援要請を行う。要請は協定等に定められた方法をもって行う。ただし、緊急を要する場合などは、口頭又は電話等により要請する。

なお、応援の要請を行う場合は、応援内容及びその経過等について、受援情報チームに報告するものとする。

イ 協定先などとの調整について

協定先等から先遣隊の派遣が行われる際には、原則として協定等を所管するチームにおいて、受け入れを行い、先遣隊と受援情報チームと活動場所の調整などを行うものとする。また、先遣隊の派遣を要しない場合には、要請した応援部隊に対して、活動内容や活動場所について、受援情報チームも交えて十分に調整を行うものとする。

ウ 宿舎、食料、飲料水等の準備

応援部隊の食料・飲料水及び燃料については、原則として応援部隊自身が確保するが、食料、飲料水等の物資や宿泊場所等の提供が必要な場合は要請したチームが対応することとするが、必要に応じて、受援・環境衛生チーム及び物資調達チームと連携して準備する。

エ 関係機関相互の連携

応援要請後の活動については、共に災害対応を行う観点から、十分に意思疎通を図りながら、応援を受けるものとする。なお、災害現場では関係機関の活動が重なる場合もあるので、各関係機関の責任者が現地において情報交換をし合い、効率的な活動を行えるよう、各チームは努めるものとする。

(3) 応援の終了【受援情報】

- ・応援の必要がなくなった場合、応援要請を行った者が応援の終了を判断し、応援団体へ連絡を行う。なお、受援終了の状況は、受援情報チームが取りまとめ、本部長に報告する。
- ・他の市町村等から応援を受けた場合には、災害対策基本法第 92 条の規定に基づき、対策実施に掛かった費用は桑名市で負担する。
- ・協定等に基づき応援を受けた場合には、協定に基づき費用を負担する。

3. 自衛隊に対する派遣要請

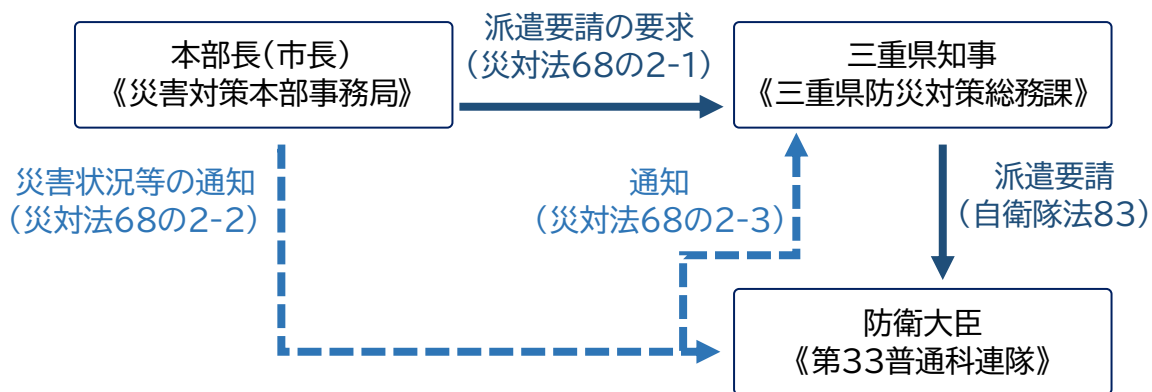
(1) 派遣要請基準【総括】

本部長は、次の基準により知事に対して自衛隊の派遣要請を行う。

- ア 人命又は財産保護のため緊急に必要があり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- イ 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

(2)派遣フロー【総括】

本部長は、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項に基づき、知事へ派遣要請を要求する。なお、通信の途絶等により、知事に要求できない場合には、直接、自衛隊指定部隊等の長に派遣を要請する。なお、この場合には、速やかにその旨を知事に通知する。



(3)要求手続【総括】

要求は知事等に対して以下の事項を記載した文章をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要求し、その後、速やかに文書を提出する。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項(道路・橋梁の破損に伴う迂回路、救援に必要な資機材、活動拠点など)

【資料11-1 自衛隊災害派遣要請等様式】

(4)活動内容【総括】

派遣部隊が実施する救援活動の内容は次の活動内容に基づき行われる。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 被災者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路または水路等の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付または譲与
- サ 危険物の保安および除去
- シ その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なもの

(5)受入れ体制【総括】

ア 連絡調整員の受入れ

自衛隊から派遣される連絡調整員を受け入れ、災対本部で被害に関する情報共有や部隊の派遣等に関する連絡・調整を行う。

イ 派遣部隊の受入れ

派遣部隊を受け入れるときは、以下の事項について必要な措置をとる。

- ・連絡調整者及び現場責任者の指定
- ・派遣部隊の救援活動に必要な資機材の準備・提供
- ・派遣部隊の宿泊施設又は野営適地の準備
- ・駐車場所、臨時ヘリポートの設定
- ・指揮所の場所の提供

【資料6-2 応援部隊の進出活動拠点候補地】

(6)部隊の撤収【総括】

本部長は、災害の救助活動が終了、または他の機関で対処できる状態となり派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請を行う。撤収要請は、電話等により報告した後、速やかに文書を提出する。

【資料11-1 自衛隊災害派遣要請等様式】

4. 緊急消防援助隊に対する要請【消防】

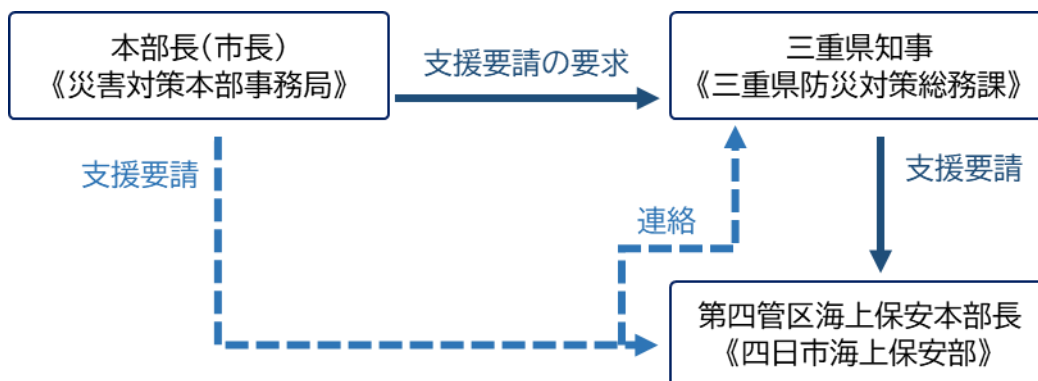
本部長は、大規模災害の状況から、本市及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対し、緊急消防援助隊の応援が必要である旨を直ちに連絡する。

【資料6-2 応援部隊の進出活動拠点候補地】

5. 海上保安庁に対する支援要請

(1)派遣フロー【総括】

本部長は、災害対応を円滑に実施するため、海上保安庁の支援が必要と判断した場合は、知事に対し、支援要請を要求する。なお、通信の途絶等により、知事に要求できない場合には、直接、四日市海上保安部等に派遣を要請することができる。なお、この場合には、速やかにその旨を知事に連絡知する。



(2)要求手続【総括】

要求は知事等に対して以下の事項を記載した文章をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要求し、その後、速やかに文書を提出する。

- ・災害の状況及び支援を要請する事由
- ・支援を必要とする期間
- ・支援活動を必要とする区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

【資料11-2 海上保安庁災害支援要請等様式】

(3)支援内容【総括】

支援活動の内容は次の活動内容に基づき行われる。

- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急搬送
- イ 船舶及び航空機を使用した救助及び搜索
- ウ その他、市が行う災害応急対策の支援

6. 他の都道府県警察に対する援助要請

三重県公安委員会は県内の警備力では十分な対応が困難な場合は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法 60 条に基づき、援助の要請を行う。

第19節 帰宅困難者対策

災害発生時後において、公共交通機関の途絶等により、駅や職場等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することが予想されるため、帰宅困難者による混乱等防止のため、早期の情報収集及び帰宅抑制の呼びかけ、支援について定める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24 時間以内	1. 帰宅困難者への支援	受援情報チーム 避難所・教育チーム
	2. 鉄道・バスにおける旅客・乗客への対応	

1. 帰宅困難者への支援

(1)一時滞在施設の開設・運営【避難所・教育】

帰宅困難者に対する支援として、一時滞在施設の開設が必要な場合は、付近の指定避難所及び指定緊急避難場所、公共施設の施設管理者と開設に向けた調整を行う。一時滞在施設開設は、その必要性が認められ、かつ、施設が受入可能な状態である場合において開設するものとする。開設後は、関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設への誘導を行う。

(2)帰宅困難者への情報提供【受援情報】

帰宅困難者自身が、自ら適切な判断を下すためにも、市域における道路情報や公共交通機関の運行情報、一時滞在施設の開設状況などの必要情報について、鉄道事業者等と連携して提供することとし、市ホームページや SNS などを通じて、必要な情報提供を図る。

(3)帰宅困難者の誘導【受援情報】

広域的に公共交通機関が停止し、多数の帰宅困難者が発生した際に、駅周辺に帰宅困難者を集中させず、地域の混乱を最低限に留めるため、関係機関との連携により帰宅困難者を適切に誘導する。なお、必要に応じて、民間施設の施設管理者に対して、一時滞在施設として開設する旨の協力を要請する。

(4)観光客への対策【受援情報】

観光客の帰宅困難者については、地理的不案内などのために適切な行動を取ることが困難な場合が多いことから、市はホームページや SNS を活用して、迅速かつ的確に防災情報を提供する。また、一時的な宿泊場所等の必要な情報の提供を行う体制について、観光関連機関と連携し対応に努める。

2. 鉄道・バスにおける旅客・乗客への対応

(1) 鉄道事業者【東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、三岐鉄道(株)、養老鉄道(株)】

ア 駅における旅客の安全対策

駅においては、列車が全面ストップした場合、通勤・通学などの旅客が、駅の待合室・ホーム・広場などにあふれ、情報の不足などから不測の事態が誘発されるおそれもあるため、気象状況及び列車運転不能の状況、他の交通機関の運行状況を案内し、必要に応じて最も安全と思われる場所へ避難誘導に努める。負傷者等が発生したときは、救護に当たるとともに、必要に応じ関係機関に救護要請を行う。また、情報によっては、関係警察署の応援を求めて、旅客の安全を図る。

イ 列車運行の広報活動

利用者の不安を除き、更に利便を図るため、駅頭やホームページに不通区間・列車運行の現状及び開通見込みを掲示する等して周知を図る。また、災対本部のほか、新聞・ラジオ・テレビなどの報道機関に対し、随時不通区間・列車の運行状況・抑止状況・開通見込み等を連絡して広報を図る。

ウ 代替輸送に関する検討

鉄道事業者は、一定期間での復旧が困難である場合、安全な経路を選定するなど広域的な代替輸送に関し、県と連携し取り組むこととする。

(2) バス等自動車運送事業【三重交通(株)】

バス乗務員は、乗務中に災害に遭遇したときは、現場の状況を的確に判断し、乗客の安全を優先して臨機の措置をとり、直ちに運行管理者に状況を通報し、その後の指示を受ける。必要に応じて、最も安全と思われる場所へ避難誘導に努める。

災害によりバス路線に障害が発生した場合は、運行管理者を経由して、道路管理者に通報し、復旧を依頼する。

第20節 廃棄物処理計画

大雨、洪水、暴風等による災害が発生した際には、被災地において土砂や浸水被害を受けた家財、避難所のし尿等の廃棄物が大量に発生することが予想されるため、「桑名市災害廃棄物処理計画」に基づき、適切な収集・処理を実施し、被災地の環境衛生の保全に努める。

活動開始時期	活動項目	実施担当
24時間～72時間以内	1. し尿の収集処理	環境衛生チーム 避難所・教育チーム 上下水道チーム
	2. 一般廃棄物の収集処理	環境衛生チーム 避難所・教育チーム
	3. 災害廃棄物等の処理	環境衛生チーム

1. し尿の収集処理

(1) し尿の収集 【環境衛生、避難所・教育、上下水道】

収集運搬ルート、し尿処理施設及び下水管の被害状況等を把握し、速やかに災害時の収集運搬処理計画を策定するとともに、計画に基づいた収集体制の確保を図る。可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、避難所や家庭から排出される携帯トイレ・簡易トイレの分別方法を指導し、あわせて運搬時においてはし尿などの漏れが懸念されるため運搬車両の選定に留意する。

特に甚大な被害を受けた場合、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 指定避難所等におけるし尿の処理 【避難所・教育】

指定避難所におけるし尿の処理については、下水道管の被害状況が確認できるまでは、備蓄している災害用簡易組立トイレ等を設置して対応する。

また、在宅避難をしている世帯においても、下水道管の被害状況が確認できるまでは、避難所と同様に簡易トイレ等の使用を求め、避難所において配布する。

(3) 仮設トイレ設置体制等 【環境衛生、避難所・教育、上下水道】

指定避難所における仮設トイレ設置については、災害発生後の初動体制として備蓄している災害用携帯型簡易トイレや災害用簡易組立トイレにより対策するが、トイレ環境改善のため協定事業者の協力を得て仮設トイレ設置及び維持管理を行う。また、仮設トイレを設置するとともに、トイレカー、トイレトレーラー等より快適なトイレの設置に配慮し、清掃等その管理体制の整備に努める。

上下水道の復旧等により水洗トイレが使用可能となった場合には、避難者数等需要を考慮したうえで、速やかに仮設トイレを撤去し、衛生状態の向上に努める。

2. 一般廃棄物の収集処理

(1)生活ごみの収集【環境衛生】

災害時にはあらゆる廃棄物が同時・大量に排出されるが、季節によっては、保健衛生上の観点から一層迅速な処理が必要とされる。よって、生活ごみの発生状況、収集運搬状況、処理施設の状況等を把握し、速やかに災害時の収集運搬処理の計画を策定するとともに、計画に基づいた収集体制の確保を図る。可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、市民に対しては、ごみの収集計画等を広報するとともに、仮置場への集積や分別の徹底を呼び掛ける。

(2)避難所の生活ごみの収集【環境衛生、避難所・教育】

避難所の開設規模にもよるが、避難所のごみの収集は、衛生面から毎日が好ましい。そのため、避難所からの報告に基づき、状況を把握したうえで、災害時に策定する収集運搬処理の計画あつては、保健衛生面等に配慮し、収集方法等の検討を行う。

(3)不法投棄対策【環境衛生】

不法投棄が発生することが予測されるため、想定される対策を実施する。

3. 災害廃棄物等の処理

(1)処理体制の整備【環境衛生】

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理する。また、「収集運搬計画」の策定にあたっては、保健衛生面等に配慮するとともに、収集経路、優先順位についても検討する。

(2)災害廃棄物等の処理方法の周知【環境衛生】

災害廃棄物処理を効率的かつ的確に行うため、市民に対して災害廃棄物等の分別方法、受入場所等の周知を行う。

(3)関係機関への応援要請【環境衛生】

災害による被害が甚大であり、現有の災害対応能力では、がれき等の収集や処理機能の早期回復が望めないと判断した場合には、必要に応じて仮置場等を設置し、県への支援要請の判断を速やかに行うとともに、他自治体、関係機関との応援協定に基づいて応援を要請し、人員及び資機材の確保を図り早期回復に努める。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:環境衛生チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)	・一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援	三重県 【根拠法令等:防災基本計画】
災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)	・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援	
県内市町	・資材の提供、職員の派遣及び処理業者の斡旋	県内市町 【根拠法令等:協定】
桑名環境整備事業協同組合	・仮設トイレ(快適トイレタイプ)の供給、提供、運搬、設置、撤去及び管理 ・仮設トイレ、携帯トイレ及びトイレトーパーなどの災害トイレ資機材の備蓄及び分配 ・避難所等の使用済携帯トイレの回収、運搬及び搬入 ・仮設トイレのし尿の汲み取り、運搬及び搬入 ・災害対応業務の運営(仮設トイレ配備、トイレ消耗品分配、使用済携帯トイレ等回収処理、し尿回収処理、避難所トイレ対応)	桑名環境整備事業協同組合 【根拠法令等:協定】

第21節 二次災害の防止

災害発生後、災害による被害に伴いその後の発生が予見される災害を防止するため、その二次的な危険性を判断する方法及びその応急措置等に関して定める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 公共土木施設等の点検及び応急措置	受援情報チーム 応急復旧チーム
	2. 公共施設の点検及び応急措置	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム
	3. 危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置	総括チーム 受援情報チーム 環境衛生チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム

1. 公共土木施設等の点検及び応急措置

(1) 道路・橋梁 【受援情報、応急復旧】

災害が発生した場合はパトロール等により、道路、橋梁などの構造物や土砂災害警戒区域の斜面、崖等の被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制、迂回路選定等の安全策を講じる。また、被災道路、橋梁については、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急輸送道路を確保したうえで、本格的復旧作業に着手する。

なお、三重県、国土交通省、NEXCO 中日本が管理する道路が被災した場合は、各道路管理者が各々の基準、計画により対策を講じることになるが、緊急を要する場合は市が応急対策を講じ、各道路管理者に報告する。

ア 情報収集及び点検等

緊急輸送道路を最優先としつつ、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集及び点検等を行う。

イ 人員及び資機材等の確保

道路、橋梁の点検及び応急措置に必要な人員及び資機材等は、施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、必要に応じ、一般社団法人三重県建設業協会との応援協定等に基づき、その確保に努める。

ウ 応急措置

パトロール等の調査、点検の報告に加え、市民からの通報などの被害報告をまとめ、災対本部に報告するとともに、総合対策の立案と調整を行う。

被災箇所については、現場に急行し、状況把握の上、安全上必要な緊急措置を講じるとともに、必要な場合は桑名警察署に通報する。なお、必要に応じて、応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請する。

エ 応急復旧

被害箇所については、応急復旧を実施することとし、必要な場合は応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請する。その場合、緊急輸送道路ネットワーク計画により指定された道路の啓開等を最優先に行い、その後、逐次一般道路の啓開、二次被害が想定される箇所の応急復旧工事を行う。

なお、被害の状況により、必要な箇所については応援業者に緊急復旧工事を発注して早期復旧を図り、安全な交通路の確保に努める。

オ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、市ホームページ等を通じて危険箇所を市民等に周知する。

(2)公園・緑地【応急復旧】

公園等は、災害発生時に様々な用途での活用が見込まれることから、パトロール等により公園・緑地の被害状況を速やかに把握し、広場、運動場その他公園施設の保全を行うほか、これらに通じる道路の街路樹についても安全策を講ずる。

ア 点検・情報収集、応急措置

市内全域の公園・緑地の調査、点検を行う。パトロール等の調査、点検や市民からの通報なども含め被害状況をまとめ、災対本部に報告するとともに、総合対策の立案と調整を行う。被災箇所については、現場に急行し状況把握の上、安全上必要な緊急な措置を講じ、必要に応じて所轄警察署に通報する。

イ 応急復旧

被災箇所については、応急復旧チームが応急復旧を実施する。その場合、避難場所を最優先に行い、その後、応急仮設住宅用地や物品保管場所用地を行う。

(3)河川【受援情報、応急復旧】

災害が発生した場合は、「桑名市水防計画」に基づきパトロール等により被害状況を速やかに把握し、関係機関との連絡・連携のうえ応急措置を行う。

ア 情報収集及び点検等

「桑名市水防計画」に準じ、被害情報を収集し、点検を実施する。

イ 人員及び資機材等の確保

河川の点検及び応急措置に必要な人員及び資機材等は、施設の被害情報等をふまえ、職員、水防団のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 応急復旧

パトロール等の調査、点検の報告に加え、市民からの通報など、被害報告をまとめ、災対本部に報告するとともに、総合対策の立案と調整を行い、応急措置を実施する。

エ 応援要請

被害箇所については、応急復旧を実施し、必要に応じ応援協定による他公共団体、応援業者に応援を要請する。

オ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、市ホームページ等を通じて危険箇所を市民等に周知する。

(4)山・がけ【受援情報、応急復旧】

災害が発生した場合は、パトロール等により山・がけ等の土砂災害による被害状況を速やかに把握し、関係機関との連絡・連携のうえ応急措置を行う。

ア 情報収集

津地方気象台が発表するレベル4土砂災害危険警報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行う。また、土砂災害が発生するおそれがある時は、パトロール等を行うことにより状況の把握を行う。

イ 応急措置・危険箇所の周知

発災後の降雨等により発生が予想される土砂災害等の二次災害の防止、軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の点検を行う。土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地確認を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

危険性が高いと判断された箇所や道路など交通機関への影響がある場合は、市ホームページ等を通じて、関係機関や市民に周知を行う。

(5)農業施設【応急復旧】

農地、農業用施設の被害拡大や二次災害等を防止するため、関係機関・団体等と連携の下、農作物等及び農業用施設関係の被害把握、被害情報収集に努め、農道、農業用排水路施設、ため池等の安全性の点検、応急復旧を実施する。

ア ため池

ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、災害発生後、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

【資料5-6 防災重点ため池一覧】

イ 農業用施設

災害発生時において、農道、農業用排水路施設の点検により、被害状況の把握を適宜行い、関係機関に報告するとともに、応急対策を実施する。

ウ 農作物

農作物への被害の拡大等を防止するため、関係機関・団体等と連携のもと、病虫害防除、応急技術対策等に関わる応急対策を実施する。

エ 家畜等

災害によって発生する家畜伝染病の予防に重点を置き、関係機関・団体と連携して防疫指導等に努めるとともに、畜舎の汚染に起因する疾病に対する飼養管理指導を実施する。

(6)林業【応急復旧】

林道や治山施設等の被害拡大や二次災害を防止するため、関係機関・団体等との連携の下、被害把握、被害情報収集に努め、安全点検、応急復旧を実施する。

なお、林道については、生活道路に供される路線を優先的に通行確保することとし、それ以外の路線については交通の危険を防止する必要がある場合、関係法令に基づき、状況に応じて速やかに通行禁止又は制限の措置を講ずる。

(7)水産業【応急復旧】

水産業施設の被害拡大や二次災害を防止するため、関係機関・団体等との連携の下、被害把握、被害情報収集に努め、水産物生産者・団体等の災害応急対策について、情報の伝達及び助言等必要な対策を実施する。

2. 公共施設の点検及び応急措置

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

公共施設に災害が発生した場合は、施設管理者は構造体、非構造部材等について点検を行い、施設の安全性を確認する。二次災害が発生する可能性がある場合には立入禁止等の措置を行うなど、適切な応急措置を行い、二次災害を防止する。

3. 危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置

災害発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

(1) 危険物施設【消防】

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、危険物等の製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。（消防法第 12 条の3）

(2) 高圧ガス施設・火薬類施設【総括、応急復旧、消防】

ア 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、市長は次の措置をとる。

- a 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請
- b 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- c 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

イ 災害応急対策

a 住民の安全の確保

消防職員は、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から災害に伴う事故等発生の通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

b 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

c 避難の指示及び場所

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難すべき理由を周知するとともに、自治会等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

(3)毒劇物施設の応急措置【総括、受援情報、環境衛生、応急復旧、上下水道、消防】

市は、毒劇物施設において、災害に伴う事故が発生した場合、桑名保健所と協力し、桑名警察署、消防本部へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行うとともに、以下の措置を講ずる。

- ア 住民に対する広報
- イ 汚染区域の拡大防止措置
- ウ 警戒区域の設定
- エ 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
- オ 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

(4)放射性物質施設の応急措置【総括、受援情報、環境衛生、応急復旧、上下水道、消防】

放射性物質施設において災害に伴う事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生 of 通報を受けた桑名保健所及び桑名警察署、市は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

- ア 住民に対する広報
- イ 汚染区域の拡大防止措置
- ウ 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- エ 避難指示
- オ 被ばく者の救出及び救護
- カ 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡
- キ 輸送中の事故にあっては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当: 応急復旧チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	・被害の発生及び拡大の防止	三重県 【根拠法令等: 防災基本計画】
農林水産省・サポート・アドバイス・チーム (MAFF-SAT)	・農地、森林、水産関係施設等の被害拡大防止	三重県 【根拠法令等: 防災基本計画】
三重県建設業協会桑名支部	・災害応急復旧工事	三重県建設業協会桑名支部 【根拠法令等: 協定】
赤須賀漁業協同組合 三重県桑名建設事務所 中部地方整備局木曽川下流河川事務所	・水防に関する連携	赤須賀漁業協同組合 三重県桑名建設事務所 中部地方整備局木曽川下流河川事務所 【根拠法令等: 協定】
三重県農業共済組合	農業用施設の被害写真の提供	三重県農業共済組合 【根拠法令等: 協定】

第22節 災害支援活動のサポート

災害発生後の避難所運営、復旧作業など様々な場面での活動が期待される災害ボランティアを本市に呼び込み、その活動へのサポートをするための手順等を定める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24 時間以内	1. 災害ボランティア支援センターの開設	生活再建チーム
24時間～72時間以内	2. 災害ボランティアの活動支援 3. 専門ボランティアの受入れ	生活再建チーム

1. 災害ボランティア支援センターの開設

(1)災害ボランティアセンターの開設【生活再建】

大規模災害が発生し、ボランティアの受入れ及び活動支援が必要と判断した場合、桑名市社会福祉協議会に対して、災害ボランティアセンターの開設を要請する。

拠点場所候補	所在地
桑名福祉ヴィレッジ	桑名市大字星川 2239 番地 1
総合福祉会館	桑名市常盤町 51 番地 1
多度すこやかセンター	桑名市多度町多度一丁目1番地1
長島福祉健康センター	桑名市長島町松ヶ島 63 番地 2
パブリックセンター	桑名市中央町三丁目44番地

(2)ボランティア募集の広報【生活再建】

桑名市はマスコミや SNS、ホームページ等を通して、広く県内外にボランティアの協力を求めていることを発信する。

(3)桑名市災害ボランティアセンターの運営【生活再建】

桑名市災害ボランティアセンターの運営は、桑名市社会福祉協議会が中心となり、桑名ボランティア連絡協議会、みえ災害ボランティアセンター等と連携を図りながら運営を行う。

生活再建チームは、必要に応じて情報連絡員を派遣するなど、被災情報等の連絡調整を行うとともに、桑名市災害ボランティアセンターを開設した旨を市民へ周知するものとする。また、把握した市民からの支援ニーズを桑名市災害ボランティアセンターへ連絡する。

(4)災害ボランティアセンターの機能【生活再建】

- ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- イ 「みえ災害ボランティア支援センター」との連絡調整
- ウ ボランティア受入れ、被災地での活動の支援
- エ その他ボランティア活動に関する庶務
- オ 市、桑名市社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携による資機材等の調達・供給

(5)災害ボランティアセンターの閉鎖【生活再建】

災害ボランティアセンターの閉鎖については、災害の規模、被害状況等、様々な情報を総合的に勘案し、災対本部と桑名市社会福祉協議会が協議を行い、閉鎖する。

2. 災害ボランティア活動支援

被災者にとってより良い支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入と活動先の調整を行う。

(1)活動支援の考え方【生活再建】

災害ボランティアや NPO 等の自主性、自発性を尊重する。また、行政が行う公平・中立性を中心とした救援活動とボランティア等が行う個別・多様性を中心とした支援活動の相違について理解し、ボランティア間で協力して、被災者への効果的な支援にあたる。

(2)災害ボランティアの受付等【生活再建】

ア ボランティアの受付

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

イ 個人ボランティアのグループ化等の活動体制の整備

個人的なボランティア申出者については、ボランティア団体等が中心となってグループ化を図るなど、活動が機能的に行われるよう体制を整備する。

ウ ボランティアに対する情報提供

被災地や救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

エ ボランティアの募集

ボランティアの需要に対して不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行うほか、被災者援護協力団体制度を活用し、協力を依頼する。

オ 活動内容

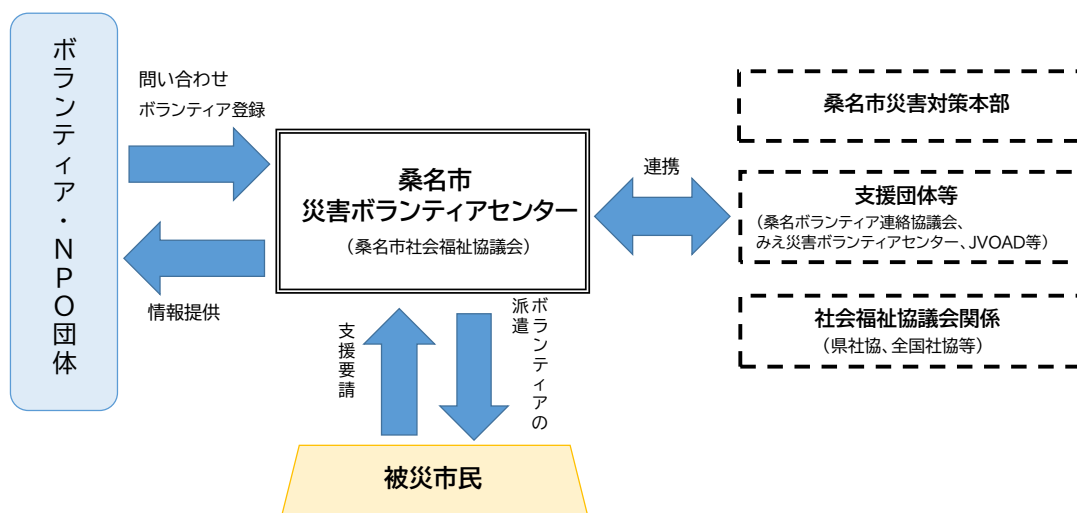
ボランティア団体の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めることとする。

- ア 炊き出し、その他災害救助活動の協力
- イ 清掃及び防疫
- ウ 災害応急対策用物資、資材等の輸送
- エ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ その他災害応急措置の応援

(3)災害ボランティア支援体制の確立【生活再建】

市、ボランティア関係団体、支援団体等は連携し、受入体制の整備など、災害ボランティア支援体制の確立に努める。この場合、ボランティア関係機関は、災害ボランティアの受入体制についての連絡調整や支援等に努める。

【災害ボランティアセンターのイメージと各機関との関係】



3. 専門ボランティアの受入れ【生活再建】

国の被災者援護協力団体制度等を活用し、災害対応へのニーズに応じ、専門性をもつNPO・ボランティア団体等へ被災者支援業務の協力依頼を行い、NPO・ボランティア団体等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:生活再建チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
社会福祉法人桑名市 社会福祉協議会	・災害ボランティアセンターの開設及び運営	社会福祉法人桑名市 社会福祉協議会 【根拠法令等:協定】
みえ災害ボランティア 支援センター	・災害ボランティアの活動支援	

第23節 宅地等の危険度判定

風水害により被災した宅地の危険度判定を行い、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するため、被災地の安全確保に関する対策を定める。

活動開始時期	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 被災宅地危険度判定実施の準備	応急復旧チーム
24時間～72時間以内	2. 被災宅地危険度判定の実施	応急復旧チーム

1. 被災宅地危険度判定実施の準備

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置【応急復旧】

市は、被災宅地の判定のため、市内で活動する判定士を指揮総括し、判定士の身分保障、判定結果の集約等のための被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

(2) 県へ判定士の派遣要請【応急復旧】

各判定実施本部は、応急復旧チームの職員のみでは被災宅地の危険度判定を実施することが困難な場合には、県知事へ判定士の派遣要請を行う。

2. 被災宅地危険度判定の実施

被災宅地危険度判定士は、土砂災害や擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

(1) 被災宅地危険度判定実施の決定【応急復旧】

本部長は、判定実施を決定したときは、実施本部を設置し、三重県災対本部長に連絡するとともに、報道機関等を通じて市民に判定実施を周知する。

実施本部長は応急復旧チームから選出する。

(2) 判定実施計画の作成【応急復旧】

実施本部長は、宅地被害状況、被災地の状況等に基づき、判定実施計画を作成し、必要に応じて三重県支援本部長に対し支援を要請する。

(3) 調査対象施設【応急復旧】

擁壁、宅盤、切土、盛土、のり面及び自然斜面、排水施設、その他

(4)判定【応急復旧】

危険度判定は「被災宅地危険度判定マニュアル」に基づき、目視及び簡便な計測により行い、「大」、「中」、「小」で行う。

(「大」危険宅地、「中」要注意宅地、「小」調査済み宅地)

また、判定結果については、避難情報の発令や警戒区域の指定など特に緊急を要する応急判断においても活用するとともに、判定を受けた宅地の所有者等に対し、必要に応じて適切な措置を講ずるよう協力要請あるいは宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく勧告等の手続きを行う。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当: 応急復旧チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
全国被災建築物応急危険度判定協議会	・被災建築物の応急危険度判定	三重県 【根拠法令等:-】
被災宅地危険度判定連絡協議会	・被災宅地の危険度判定 ・擁壁等の宅地の危険度判定	三重県 【根拠法令等:-】
(一社)三重県建築士会桑員支部	・応急危険度判定に関する調査支援	(一社)三重県建築士会桑員支部 【根拠法令等:協定】

第24節 行方不明者の搜索・遺体の収容等に関する計画

風水害被害によって、行方不明となった市民の搜索及び死亡者の処置、埋火葬等について定める。

活動開始時間	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 行方不明者の搜索	消防チーム
	2. 遺体の収容、検視・検案、引渡し等	環境衛生チーム 生活再建チーム
24時間～72時間以内	3. 遺体の埋火葬	環境衛生チーム
72時間～1か月以内	4. 身元不明遺体の処置	環境衛生チーム 生活再建チーム

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「埋葬」、「死体の搜索」、「死体の処理」、「輸送費」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

1. 行方不明者の搜索【消防】

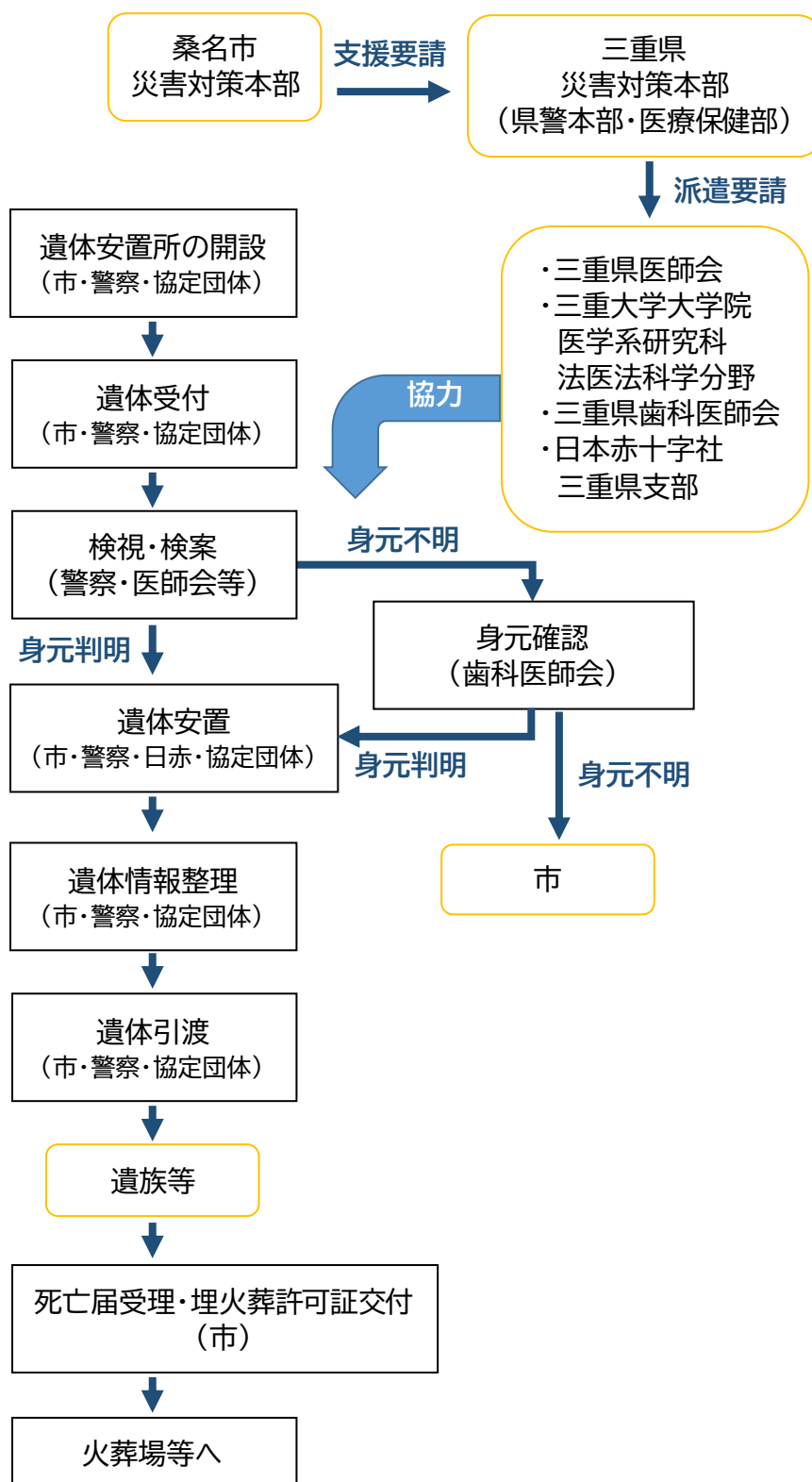
災害発生に伴い、行方不明者がいると推定されるときは、人員及び搜索機器を確保し、搜索にあたる。行方不明者の搜索は、四日市海上保安部、陸上自衛隊、三重県警察と連携をとり、災害現場の状況に応じて自治会、自主防災組織等の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て行う。知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事の補助機関として行う。災害救助法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

2. 遺体の収容、検視・検案、引渡し等【環境衛生、生活再建】

災害により死亡した者については、三重県警察等の検視、医師による死亡検案を経たうえ、必要に応じ遺体の一時保存、洗浄等の処理を協定に基づき葬祭業者等に委託する。

【資料6-1 災害時応援協力に関する協定等一覧】



ア 遺体安置所の開設

遺体検視を行う警察や協定を締結している三重県葬祭業協同組合等と協議し、遺体の収容先として、可能な限り規模等が整った体育館等に検案場所・安置所を設置する。

イ 遺体の受付

遺体安置所に遺体が搬送されてきた場合、受付にて遺体及び所持品の情報を整理するとともに、遺体情報を記載した調査票や受付簿などを作成する。

ウ 遺体の検視、検案

遺体安置所の遺体を順番に検視・検案を実施する。検視は警察官、検案は医師または法医学者が実施する。

エ 身元の確認

検視・検案が完了した遺体で、身元が不明な遺体は歯科医師が歯科所見を実施する。

オ 遺体の安置

検視・検案・歯科所見まで完了した遺体を納棺し、安置所で安置し遺族に引き渡しの準備を行う。安置に必要な棺、納体袋及びドライアイス等を三重県葬祭業協同組合等と調整し、調達する。また、不足が生じるようであれば、三重県や同組合を通じて、他都道府県に応援依頼する。遺体は腐敗を防止するため、ドライアイスで冷却し、遺留品は遺体と共に保管する。特に、夏季等気温が高い季節、及び湿気が高いときには、遺体腐乱防止と換気に十分注意を払う。

遺体安置所において、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理について、日本赤十字社及び三重県葬祭業協同組合との調整を行う。遺体は納棺し、損傷が大きい場合等は、毛布で覆う、納体袋に納める等死者の尊厳を保てるような措置を行う。

カ 遺体の情報整理

検視・検案・歯科所見の完了した遺体については、各作業において判明した結果を基に記録簿を作成し、訪問した遺族が遺体情報を閲覧できるようにする。また、安置所に届いた行方不明者情報と遺体情報が合致した場合は家族等へ遺体の情報について連絡する。

キ 遺体の引き渡し

市は警察と協力し、身元不明者について、人相・所持品・着衣・その他の特徴等や家族等による確認などにより身元の確認を行う。また、行方不明者の搜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

遺体の引き渡しについては身元が判明し、引き取り人がいる場合は、遺体等引取確認書への記入の上、速やかに遺体を遺族等に引き渡す。遺族(関係人)から火葬の依頼があった場合は、その調整を行う。

ク 火葬の手続き

遺体安置所内に死亡届の受理と埋火葬許可証の発行窓口を設置し、また厚生労働省の埋火葬許可特例通知があった場合、同通知に基づく特例許可証を発行するなど必要な対応を行う。

3. 遺体の埋火葬

災害により死亡したものについて、被災者の遺族に適切な情報を提供するとともに、遺族等が混乱のため埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合には、応急的な措置を行う。

(1) 斎場の被害状況の確認【環境衛生】

災害の影響による斎場の被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を行い、緊急火葬体制を策定する。なお、市内の斎場が風水害等の被害により使用できない場合及び斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、県に広域火葬の実施を要請する。

(2) 埋火葬相談窓口の設置【環境衛生】

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(3) 遺体の搬送及び埋火葬【環境衛生】

災害救助法が適用された場合は、火葬場までの遺体の搬送を行うとともに、火葬(埋葬)許可証を確認し、遺体を埋火葬する。棺、骨つぼ等については、現物で遺族に支給する。

4. 身元不明遺体の処置

(1) 身元不明遺体の埋火葬【環境衛生】

身元不明遺体については、一定期間内に処置することが望ましいので、次の要領で市が埋火葬を行う。

ア 身元引受人が見つからない遺体については、本部長を身元引受人として適正な保管に努め、一定期間(概ね1週間程度)を経過した後、死体埋火葬許可証の発行手続きをとる。

イ 身元不明の遺体の火葬を行う場合は、警察に連絡し、検視と身元確認に必要な所定の調査が終了していることを遺体情報の記載された調査票や受付簿などで確認する。

ウ 身元不明の遺体の火葬終了後の遺骨は、遺骨安置所に保管する。遺品がある場合は遺骨と共に保管する。

(2) 埋火葬後の対応【生活再建】

安置所の閉鎖に伴い、身元不明の遺骨・遺留品は、生活再建チーム(福祉総務課)に引き継ぐ。身元不明の遺骨は、1年以内に引取人が判明しない場合、身元不明者取り扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(受援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:環境衛生チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
自衛隊	・行方不明者の捜索	三重県又は自衛隊 【根拠法令等:災害対策基本法第68条の2】
警察災害派遣隊	・行方不明者等の捜索 ・遺体安置所の運営 ・検視、死体調査や身元確認支援	三重県又は桑名警察署 【根拠法令等:防災基本計画】
桑名警察署	・遺体安置所の運営	桑名警察署 【根拠法令等:覚書】
三重県葬祭業協同組合	・埋葬又は火葬に至るまでの業務の供給	三重県葬祭業協同組合 【根拠法令等:協定】

第25節 災害警備活動

災害が発生した場合、住民等の生命、身体及び財産の保護を目的として実施する災害警備活動について定める。

開始時期	活動項目	実施担当
発災後～24時間以内	1. 災害警備活動	総括チーム 受援情報チーム

1. 災害警備活動

(1)災害警備活動【総括】

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、三重県警察に対し警備体制の確立を要請し、情報共有に努める。三重県警察との緊密な連携の下、概ね次の災害警備活動を実施する。

- ア 災害情報の収集並びに広報活動
- イ 防災、警備対策推進上の資料としての被害調査
- ウ 関係機関の発する各種警報等の伝達についての協力
- エ 危険区域内市民の避難誘導
- オ 迷子等の保護
- カ 被害者の救出、行方不明者の捜索及び死者の検視
- キ 被災地における交通の確保と指導
- ク 暴利の取締り、危険物の保安及びその他被災地における犯罪の予防並びに検挙
- ケ 流言飛語の防止その他人心の安定を図るための治安情報の収集並びに広報活動
- コ 県及び市の行う災害業務に対する協力

また、地域における防犯活動団体等と連携して被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

(2)災害警備に関する広報【受援情報】

市ホームページ、SNS、緊急防災ラジオ等の媒体を活用し、県及び三重県警察等と連携して市民に広報を行う。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当: 受援情報チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
警察災害派遣隊	・被災地における犯罪の抑止及び犯罪の検挙 ・相談対応及び防犯指導等	三重県又は桑名警察署 【根拠法令等: 防災基本計画】

第26節 教育施設等の対策

災害の発生が予見される場合又は発生した場合、教育施設等（義務教育学校・中学校・小学校・幼稚園・保育所）は、生徒等の安全確保を最優先し、休校（園）等の適切な措置を講じる。また、災害のため平常の学校教育、保育及び幼児教育の実施が困難となった場合は、県教育委員会など関係機関の協力を得て、学校教育、保育及び幼児教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施する。社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置については、所管課において実施する。

活動開始時間	活動項目	実施担当
風水害発生前まで	1. 休校（園）措置の実施	避難所・教育チーム
	2. 生徒等の安全確保	医療保健チーム
	3. 学校施設等の一時使用措置	避難所・教育チーム
24時間～72時間以内	4. 応急教育の実施判断	避難所・教育チーム
	5. 応急的な保育及び幼児教育の実施判断	医療保健チーム
	6. 文化財の対策	物資調達チーム 避難所・教育チーム

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「学用品の給与」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

1. 休校（園）措置の実施

(1) 情報等の収集・伝達体制の確立 【避難所・教育、医療保健】

- ア 医療保健チーム及び避難所・教育チームは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、校長・園長・所長（以下、校長等）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- イ 校長等は、関係機関から災害に関する情報や気象警報等を受けた場合、教職員や保育士（以下、教職員等）に対して速やかに伝達するとともに、テレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- ウ 校長等は、生徒等および施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を医療保健チーム、避難所・教育チームその他の関係機関に報告する。

(2)休校(園)措置の判断【避難所・教育、医療保健】

校長等は、始業前に気象警報が発表されるなど、登校に危険が予想される場合は、学校等の防災計画や避難確保計画に基づき速やかに休校(園)の措置を行う。

また、始業後に暴風警報が発表されるなど、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、風雨等の状況や通学路の安全を確認したうえで、保護者と連絡を取り、教職員の引率による集団下校、保護者等へ引き渡し、安全指導などの措置を講じる。ただし、状況によっては、校長等の判断により一時下校(引き渡し)を見合わせる場合がある。

(3)休校(園)措置の連絡【避難所・教育、医療保健】

休校(園)措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し、速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

2. 生徒等の安全確保

(1)情報の伝達【避難所・教育、医療保健】

生徒等への災害情報の伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮して行う。

(2)生徒等の下校・引き渡し【避難所・教育、医療保健】

保護者等に直接引き渡すなど、生徒等の安全確保に十分配慮する。また、生徒等を下校させる場合は、教職員等による通学路等の安全確認や、できる限り集団で下校させるなどの安全確保対策を行う。

(3)帰宅困難生徒等の保護【避難所・教育、医療保健】

帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な生徒等については、生徒等の心身のケアについて必要な措置を講じたうえで、校内や避難場所など最も安全な場所において保護する。

3. 学校施設等の一時使用措置【避難所・教育】

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、避難所及び災害応急対策のため、薬品などの毒劇物および危険物が置かれている理科室等を除き、あらかじめ決められた順番で教室及び体育館等を開放し、使用させる。

4. 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

(1)校舎等の応急復旧対策【避難所・教育】

- ア 校舎等の危険度判定を行う。
- イ 校舎等の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。校舎等の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、社会教育施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎等を設置する。
- ウ 応急教育実施にあたっては、生徒等及び保護者等に対して、メール、ホームページ等、避難した生徒等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。
- エ 浸水被害を受けた校舎等については、教室、給食室、トイレ等の防疫に必要な箇所の消毒を速やかに実施する。
- オ 被害を受けた校舎等については、理科室、保健室等に保管している薬品、器具について安全点検を行う。また、使用不能となった児童生徒用机、椅子等は、応急修理を行うとともに近くの学校等から余剰のものを集め補充し、授業に支障をきたさないようにする。
- カ 通学路上に障害物あるいは危険物があるとき又は危険が生ずるおそれがあるときは、関係機関にそれらの除去などを要請し、通学路の安全確保に努める。
- キ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、避難所・教育チームは県災対本部に対し、生徒等を他の学校施設等へ転入学させる等の調整を要請する。

(2)被災生徒等の保健管理【避難所・教育】

- ア 被災生徒等の心の相談を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神科医等による支援を実施する。
- イ 学校の設置者は応急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたる。
- ウ 被災地域の生徒等に対しては、早急に健康診断、検便等を行うとともに、感染症の予防と健康保持に努める。

(3)教職員の確保【避難所・教育】

- ア 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。
- イ 教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。
- ウ 学校再開に向けた業務、生徒等の心のケア等を自力で行えない場合、県と調整の上、「三重県災害時学校支援チーム」の派遣を要請し、支援を受ける。

(4)学用品の調達及び確保【避難所・教育】

ア 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

イ 給与の方法

学用品の給与は、市長(救助法が適用された場合は知事の委任により市長)が行う。

(5)学校給食【避難所・教育】

施設、設備、関係職員及び関係業者等の実情を把握し、その状況に適した措置を講ずるなどして、災害時においても学校給食の供給に努める。

(6)私立小中学校への対応【避難所・教育】

私立小中学校(以下「私立学校等」という。)は、市立学校に準じた応急教育対策を講じるよう努める。また、私立学校等及び三重県災対本部と連携し、私立学校等の被害状況を収集するとともに、私立学校等に対して必要な情報の伝達を行う。

5. 応急的な保育及び幼児教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、保育及び幼児教育の回復に努める。

(1)園舎等の応急復旧対策【医療保健】

ア 園舎等の危険度判定を行う。

イ 園舎等の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。園舎等の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な保育所、幼稚園、社会教育施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮園舎を設置する。

ウ 応急的な保育及び幼児教育の実施にあたっては、保護者等に対し、メール、ホームページ等、避難した幼児等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

エ 浸水被害を受けた園舎等については、保育室、遊戯室、給食室、トイレ等の防疫に必要な箇所の消毒を速やかに実施する。

オ 被害を受けた園舎等については、設備・器具等について安全点検を行う。また、使用不能となった机、椅子等は、応急修理を行うとともに近くの保育園等から余剰のものを集め補充し、保育及び幼児教育等に支障をきたさないようにする。

(2)幼児の保健管理【医療保健】

被災した幼児の健康管理及び心のケアを実施する。

(3)保育士等の職員確保【医療保健】

保育士等の人的被害が大きく、保育及び幼児教育の実施に支障をきたすときは、保育所及び幼稚園間等の保育士等の職員の応援を図るとともに、会計年度任用職員の確保に努める。

(4)給食の実施【医療保健】

施設、設備、関係職員及び関係業者等の実情を把握し、その状況に適した措置を講ずるなどして、災害時においても給食の供給に努める。

(5)私立保育園等への対応【医療保健】

私立保育園や幼稚園は、公立保育所や幼稚園に準じた応急保育対策を講じるよう努める。

6. 文化財の対策

(1)被害状況の報告【物資調達、避難所・教育】

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに観光課(物資調達チーム)を通じて、県災対本部に報告する。県災対本部は、被害状況を直ちに集約し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

市指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに観光課(物資調達チーム)に報告する。観光課は上記の報告内容について教育委員会に共有を図る。

(2)応急対応【物資調達】

国・県・市指定等文化財が被害を受けたときは、県災対本部の担当部隊の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

【災害対応における協力支援組織】

災対本部が本市の有する災害対応能力だけでは対応に不足が生じる、又は不足が生じると予想する場合は、県や他の自治体、関係機関、協定団体等に応援を要請し、協力を得ながら災害対応を行う(応援にかかる具体的な調整方法は「第18節 応援協力要請」を確認)。なお、本節の対策として特徴的な支援を下記に記載する。

担当:避難所・教育チーム

支援組織名	主な活動内容	依頼報告先
被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)	・文部科学省職員の派遣による被災状況や支援ニーズの把握 ・被災文教施設の応急危険度判定	三重県 【根拠法令等:-】
三重県災害時学校支援チーム	・授業再開準備の支援	三重県 【根拠法令等:三重県地域防災計画】

第27節 局地的大雨への対応

積乱雲による局地的な大雨では、降り始めから十数分間程度で、中小河川の増水や低地や道路のアンダーパスが冠水するといった被害が発生するおそれがある。また、線状降水帯が発生すると、同じ場所で非常に激しい雨が数時間にわたり降り続き、総雨量が数百ミリに達し、河川や内水の氾濫等による甚大な被害が生じるおそれがあるため、被害の未然防止のため必要な措置を実施する。

活動開始時間	活動項目	実施担当
風水害発生前まで	1. 防災関係機関との情報共有	総括チーム
	2. 「気象解説情報(線状降水帯半日前予測)」発表に伴う対応	総括チーム 受援情報チーム 避難所・教育チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム
発災後～24時間以内	3. 「気象防災速報(線状降水帯発生)」発表に伴う対応	総括チーム 受援情報チーム 避難所・教育チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム

1. 防災関係機関との情報共有【総括】

気象庁が提供する線状降水帯に関する情報(「気象解説情報(線状降水帯半日前予測)」 「気象防災速報(線状降水帯発生)」等)とともに、気象庁 HP「今後の雨(降水短時間予報)」や「雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト)」により雨雲の状況等を随時確認し、あわせて防災関係機関との情報共有に努める。

2. 「気象解説情報(線状降水帯半日前予測)」発表に伴う対応

【総括、受援情報、避難所・教育、応急復旧、上下水道】

「1. 防災関係機関からの情報収集」で収集した情報に基づき、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、避難所開設及び河川施設の操作、道路規制準備等の必要な対策を講じるとともに、避難情報を発令する。

また、市民に対して、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないよう注意喚起をするとともに、その危険性に鑑み、早期避難を促す。

3.「気象防災速報(線状降水帯発生)」発表に伴う対応 【総括、受援情報、避難所・教育、応急復旧、上下水道】

気象庁より「気象防災速報(線状降水帯発生)」が発表された際は、線状降水帯が発生し、市内で局地的大雨が発生している状況のため、引き続き必要な対策を講じるとともに、緊急安全確保を発令する。

また、市民に対して、その危険性に鑑み、速やかに安全を確保するよう注意喚起をする。特に、夜間においては、避難路の状況が不明瞭であり、避難所への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や、山側とは反対の高層階の部屋へ避難を呼びかける。